

令和3年第1回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（3月4日）（木曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 令和3年度施政方針説明	7
1. 日程第 6 一般質問	16
福 岡 兵八郎 議員	16
知事とのふれあい対話	
特殊病害防除について	
生ゴミ処理について	
県道拡幅整備について	
新規農政策について	
（高城農林水産課長、清瀬地域営業課長、政田総務課長、 村上企画課長、新田住民生活課長、亀澤建設課長、 高岡町長）	
富 田 良 一 議員	36
新庁舎について	
公共施設トイレについて	
（政田総務課長、清瀬地域営業課長、尚学校教育課長、 茂岡社会教育課長）	
宮之原 順 子 議員	42
感染症対策について	
災害時の情報伝達の対策について	
世界自然遺産登録について	
おくやみコーナー開設について	
（安田健康増進課長、政田総務課長、村上企画課長、 高岡町長、新田住民生活課長）	

	竹 山 成 浩 議 員	50
	ワクチン接種に向けた進捗状況は	
	世界自然遺産登録が期待されるが機運醸成への取り組みは	
	林道整備について	
	黒糖焼酎を文化遺産登録へ	
	本土から離島間の輸送コスト支援について	
	(安田健康増進課長、村上企画課長、高岡町長、	
	高城農林水産課長、清瀬地域営業課長、茂岡社会教育課長、	
	幸野副町長)	
1. 散 会	66
第2号(3月5日)(金曜日)		
1. 開 議	69
1. 日程第 1	一般質問	69
	木 原 良 治 議 員	69
	公共下水道事業について	
	ゴミ処理について	
	(亀澤建設課長、新田住民生活課長、政田総務課長、	
	高岡町長)	
	是 枝 孝 太 郎 議 員	80
	児童福祉振興について	
	教育振興について	
	福祉振興について	
	(保久介護福祉課長、茂岡社会教育課長、尚学校教育課長)	
	植 木 厚 吉 議 員	95
	コロナ対策について	
	観光産業活性化について	
	河川整備について	
	(清瀬地域営業課長、政田総務課長、安田健康増進課長、	
	茂岡社会教育課長、高岡町長、亀澤建設課長)	
	勇 元 勝 雄 議 員	109
	子育て支援について	
	新庁舎建設について	

イノシシ被害について

コロナウイルス対策について

行政改革について

美農里館について

インターネット接続について

(安田健康増進課長、高岡町長、保久介護福祉課長、
茂岡社会教育課長、亀澤建設課長、政田総務課長、
高城農林水産課長、幸野副町長、清瀬地域営業課長)

松田太志議員 131

コロナワクチンについて

保育士奨学金制度について

農地売買時の特別控除について

死亡獣畜について

徳和瀬住宅について

(安田健康増進課長、保久介護福祉課長、高岡町長、
藤農業委員会事務局長、高城農林水産課長
亀澤建設課長)

1. 散会 143

第3号(3月8日)(月曜日)

1. 開議 149

1. 日程第1 一般質問 149

広田勉議員 149

教育について

河川の堆積物について

農道舗装について

ジャガイモについて

選挙について

施政方針について

(尚学校教育課長、福教育長、茂岡社会教育課長、
高城農林水産課長、新田住民生活課長、亀澤建設課長、
福耕地課長、水野選挙管理委員会事務局長、高岡町長、
村上企画課長、政田総務課長、太収納対策課長、

清山水道課長)

1. 日程第 2	議案第 6 号	専決処分について承認を求める件	179
1. 日程第 3	議案第 7 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	184
1. 日程第 4	議案第 8 号	徳之島町保育士等修学基金条例の制定について	185
1. 日程第 5	議案第 9 号	徳之島町保育士等修学資金貸与条例の制定について	185
1. 日程第 6	議案第 10 号	徳之島町営農研修生育成基金条例の制定について	186
1. 日程第 7	議案第 11 号	徳之島町前処理施設使用料条例の制定について	188
1. 日程第 8	議案第 12 号	徳之島町自動車等放置防止条例の一部を改正する条例について	189
1. 日程第 9	議案第 13 号	徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	190
1. 日程第 10	議案第 14 号	徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	192
1. 日程第 11	議案第 15 号	徳之島町浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について	193
1. 日程第 12	議案第 16 号	徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	194
1. 日程第 13	議案第 17 号	工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区））	194
1. 日程第 14	議案第 18 号	工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区））	195
1. 日程第 15	議案第 19 号	工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））	196
1. 日程第 16	議案第 20 号	物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））	197
1. 日程第 17	議案第 21 号	工事請負変更契約の締結について（亀津幹線管路	

		築造工事（7工区）	199
1. 日程第18	議案第22号	農業委員の選任について	200
1. 日程第19	議案第23号	農業委員の選任について	201
1. 日程第20	議案第24号	農業委員の選任について	202
1. 日程第21	議案第25号	農業委員の選任について	202
1. 日程第22	議案第26号	農業委員の選任について	203
1. 日程第23	議案第27号	農業委員の選任について	203
1. 日程第24	議案第28号	農業委員の選任について	204
1. 日程第25	議案第29号	農業委員の選任について	204
1. 日程第26	議案第30号	農業委員の選任について	205
1. 日程第27	議案第31号	農業委員の選任について	205
1. 日程第28	議案第32号	農業委員の選任について	206
1. 日程第29	議案第33号	農業委員の選任について	206
1. 日程第30	議案第34号	農業委員の選任について	207
1. 日程第31	議案第35号	農業委員の選任について	207
1. 日程第32	議案第36号	令和2年度一般会計補正予算（第9号）について	208
1. 日程第33	議案第37号	令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	209
1. 日程第34	議案第38号	令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	210
1. 日程第35	議案第39号	令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	211
1. 日程第36	議案第40号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について	212
1. 日程第37	議案第41号	令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）について	213
1. 日程第38	議案第42号	令和3年度一般会計歳入歳出予算について	214
1. 日程第39	議案第43号	令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	214
1. 日程第40	議案第44号	令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について	214
1. 日程第41	議案第45号	令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算に	

		ついて	214
1. 日程第 4 2	議案第 4 6 号	令和 3 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算 について	214
1. 日程第 4 3	議案第 4 7 号	令和 3 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算 について	214
1. 日程第 4 4	議案第 4 8 号	令和 3 年度水道事業会計歳入歳出予算について	215
1. 散 会			217
第 4 号 (3 月 12 日) (金曜日)				
1. 開 議			221
1. 日程第 1	議案第 4 2 号	令和 3 年度一般会計歳入歳出予算について	...	221
1. 日程第 2	議案第 4 3 号	令和 3 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予 算について	221
1. 日程第 3	議案第 4 4 号	令和 3 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予 算について	221
1. 日程第 4	議案第 4 5 号	令和 3 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算に ついて	221
1. 日程第 5	議案第 4 6 号	令和 3 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算 について	221
1. 日程第 6	議案第 4 7 号	令和 3 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算 について	221
1. 日程第 7	議案第 4 8 号	令和 3 年度水道事業会計歳入歳出予算について	221
1. 日程第 8	議員派遣の件		228
1. 日程第 9	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について		...	228
1. 閉 会			229

令和3年第1回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和3年第1回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和3年3月4日開会～令和3年3月12日閉会 会期9日間

月	日	曜日	会議別	日程
3	4	木	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○令和3年度施政方針の説明 ○一般質問（福岡・富田・宮之原・竹山）4名
	5	金	本会議	○一般質問（木原・是枝・植木・勇元・松田）5名
	6	土	休 会	
	7	日	休 会	
	8	月	委員会	○一般質問（広田）1名 ○条例・補正予算等審議・採決 ○令和3年度当初予算上程（特別委員会設置、付託）
	9	火	委員会	○予算審査特別委員会
	10	水	委員会	○予算審査特別委員会
	11	木	委員会	○予算審査特別委員会
	12	金	本会議	○委員長報告 ○閉会

令和3年第1回徳之島町議会定例会

第1日

令和3年3月4日

令和3年第1回徳之島町議会定例会会議録
令和3年3月4日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 令和3年度施政方針説明

○日程第 6 一般質問

福岡兵八郎 議員

富田 良一 議員

宮之原順子 議員

竹山 成浩 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	政田正武君
企画課長	村上和代君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	水野毅君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清山勝志君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから令和3年第1回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番勇元勝雄議員、10番是枝孝太郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月12日までの9日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和3年2月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので御覧いただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

行政報告につきましては、お手元に詳細を配布しておりますので、主なものを御紹介いたします。

まず、12月16日から12月18日、奄美地域離島航空路線の協議会出席、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会出席、大島郡町村会自由民主党奄美振興特別委員会に出席。

その際につきましては、コロナ禍にあって役員のみのお出席となりましたが、私を感じましたところは、令和3年度の奄振については、公共事業はほぼ100%要望額が達成しておりますが、非公共事業におきましては、いまだ23億と要望額よりも格差を感じております。今後の課題といたしましては、次期奄振の延長に向けて、使い勝手のよい奄振予算の獲得ないし法改正が必要だと感じているところでありますので、議員の皆様方にも御協力を心からお願い申し上げます。

1月20日から1月21日、令和3年安全祈願祭第47回労働災害防止大会に出席、1月24日から1月26日、令和2年度鹿児島県後期高齢者広域連合運営委員会に出席、鹿児島県町村会理事会に出席。

2月1日から2月2日、第8回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議に出席しておりますが、この会議において今回話題になったのが、喜界島の徳洲会病院の新設、さらには徳之島においての徳洲会の新設においてベッド数の増床を協議しておりましたが、私どもが納得のいく結論は出ませんでした。これはしっかりと地域の格差と病院医療の連携を構築するためにも、このような状況では調整会議の意味がないと私は判断しております。

今後もこのベッド数については、平等なベッド数の確保を要望し、そしてまた調整会議に諮っていきたいというふうに思いますので、議員の皆様方にも声を大きくしていただいて、ベッド数の獲得の地域間格差を解消するよう協力を心からお願いしたいと思います。納得のいく結論ではありませんでした。

2月2日から2月5日、令和2年度地方自治振興促進懇談会及び市町村長研修会に出席、鹿児島県国土利用計画審議会に出席、2月11日から2月13日、振興協会令和2年度第2回臨時評議員会に出席、2月18日から2月20日、大島郡の市町村長会、奄美群島地域産業振興基金協会理事会、奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンターの理事会、奄美群島観光物産協会理事

会、大島郡市町村長・議会議長合同会、奄美・やんばる広域圏交流会総会、奄美群島広域事務組合議会定例会、奄美群島観光物産協会総会、地域行政懇話会に出席しております。

2月23日から3月2日、市町村長の研修会、第134回鹿児島県町村会の定期総会、鹿児島県ICT・IoT利用促進協議会令和2年度の定期総会、令和2年度奄美群島農業農村整備事業に出席、鹿児島県町村会の理事会に出席しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 令和3年度施政方針説明

○議長（池山富良君）

日程第5、令和3年度施政方針説明を行います。

○町長（高岡秀規君）

令和3年第1回徳之島町議会定例会の開催に当たり、町政に臨む所信を申し上げるとともに、令和3年度徳之島町一般会計予算案及び特別会計予算案、関連議案を提出し、町民の皆様方並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和3年度の一般会計予算案の総額は、歳入及び歳出それぞれ82億5,348万2,000円となっており、前年度と比較しますと13.4%減となっております。歳入歳出の主な事柄といたしましては、新庁舎の建設事業、徳和瀬住宅新築工事等になります。

それでは、第5次徳之島町総合計画に掲げる「人と自然が輝き みんなで紡ぐ きらめきのまち」の実現と地域のさらなる発展に向け、総合計画内の6つの基本計画に沿って令和3年度事業施策を申し上げます。

令和3年度事業施策について。

人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくり。

徳之島町の活性化には、全ての産業がバランスよく発展し、地域全体の自立性を高めることが必要不可欠であります。

地場産業の振興を図るとともに、若者をはじめとする就業・雇用機会の確保のため、人材の育成を図りながら、地域産業全体の総合力を高め、自立的に発展する地域実現を目指してまいります。

農・畜産業の振興について。

令和元年度のサトウキビの収穫実績につきましては、面積1,055ヘクタール、単収4,449キログラム、生産量4万6,934トンとなりました。令和7年産目標生産量7万692トンを目指し、各種支援事業の継続による生産拡大を目指してまいります。

サトウキビ機械導入等支援事業では、農業形成の安定と高度化を目的に、ハーベスター等の機能向上や管理作業機の補助を通じて農家の所得向上に努めてまいりたいと思います。

農業機械等のリース支援事業では、高齢化による管理不足の解消に向けて農業用機械を導入し、単収向上を図ってまいります。

園芸につきましては、A I ・ I o T等を使った先端技術の実証等を行い、農家の抱える課題の解決に取り組んでまいります。

また、新規就農者の技術支援を目的に、町営農研修施設を活用して施設栽培と露地栽培を組み合わせた営農の指導を行ってまいります。

かんきつ類の栽培等支援につきましては、カンキツグリーンング病の発病防止、ミカンコミバエの島内での発生を防ぐとともに、新たな販路拡大に向けて、生産組合と協同でP Rを推進してまいります。

鳥獣等による農作物被害の低減に向けては、新規狩猟免許の取得費用の助成を引き続き行うほか、I C T技術を活用した捕獲機材を導入し、効率的な有害駆除・捕獲を行ってまいります。

豊かな農村環境の保全に向けては、引き続き多面的機能交付金事業を活用した農地水環境保全対策事業を町内10組織で推進してまいります。

農業の基盤整備につきましては、県営畑地帯総合整備事業を第一母志、第一花徳、第二下久志、第一南亀、第二南亀、第一尾母1期・2期、第二尾母1期・2期、徳之島北部の10地区で行ってまいります。

作物を育てる水資源の安定供給につきましては、農業水利施設及び基幹水利施設において、老朽化による突発的な故障が多発傾向にあることから、施設や周辺機器の更新を行い、農業用水の安定供給を図ってまいります。

農地の有効活用につきましては、人・農地プランのさらなる充実に取り組むほか、農地中間管理機構を活用した農地集積及び集約化を図ります。

担い手の確保及び育成につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する青年等に対し経営が確立するまでの支援を行うほか、町営農研修施設を活用した人材育成に取り組み、後継者不足を解消してまいりたいと思います。

地産地消の推進につきましては、農林漁業体験を通じた食の農業への理解の促進、郷土料理教室の開催による幅広い世代を対象とした食文化の継承推進や日本型食生活の普及促進を図ってまいります。

豊富な農産物を生かした特産品の開発につきましては、町総合食品加工センター美農里館において、徳之島産の原料を加工した製造・販売を行っており、ふるさと納税及びインターネット等を活用した販路拡大や売上向上を図ってまいります。

畜産の振興につきましては、徳之島町受精卵センターを活用した優良血統受精卵移植に取り

組むほか、ICTを活用した分娩監視カメラ等の機械や資材の導入助成を行ってまいります。

また、経営組織の確立に向けて、地域の関係者が連携し地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスター事業を行い、増頭に伴う畜産関連施設の建設や哺乳ロボットの導入、中心的経営体の収益力の強化に必要な機械のリース導入等の支援を行ってまいります。

林業の振興について。

松くい虫被害対策につきましては、倒木による人的被害や人家の損壊被害を未然に防止すべく伐倒を実施し、将来的に保全すべき松につきましては薬剤の樹幹注入を引き続き実施してまいります。

水産業の振興について。

離島漁業の活性化につきましては、漁業集落協定に基づいた種苗放流や藻場造成やお魚祭への出店等、漁場の生産力の向上に関する取組や漁場の再生に関する実践的な取組を支援してまいります。

サンゴ礁の保全につきましては、多くの水産資源を育む礁池等の海洋環境の保全に向けて、サンゴの天敵であるオニヒトデの駆除を実施するとともに、サンゴの生息状況調査や移植を行い、豊かな水産資源の確保を図ってまいります。

商業の振興について。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者支援につきましては、事業継続支援金を支給するとともに、町内でのクラスター発生時には、関連支援金の支給及び感染症対策事業により、事業者の救済と感染拡大防止に取り組んでまいりました。

また、還元率の高い飲食券を発行することで、消費者の購買意欲向上による消費拡大を図り、地域活性化につなげてまいりました。

今後とも、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた産業を支援するとともに、新型コロナウイルス収束後の反転攻勢に向けた地域振興策を図ってまいります。

観光の振興について。

観光振興につきましては、徳之島観光連盟及び関係団体との連携を図るとともに、SNS等を活用した情報発信、エコツーリズムの推進及びエコツアーガイドの育成を推進することにより、来島者の満足度向上に取り組んでまいりたいと思います。

施設整備につきましては、花徳地区における観光型闘牛場の建設、金見集落及び亀徳集落において休憩所等のハード面の整備を行いました。引き続き、集落活性化に向けた施設等の整備を実施してまいります。

新たな産業創出と雇用の確保について。

北部地区におけるにぎわいの創出につきましては、新たな観光ビジネスのモデル地域である金見地域において、「泊」、「食」、「体験」を組み合わせた新たなパッケージ商品の開発を

行っております。令和3年度では、他の地域においてもにぎわい創出に向けた取組を推進し、町民の所得向上や雇用増大につなげる持続的な活力ある集落づくりを目指してまいります。

また、北部振興の核となる観光拠点施設の基本構想策定を行い、令和5年度の完成に向けて事前準備に取り組んでまいります。

SDGsの達成に向けた取組につきましては、エコツーリズム等を含めたシマデザイン実証事業や自生する植物を生かしたボタニカル商品の開発を推進してまいります。

関係人口の創出につきましては、大学等の高等教育機関と連携して、食を支える現場を学ぶ畜産インターンシップ、海と山と生きるシマの文化エコツーリズム体験を実施してまいります。

心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくりについて。

健康・医療の充実について。

国民健康保険事業につきましては、徴収率の向上による国民健康保険税の収入確保、特定健診の推進による医療費の適正化に努めることにより、財政基盤の強化を図り、より充実したサービスの提供に努めてまいります。

医療費の抑制につきましては、一人一人が健康づくりに取り組みやすいように必要な情報提供を行うとともに、特定健診の受診率向上や運動習慣の定着につながる事業を実施することで、生活習慣病の背景であるメタボリックシンドロームの割合を減らします。

高血圧・糖尿病の重症化予防対策につきましては、未治療者の受診勧奨及び治療中断者対策、治療中コントロール不良者対策を重点的に行い、虚血性心疾患や糖尿病性腎症の発症を防ぐことで健康寿命の延伸を目指してまいります。

自殺対策につきましては、生きるを支える自殺対策計画に基づき、臨床心理士による心の健康個別相談会を実施するとともに、次世代を担う子供達がSOSを出せるように自己肯定感を高めるとともに、生きる力を育むいのちの授業を計画的に実施してまいります。

食育の推進につきましては、徳之島町食育推進計画に基づき、乳児期から学童期、成人・高齢期などライフステージに応じた幅広い食育の推進に取り組んでおります。関係機関・関係団体と連携し、積極的な食育推進に努めてまいります。

新型コロナワクチンの接種につきましては、医療従事者や高齢者、基礎疾患のある方から順次接種を開始する予定です。国の実施スケジュールに準じ、ワクチン接種を円滑に進めることで、町民の生命・健康のリスク軽減、医療への負担軽減につながるよう、県や各医療機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実について。

高齢者福祉の向上につきましては、地域サロンの充実や活性化に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らせるまちづくりを目指し、医療専門職による健康教室を開催します。

介護予防及び日常生活の支援につきましては、地域や関係機関とのネットワークの強化や支援体制の充実等、継続的に介護予防に取り組める地域づくりに取り組んでおります。

今後とも、医療・介護関係者の連携体系の充実を図るほか、各種ボランティア・認知症サポーターの養成を行い、地域での支援体制を強化してまいります。

介護支援を必要とする方につきましては、従来の通所介護や訪問介護事業、生活支援サービス等を活用し、心身機能の維持及び改善を図ってまいります。

高齢者の生活支援の基盤整備につきましては、介護用品の支給により介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の食生活の改善及び健康増進を図ってまいります。

また、在宅での自立生活の支援と一人暮らし高齢者の地域社会活動における見守りや緊急時の対応を行ってまいります。

障害者福祉の充実について。

障害者福祉の施策につきましては、障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定し、各目標を掲げております。「障害のある人もない人も共に生きる島づくり」を基本理念に、計画目標を実現するため、引き続き各市町村及び徳之島地区地域自立支援協議会と連携を図りながら、福祉の向上に努めてまいります。

子育て支援・児童福祉の充実について。

児童福祉の向上につきましては、子育て世代包括支援センターと連携し、子育て不安の解消を図るとともに、産後うつ等のハイリスク者の早期把握と支援を推進してまいります。

乳幼児健診や各種親子教室を実施し、子供の健やかな成長と発達の支援、保護者の育児不安の解消に努めるとともに、支援が円滑につながるよう関係機関との連携を図ってまいります。

歯科保健事業では、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、健やかで心豊かな生活ができるよう各種事業を実施してまいります。各ライフステージに合わせた歯科保健指導や歯周病検診等を行うことにより、全身の健康増進を推進してまいります。

少子化対策につきましては、出産時の金銭的負担の軽減及び良好な子育ての環境の整備を目的に、引き続き出産祝金の支給を実施してまいります。

豊かな自然と安全、安心な生活が調和する環境社会づくりについて。

自然環境・生態系の保護・保全について。

新型コロナウイルス感染症の影響により審査が延長されています世界自然遺産登録につきましては、本年夏に世界遺産委員会が開催される見込みであります。

世界自然遺産への確実な登録に向けて、国や県、地元暮らし私たちが一丸となり、外来生物への対応や希少種の盗掘・盗採防止など、与えられた課題の解決に向けた必要な対策を講じてまいります。

豊かな自然の保全につきましては、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した海岸の環境保全、国立公園及び周辺地域における外来種の駆除等に取り組んでおります。

生態系保全につきましては、飼い犬・飼い猫の適正飼養にかかる普及啓発、ノラネコのTNR事業を推進することで、アマミノクロウサギをはじめとする固有種の保全を図ってまいります。

循環型社会の推進について。

循環型社会の構築につきましては、限りある資源を有効に活用するため、ごみ減量化の啓発活動や関係機関との協力体制の確立を図り、生ごみの堆肥化等を推進し、ごみの減量化・資源化を推進してまいります。

リサイクルの促進につきましては、海上輸送費の助成を行い、リサイクル率を高めるとともに、不法投棄の発生防止に努めてまいります。

地域防災の充実について。

安全な地域づくりにつきましては、災害に強いまちづくりの推進のため、災害情報配信システムの登録促進を進めていくとともに、迅速かつ確実な情報提供を図るなど、情報伝達手段の充実・強化を努めてまいります。

また、デジタル式防災行政無線の整備に着手し、地域の方々に対して確実に情報が伝達されるシステムを構築してまいります。

加えて、地域ぐるみの防災組織体制の確立に向け、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護初期消火等が行える地域住人による自主防災組織の強化に努めてまいります。

交通安全の推進について。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携した交通安全対策の推進や街頭指導を行い、交通安全意識を啓発するとともに、災害共済制度への加入促進や通学路等における歩行者の安全な通路の確保、ロードミラーやガードレール等のハード面の整備、交通安全教室などのソフト面での強化に努めてまいります。

防犯体制の充実について。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全・安心で明るく住みよい地域社会づくりのため、警察署や防犯協会、自主防犯ボランティア団体等の緊密な連絡を図りながら、防犯意識の向上のための普及活動を図ってまいります。

消費者被害防止では、鹿児島県消費者行政活性化補助金を活用した弁護士相談会を開催するなど、消費者被害の未然防止を図ってまいります。消費者の安全と安心を確保するため、消費者行政の機能を維持してまいります。

誰もが快適に暮らし続けられる、人に優しいまちづくりについて。

道路・交通網の整備・充実について。

道路事業につきましては、亀津中央線の道路改良工事、亀津19号線の道路拡幅工事に向けた調整、亀津5号線の道路拡幅工事を進めてまいります。

橋梁等につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁点検を行い、補修が必要な橋梁の補修工事を実施してまいります。

住環境の充実について。

公営住宅の整備につきましては、花徳2団地の新築事業、徳和瀬住宅及び内千川住宅の現地建て替え事業、港ヶ丘団地の改修を実施し、子育て世帯が安全・快適に生活できる住宅の確保及び住環境の向上を図ってまいります。

民間住宅を対象とした整備につきましては、民間住宅リフォーム資金助成を行い、住宅の長寿命化を推進し、定住人口を増加させることで地域経済の活性化を促進してまいります。

空き家の利活用につきましては、空き家活用セーフティネット住宅改修事業を活用して、2戸の民間住宅改修資金助成を行い、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居の円滑化を推進してまいります。

公園の整備につきましては、徳和瀬総合運動公園の改修工事及び設備の更新を実施しており、安全、安心で利用できる公園施設の再整備を図ってまいります。

上下水道の整備について。

水道事業につきましては、安全な生活用水の安定供給に向けて、亀津浄水場の更新事業としてステンレス配水池の整備を実施してまいります。

下水道事業につきましては、亀津地区において整備を進め、下水道整備による快適な生活環境づくりや河川・海域の水質汚濁防止に努めるとともに、し尿処理施設マリンパーク開田を廃止し、前処理施設の供用を開始してまいります。

思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくりについて。

学校教育の充実について。

本町の全般的な教育の推進につきましては、令和元年度に改定した徳之島町教育大綱に基づき、「未来を創造する新たな教育へ挑戦」を目指し、各学校等と連携しながら、総合的に取り組んでまいります。

各学校・園等の施設整備につきましては、令和3年3月策定予定の学校施設長寿命化計画に基づき、東天城中建築に向けた諸準備等、年次的に長寿命化や改修等を行います。

また、昨年度設置した空調機等により教育環境の充実を図ります。

教育力の向上につきましては、「最先端の学びの町」を目指し、令和2年度にG I G Aスクール構想による1人1台端末の校内のW i — F i環境が整備されたことから、各学校においてI C T利活用による新しい時代の教育を推進します。引き続き北部4校では、令和2年度に全ての遠隔関連機器等の入れ替えを終えたことにより、県内外とも連携し、遠隔教育「徳之島型

モデル」の充実に努めます。

具体的には、ソフトバンク社との連携、社会貢献プログラムによりペッパーを導入し、町内の専門家をICT教育支援員として活用するなどプログラミング教育の充実に努めます。

また、企画課でも、みらい創りラボ井之川において小学生及び中学生対象のプログラミングスクールを実施するほか、徳之島プログラミングコンテストを開催するなど、プログラミング的思考の育成に向けた支援を推進してまいります。

また、学士村塾や向学塾等においても、教育関連企業等と連携し年3回、ICT等を活用したオンライン学習講座の実施をはじめ、学力向上試験、漢検・数検等の各種検定試験を実施するなど、新しい時代に対応した学習環境の整備を図ってまいります。

さらに、校務支援システム導入を推進することにより、各学校の教職員の働き方改革を進め、負担軽減と教育の質の向上を図ります。

幼・小・中学校再編につきましては、引き続き学校再編答申に基づき、小中一貫教育や望ましい教育環境を提供するという観点から総合的な検討を行います。

留学生の受け入れにつきましては、北部地区における学校において留学生の受け入れを積極的に進め、小規模校の課題解決と校区の活性化を図ってまいります。

家庭教育の充実について。

家庭教育の推進に向けては、県教育委員会による家庭教育支援モデル市町村として、地域で家庭教育支援を担う人材の拡充及び体制づくり、オンラインを活用した学びの機会づくり等に取り組んでいます。地域全体で子ども達の成長を支える地域学校協働活動を目指し、地域と連携した学びの機会や家庭教育の支援を行ってまいります。

青少年健全育成の推進について。

青少年の育成につきましては、青少年育成町民会議において決定した「早寝・早起き・朝ごはん」、「ボランティア清掃等への参加」、「スマホ等の使用」の3項目を取り組み、青少年が健全に成長していくための地域づくりを推進してまいります。

中学生及び高校生で組織されたジュニア・リーダークラブでは、子どもたちの資質向上のための研修や交流活動等を通して、地域活動を自主的に行う未来のリーダーの育成に努めてまいります。

また、インターンシップ教育事業において、中高生の望ましい勤労観や豊かな職業観の育成を目的に、関東圏での大手企業等への企業訪問や職場体験を行い、活力に満ちた若者の育成を目指してまいります。

豊かな心を育てる芸術文化活動につきましては、文化庁の文化芸術による子どもの育成事業を活用し、音楽・演劇・舞踊・伝統芸能といった幅広い分野の芸術鑑賞を行い、小中学生の情操教育を推進してまいります。

文化活動の拠点である徳之島町文化会館につきましては、空調の改修やホールのLED化等を行うとともに、文化・芸術活動の発信施設としての役割を再認識し、目的に沿った自主文化事業に取り組んでまいります。

生涯学習・生涯スポーツ活動の推進について。

生涯学習の推進につきましては、公民館講座等の学習機会を設け、新しい生活様式に合わせた形で、町民の生涯学習の意欲向上を図ってまいります。

生涯スポーツ活動の推進につきましては、講演会及び各種スポーツ教室、合宿受入れや講演会誘致事業等を積極的に行い、地域の方々にスポーツ等の魅力を発信し、町民の健康づくりを推進してまいります。

郷土文化の継承・活用につきまして。

文化財の保存・活用につきましては、沿岸・水中遺跡を含めた埋蔵文化財分布調査を実施するほか、指定文化財を適切に保存・管理できるように文化財台帳の再整備を進めてまいります。

郷土資料の収集等につきましては、文化財保護審議委員や町民等と連携をし、さらなる資料の収集・保管に取り組むほか、体験学習講座や企画展の開催を通じて、郷土の自然や文化に関する理解を深めるよう努めてまいります。

町誌編さん事業につきましては、「徳之島町史」の皮切りとして「自然編」及び「地域編」を刊行いたします。

「自然編」においては、世界自然遺産登録が見込まれるなか、徳之島の豊かな自然をビジュアル資料で紹介し、深くかつ読みやすいという特色を追求してまいります。

「地域編」では町内14集落の場所の記憶をテーマに、土地に刻まれたシマの歴史と先人がサング礁とともに生きてきたあかしである海の地名等を紹介してまいります。

ポストコロナの徳之島町を生きる私たちにとって羅針盤の一つとなるような町史を目指してまいります。

みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくりについて。

男女共同参画社会の推進について。

町が率先して女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画を策定し、女性職員が働きやすい環境を整えることを目標に取り組んでいます。令和3年度においても、鹿児島県から任命された男女共同参画推進員と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

行財政運営の効率化について。

住民サービスの根幹をなす自主財源の確保については、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の賦課及び法人税、たばこ税の申告納税を促進し、各種町税の公平公正な賦課に努めてまいります。

徴収業務では、令和2年度より拡充した電子決済サービス等による収納方法のさらなる周知、納期内納付の推進や納税意識の啓発活動を図るとともに、納税者の公平性を保つため滞納処分の強化にも取り組んでまいります。

ふるさと思いやり基金推進事業につきましては、地域資源を生かした積極的なPRを続けるとともに、地域の課題解決に向けたガバメントクラウドファンディングの制度を活用し、自主財源の獲得、関係人口や交流人口の拡大にもつなげてまいります。

結びに、新型コロナウイルスの影響により、この1年間には、誰もが想像し得なかった大きな変化がもたらされ、これまでの生活様式が一変するとともに、経済・社会・環境など私たちの身の回りの環境において、従来の概念を覆す新しい価値観が生まれています。

まずは、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先として取り組むとともに、ウィズコロナ、アフターコロナ社会を見据え、これまでの前例にない施策を打ち出してまいります。

作家司馬遼太郎の言葉に「時代の転換期には、変革を促す思想を説く思想家、思想に影響され時代を動かす行動家、革命の総仕上げ人となる実務家の3つの人物が登場する」と言われております。選ばれるまち徳之島町を目指し、さらなる町の発展に向けて、適材適所を見極め、必要な人材の育成に取り組むとともに、ICT、IoTの環境整備、世界自然遺産を契機とする観光需要への対応等、時代の変化に即応した住みよいまちづくりをより具現化してまいります。

私は、あらゆる困難に立ち向かっていく姿勢を、次の時代を担う若者たちに見せていくことが大切だと考えており、その姿が思いとして引き継がれることが、未来をつくりあげる大きな原動力になると信じております。

以上で令和3年度の行財政運営における基本的な考えを申し上げます。町民の皆様方並びに議員各位の御理解と御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

○議長（池山富良君）

以上で、施政方針説明を終わります。

△ 日程第6 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第6、一般質問を行います。

福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○13番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

委員会室で議長の許可を得ております。発言はマスクを取っていいということでもありますの

で、お許しをいただきたいと思います。

先ほど町長から新年度の予算、そして施政方針が示されました。私たち町議会は、町民の福祉の向上と町政発展に寄与することであります。この使命と責任を十分果たしてまいりたいと思います。

さて、昨日、徳之島町中・北部地区光情報基盤整備事業が徳之島ビジョンの事務所で起工式がありました。特に北部地区の皆さんの長年の強い希望を実現できて、特に若者の人口増大にも大きな効果をもたらすことだと思います。北部創生推進委員長の立場として町長はじめ関係の職員、そして徳之島ビジョンの皆様にご心からお礼を申し上げます。

さて、最近地球上で起こり得る天変地異は全てが対岸の火事ではなく、足元でいつでも起こり得るものだと痛感するところでもあります。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、1次9,282万7,000円、2次3億3,074万4,000円、3次2億2,932万4,000円、合計で6億5,289万5,000円交付されております。これを最大限に活用しなければなりません。予防対策と併せて地域経済の循環や都会での学生支援策など、きめ細かなそれぞれの各課で合わせて35事業を展開しており、町民の皆様から感謝される効果を生むことを期待しております。

また、新型コロナに隠れておりますが、最近残留農薬問題、昨年7月17日、輸入冷凍ハウレンソウから基準値の0.11ppmに対し1.8ppm、180倍の濃度が検出されて大変大きな問題が出ました。

また、今年2月17日には、埼玉県上尾市では食中毒が発生しました。2,884人中に生徒700人、教職員18人が食中毒にかかっております。以前にも議会で取り上げました。北海道においては、大腸菌O157により学校給食での中毒と、そして高齢者が亡くなっております。このO157というのは、157番目に発見された菌ですという意味ですから、これからもどんどん強い菌が発見される可能性が十分あるわけであります。

本町における例えば給食センターにおいては、今のところ何も問題は出ておりませんが、地産地消運動と相まって地元食材を増やすことはいいことでもありますけれども、トレーサビリティを徹底して安全、安心に万全を期していただきたいと思います。今そのチェック機能があるのか、または果たされているのか、ちょっと私には分かりませんが、よく調べてまた取り上げたいと思います。

さて、13番福岡が5項目について質問いたします。町長並びに主管課長の明解なる答弁をお願いいたします。

昨年10月24日に知事とのふれあい対話がありました。私は質問を希望しましたが傍聴席だということでありましたので、傍聴席から拝聴いたしました。質問者の皆さんが美辞麗句を並べることではなく、喫緊の大きな課題をすばらしい姿勢で、内容で要望いたしました。非常に感動いたしました。町民の皆様にご本当に御礼を申し上げ、尊敬をしている旨をお伝えしたいなど

思っております。

まず、1点目ですが、サトウキビ対策で今非常に問題になっておりますイノシシ対策が上げられております。まず、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

それでは、お答えいたします。

まず、知事とのふれあい対話について、鳥獣被害について2点質問があり、県の回答を頂いておりますので、御紹介いたしたいと思っております。

まず、鳥獣被害について。個人としてイノシシ対策を取っているが、県として農家を守る意味でも支援ができないか。例えば畑の区画において網を張るなど、その対策ができれば効果が上がるのではないかという質問に対して県の回答は、「鳥獣被害防止対策については、アドバイザー、派遣等による集落ぐるみの被害防止研修を開催するとともに、侵入防止柵の整備、捕獲活動経費等の支援などにより、寄せつけない、侵入を防止する、個体数を減らすの3つを柱に、ソフト、ハード両面にわたる対策を総合的に推進しています。

鳥獣の侵入防止柵については、地域ぐるみでの防止対策に取り組んでいる必要があることから、個人での整備は補助対象外になっているということでもあります。補助対象になっていないというところです。詳細については町の協議会等に御相談ください」というふうな返事で回答が来ております。

次に、同じく鳥獣被害、イノシシについてでありますけれども、県で行っているイノシシの柵の補助事業は、集落単位のため人によって温度差がある中、なかなかまとまらない個人や小さなグループ単位も対象とし、自分の畑を守れるようにしてほしいということで、質問に対しては、県の回答は、「鳥獣の侵入防止柵については、地域ぐるみで被害防止対策に取り組んでいく必要があることから、個人での整備は補助対象になっていないというところです」ということで、これも町並びに協議会のほうに御相談くださいというふうな回答に県のほうはなっているとあります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

もちろん個人、個人にはできないというのは分かりますけれども、やはり考え方が固まっています、イノシシも食べ物がなくて来ているわけですよ。クロウサギにしてもそうです。山に食べ物がなくて下りてきて取っているだけで、何も自分たちは悪いことしていると言っているわけじゃないわけですよ。

前回私は議会で取り上げました。誘導捕獲という提案をいたしました。その後、課長、審議されたのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

前回、福岡議員のほうから提案がありました。重々その方面は検討いたしましたけれども、まず中身は捕獲するための柵を非常に経費がかかるということで、簡易的なものであるというふうな形であれば、現状、非常に今の防護柵でやった場合、イノシシの勢い、とても対処できないふうな形でありますので。今後はちゃんとしたもので、本能のあれを誘導した形であるということでもありますので、当然伊仙町のほうでもそういうふうなことを実証しておりますので、今後は今徳之島町にも数か所そういうふうな大きなおりわなを使っています。そこで実証していこうかなと考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

私はよく普段はみんな雨靴しか履いていませんので、真夏も、よく畑を回るわけですが。おりをつくって、あちこち置いて、トウモロコシとかいっぱいまいているんだけどね、もちろんかかる場合もあるし、なかなかかからない場合もあるんですけども。ある大先輩、お年寄りの方とお話したらね、それは最初で捕獲しちゃいけないよと、最初は食べさせて自由にさせなさいと。そしたら後、仲間をいっぱい連れてくるから、そのときに勝負だということをやっていたが。

課長ね、もう例えば伊仙町でもしているか分かりませんが、伊仙町で見たことありませんが、私が理解する農家と話をしまして提案をしますので、やり方を。例えばハウスのパイプ使うか防護ネットの支柱使うか。だから支柱とか今防護柵、網がありますよね。あの一部とか、例えば50%とかでも経費もそんなにかからない状態で提案をして実際にやりますので、その分についてのある程度の支援策は考えられますか。

○農林水産課長（高城博也君）

新年度の予算については、いろいろ補強等の網の原料もいろいろやっております。その余裕状況を確認の上、対処いたしますけれども。

福岡議員の先ほどの柵の話、今日も私たまたま朝から畑地のほうに行ったときに、くくりわなに1頭、免許を持った方がかかっておりますけれども、とてもじゃないけど防護柵というのは、ある程度そこに網があるということで上のほうにやるんですけど、とても捕まったときのイノシシの勢いにおいては、とてもじゃないけどあの防護柵は役に立たないと、現状ですね。

私も3頭ほど以前は個人的に捕獲したことがあります。そういう状況を見ると、とてもじゃないけど資材をよく考えないと捕獲しても無駄なことになるので、ここはちゃんと確認して話を聞きながらやっていきたいと思っております。決してやらないということではありませんので、その辺はお約束したいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○13番（福岡兵八郎君）

その予算書を見て、それも入るのかなと思って今お尋ねしたんですけども、これ小さいからイノシシはそういう危険を感じて動くんですよ。山裾に荒廃地がいっぱいあります。10ア-

ル単位ぐらいですね。もう大きくやるんですよ。大きくしてイノシシはワクかどうか分からない。だけど中にサツマイモ、おいしいサツマイモつくっておく、十分食べさせてあげる、そうしますとキビなんかは顔を向けませんですよ、おいしいの作ってあげれば。簡単なことだと私は思います。絶対これ当たりますよ。だからぜひ一緒になって説明もしますから、ぜひできる分していただきたい。

問題はクロウサギなんです。クロウサギが若芽を食べる。だけど取れないでしょう、取っちゃいけないわけですから。江戸時代ありましたよね。クロウサギが被害出したときにはどうすればいいか、これは一番問題だと思っておるんです。これは環境省とも国立公園の中で、とにかくそこでクロウサギを放置していただきたいと。ほかで出た場合はどうするかということ、それをまた知恵を出してくださいとお願いしているんですけれども。

被害は受けたままでいい。猫は人間に被害を与えないのに、人間は猫全部取ってクロウサギを自由にさせて、クロウサギは農家が作っているサトウキビの若芽を食べる、タンカンの実を食べるは、それでも守ってあげますということなんですよ、今。おかしいと思いませんか。

だから天然記念物であるから、それはその法律に基づいて対応しなければいけないけれども、かと言って、今農家が非常にピンチに来ている状態、サトウキビの今施政方針にもありましたが、年々単収が下がっていく中で、補助金をいろいろやっていますけども、してもしても単収が下がっている、これでは奄振でも補助金をあげましょうということにならないと思うんです。次の改正は厳しくなると思うんですよ。

だから、そこで知恵を出す。知恵を出さないといけないわけです。だから共存共栄していくためにはどうするのか。農家の被害を受けないようにはどうするのか、原点から考えないともう既成概念ではだめだと思うんですよ。

だから、ぜひひとつ優秀な職員、農林水産課いっぱいおられますから、皆さんで真剣に知恵を出していただいて、また農家の切実な思いを聞いていただいて、一緒になって今の政策と併せて新しくしてみようかということが大事だと思うんですよ。

高岡町長がいつも言っておりますね。失敗を恐れてしないことじゃなくて、逃げるのが一番怖いことなんだと言っていますよね、町長ね。だからそういうのは別に失敗じゃないわけですよ。

だから各集落ごとに、山裾に荒廃地がいっぱいありますから、そこに10アールとか20アールとか大きな牧場みたいな感じでもって、そこでイノシシ、そこで食べなさいと。そうすれば、もう下りてきてキビなんか食べませんよ。動物本能としては、私はそう思いますので、ぜひ課長、検討していただきたいなと思っております。

2番目の農産物冷蔵保管庫についていかがですか。

○農林水産課長（高城博也君）

県知事への要望で冷蔵保管庫等の整備、町民からの意見は、一番困っていることは完熟で収穫した果物を台風などの影響で出荷できないこと、台風による欠航は仕方がないことであるが、保管のための冷蔵設備、冷凍施設等を整備していただきたいというふうな意見でありました。

これに対して県の回答といたしましては、「冷蔵庫等の整備については農業農村活性化推進施設等整備事業、県単独事業でありますけれども、や、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地基盤パワーアップ事業等の国の補助事業や農業・農村活性化推進施設等整備事業等の活用が考えられるので、地域の生産農家や町、JAとの関係機関、団体とも調整の上、大島支庁に御相談ください」ということでありました。「台風のときには出荷できない果物を活用した果汁等の加工品開発については、大隅加工技術研究センターの施設開放や技術指導等を通じ商品開発支援を行っています。今後とも事業者の個々の課題に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります」というふうな県の回答であります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

分かります。この問題も、ずっと追っかけていきますので、一つとこまで進んでいるのか、常にチェックしていきたいと思います。

次に、バレイショ選果場でましたよね。今年バレイショが非常に値段が高い、これは予想外ですが、これはコロナのおかげだという一つの例もありますよね。貯蔵が利くから、そういうのをみんな買い占めていくという、だから原料が足りない、またほかの産地で不作というものもあるんですけれども、それで今ぐんとバレイショの値段が上がっておりますね。これは喜んでの値段ではいきませんが、ある面でコロナの効果が出ているなと思いますが、JAの選果場が今非常に老朽化してきているという問題が出ておりますが、この件については。

○農林水産課長（高城博也君）

農家の生産安定という項目で質問がございました。質問の内容は、バレイショの大規模な選果場を整備するため、県や町とプロジェクトチームをつくって話し合っていると。銘柄の統一、ブランドの統一に取り組んで、しっかりとした販売体制を構築し、バレイショ農家の生産を安定させていきたいと。行政の指導をお願いしたいというふうな県への要望でありました。

これに対して県のほうは、「選果場整備については強い農業・担い手づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業等の国の補助事業での対応が考えられますが、条件整備も必要なことからJAや町等も調整してまいります。

また、バレイショの生産安定に向けては、県、町、JAが連携して技術指導に取り組んでいきますので、今後とも御相談ください」というふうな県の回答であります。

○13番（福岡兵八郎君）

御相談くださいという非常に曖昧な答えだと思うんですけれども。本町は伊仙町と一緒なわ

けですよね、農協はね。JAあまみ徳之島事業本部、天城町事業本部と分かれて別々にやっておりますけれども、やはりこれからの時代へ向けて、やはり徳之島一つにしてもっと大きな選果場というか、その辺の構想が必要じゃないかな。どうでしょう、課長。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在JAで計画をされているのが、そういった形でなっております。このプロジェクトチームを進めているというふうな形になっておりますけれども、ただし、急な話で規模が大きすぎる。3か町を交えて、農政担当課長も交えて話し合いをしているところなんですけれども、非常に規模が大きすぎて、この3か町が協力体制を組んでも、非常にかかなりの財政と事業規模になりますので、もう少しJA関連の系統とかそこら辺、県、国まで巻き込んだ形で計画してくれというふうな意見を会の中では申し上げております。以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

まだつくるといふ決定のところまで至っていないちゅうことですよ。分かりました。

次、熱帯果樹の指導員設置についてですが。

○農林水産課長（高城博也君）

知事の対話について御紹介いたしたいと思います。

熱帯果樹の指導員ということで、熱帯果樹の専門知識を持つ県の普及指導員が少ないと、専門員の育成に力を入れていただきたいということでもあります。

県の回答は、「果樹の普及指導員に対し、熱帯果樹の栽培に適する知識、技術の習得のため研修を行っているところであります。今後とも研修等を通して資質向上に努めてまいります」というふうな回答であります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

私は今の普及課の体制でも十分だと思うんですよ。先生方は自分それは知らなくても本当にどこにでもネットワークでお互いの専門家との連絡を取りながら適正な指導していただくんですよ。だから今特別に置かなくても、相談をすれば。例えば農林水産課行って相談をする、果樹担当がおられますから。そしたら県の指導員と、例えば野菜の担当でも話をしますと、またそういう問題については具体的に調査して、ちゃんと適正に指導してくれるわけですよ。だから、今の指導体制を有効に活用する方法を教えるといいますか、私はそれでいいと思いますし、特別そこに指導員をわざわざそのために置く必要はないと思います。

今の普及課はそういう指導体制ができておりますから、全農政十分対応できる非常にすばらしい体制ができておりますので、その機能をどう発揮させるかという相談の仕方を教える。そのためには農林水産課の職員が、きめ細かなそういうアドバイスなりは必要なんですよね。そ

れ今の職員の皆さん一生懸命やっていますから、今の体制で十分これには応えられると思いますので、一つ頑張ってほしいなと思っております。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福岡議員。

○13番（福岡兵八郎君）

次、行きます。簡潔に一言、一言で行きましょうね。今のままで行きますと、時間が非常に超過しますので。

給付金による経済対策。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

簡潔にということなので、参加者のほうから幅広い商工業に受給できる給付金を創設できないかという質問があり、県のほうでは「事業継続緊急支援給付金を実施することとします」というふうに答えております。県のほうも「引き続き県内経済の影響を注視しながら実態に即したきめ細やかな支給に努めてまいります」というふうに回答いたしております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

そうですね。具体的に出てこない、対応できるかできないか分かりませんのでね、今はその時点でいいと思います。

次、マニフェストから魅力あるまちづくりとは何でしょう。

○総務課長（政田正武君）

知事への要望として、青年会議所は現在自然世界遺産をテーマに民間にできることを募集しているとありますけれども、青年会議所が募集している中身につきましては私は存じませんが、知事は自然の豊かさ、人々のつながり、社会全体で地域を育てていくといったコミュニティのよい部分をベースに医療面、教育面あるいは産業面での本土との格差を解決するには、場所に関係なくどこでも様々なサービスを受けられる情報基盤の整備をまず第一に行うことが大事だと考えていますと申し上げておりますが。

先ほど議員からありましたように、今年から光サービスを着工して、そういうネットが整備できれば都会からテレワークとかワーケーションとかできるわけですので、そういうところで

徳之島町は呼べるんじゃないかと考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

そうですね。21世紀のテーマは食料問題、環境問題、医療福祉となっておりますが、その中に入っております、町長の施政方針にもありましたので、具体的に一つ進めていただきますようお願いいたします。

次に、奄美群島振興交付金の内容改善であります。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

住民の方からの御意見で、本土から来島される方々にも交付金が適用され、航空運賃低減が図られれば交流人口や関係人口が増え、島の活性化、経済浮揚につながると思うという御意見がありました。

県といたしましては、「同交付金を活用して奄美大島に就航しているLCC効果を群島全体へ波及させることを目的に、奄美大島から各島への運賃、軽減等を行っているところです。引き続き航空事業者と連携して運賃軽減施策を行うことにより、島の活性化、経済浮揚につながるよう取り組みます」とお答えいたしております。

○13番（福岡兵八郎君）

そうなんですよね。出ていく人には割引ありますが来る人にはないというのはね、交流人口を増やさないわけですので、出ていく人にも来る人にもやはり対応できるような、そういう内容してほしいということでもありますから、ぜひ実現していただきたいと思います。

次に、これも一緒です、これも輸送コストの問題です。これも島から出ていくのにはあるけれども、例えば鹿児島から徳之島に来る場合はないということでもあります。これどうでしょう。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

本土から離島までの貨物船による物流運賃に対する補助は整備されていないと聞いた。離島に居住していくに当たって、日用品に課せられる輸送運賃は日常生活に直結するという御質問がございました、御意見がございました。

県といたしましては、「離島における食料品や日用品等の生活物資の価格については、輸送費の転嫁等により割高となっております。そのため県においては、離島における消費税の負担軽減などについて、国に要望しているところであります。ガソリンについては、国による流通コストへの支援が行われており、その他の生活物資の輸送にかかるコストの低減についてもどのような対応ができるのか、国や地元市町村と意見交換してまいります」とお答えしております。

○13番（福岡兵八郎君）

ぜひこれも実現していただきたいなと思っております。村上課長の魅力をもってやれば絶対

実現できると思いますので、ぜひしていただきたいなと思っております。

今言う例えば燃料について出ましたが、ハーベスターには例えば道路使用税がかかりませんので、非常に安くでできる。そうなんです、だから道路を使用していないハーベスターには軽減措置があるけれども、サトウキビ輸送業者には車、道路使用しているためにやはり免税がないわけですね。今輸送業者も皆さん非常に四苦八苦しておりますので、またその辺の軽減も基幹作物でありますから、その辺から入ってやはり対応していただきたいなと思っております。

次のボーディング・ブリッジですが、私はこれは以前、議会でも取り上げたことがあります。どうでしょう。

○総務課長（政田正武君）

議会でも取り上げられたところ、その当時は外海で波が高く設置は無理だという回答を得ていますが、この知事の回答で堤防を設置しているということですので、改めて今後どうしていいのか、また県と打ち合わせしたいと思います。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

これ船の改善も必要なんです。やっぱり岸壁からすぐそのまま入れるようにして、船の中でエスカレーターで上っていくという、これでもいいと思うんです。だから、船が新しい造船される時なんか、例えば今の船でも改造できないか、今本当に荷物持って、若い人でもあれ90何段ありますよ。角度が高い、それを荷物を持った上に歩いていくでしょう。下りるときも大変ですよ。だから名瀬を見たら、いかに便利かちゅうの分かりますよね。何でこの格差があるかちゅうことなんです。だから、それはぜひすべきだと思います。

それから、世界自然遺産登録取組についてであります。これは今町長からも説明がありましたし、日頃意見交換しておりますので、削除いたします。

野生動植物についても、虹の会など含めて今取り組んでおりますから、これもいいと思います。

観光振興についても、幅広い質問ですので、これは徐々に部門ごとにまた話をしていきたいと思っております。

さて、高岡町長の施政方針に毎回入っておりますが、人材育成ですが、これはいろんな幅が広くてありますけれども、各課全員課長にお尋ねしたいけれども、これは時間の都合でできませんが、例えば農林水産課ではどういう人材育成をしたいと思っておりますか、代表で答えていただけませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

代表でというふうにありますんで。

まず、個人的なことなんですけども、もう既に私も役場に入って33年になります。諸先輩が

いっぱいいらしたんですけれども、やはり相談を、先輩にまず相談をしていただくような形でやっていたということと、町のほうでは職員がいろんな機関へ出向してやっております。農林水産のほう、そういった形で出向するのではなくて、研修というふうな形でやはり資格取得等も含めた形で、やはり農家の相談に即座に答えられるような、それと先ほど福岡議員のほうがおっしゃったように、相談ができるような広い見地に立った人脈をつくるような人材を育成してまいりたいと思っております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

幅広い見地からの考え方ですけれども、例えば私が農林水産課であれば、課長も前、県の事務所行って市場などいろいろ視察しましたよね。だからやっぱりそういう研修生をどんどん、これ今優秀な職員、若い職員いっぱいおられますから、やはりそういうところへ送るとか、例えばJGAPの資格を取らせるとかね。例えばそれに今度は加工のHACCPが法律化されておりますから、そうしてASAGAP取らせる、グローバルGAP取らせる、これはまた加工が入りますから地域営業課も入ってきますが、そういう職員を育てるちゅうことは、人材を育てるということは、そういう一つの資格を取らせるということ、すごく具体的にしないと、そういう専門家が来たときに話ができないわけですよ、本町としてはこうしていますと。

だから、そういう各課おられると思います。福祉は福祉、教育は教育おられると思いますけれども、若い職員をどんどん出して、やっぱりそういう教育をさせていくという、そういうのを私は求めて今人材育成というのを、町長全体ですからこれをやりますということをおっしゃられますから。あと、各課長の皆さんが、その道でこの職員はどういうふうに育ててみようとか、具体的にそしてやらないといけないということと思っておりますので、ぜひ行動に移していただきたいなと思っております。

SDGsについてももういいと思います。漠然とした最後のあれでしたけれども、知事の徳之島への思い、小学校のときに伊仙町で生活をされた経験があるということで、伊仙町ではずっと伊仙町内をずっと歩いて回ったらしいですね、当時を思い出して。特別の思いがあったと思いますけれども、一言で言うと徳之島へのどのような思いを持っておられるんでしょうかね。

○町長（高岡秀規君）

知事とは幾度となく町村会でお話をしておりますが、知事が最初に触れ合う、県民との触れ合う地に、徳之島を選んだということが非常に大きいのかなというふうに思っております、知事の意向で最初はお世話になった徳之島からスタートしたいという言葉から始まったようでもあります。

よって、離島でありますとか弱い者の立場に立った知事の施策が取られるだろうと期待をしているところであります、今後も離島については、しっかりと県政で重点施策として取り組

んでもらえると確信をしているところであります。

○13番（福岡兵八郎君）

私はなぜお尋ねしたかと言いますと、例えば奄振事業が来ました、奄美大島中心に、これらも話に出ておりました議会でね、トンネル工事も20年先まで計画を立てているという。ゼネコンが来て、みんな持って行って、島に落とす金が少ないという問題もあるわけでありますよね。

それからもう一つ、マニフェストにありますけれども、高知県の耕地面積が6,880あれば、徳之島の耕地面積も一緒である。だけど高知県は1,100億の算出額、徳之島は110億の算出額ね、畜産、キビ、みんな含めてです、10分の1です。だから1次産業で頑張っている人は、非常に今四苦八苦しているということなんです。それに向けて県が、本当に徳之島への思いがあるのであれば、そういう具体的に特別沖縄並みの、じゃ補助金をつけましょうと、町も頑張ってくれ、じゃ国からも取ってくると。塩田知事がそこまで本当にしてくれるかどうか、これからの行動を見ていきたいと思いますが、気持ちだけでも思ってますじゃ、愛は通じない。

だから、そういう具体的な行動を期待しております。できると思っておりますので、ぜひ町長はじめ職員の皆様も具体的に勝ち取っていくような、動いてもらえるようなアクションを起こしていただきたいなと思っております。

2番目の特殊病害ですが、最近非常に特殊病害の発生率が目立ってきております。本土にも目立ってきておりますよね。一回、県の職員が徳之島に來られて帰るときに、ある方がお土産にサツマイモを持たせた。荷物持っていくの知らなくて、知らなくて指宿に行ったら、今度は何か腐っていてちょっと捨ててしまって、そこで発生をしてしまって、それがアリモドキかほかの虫か分かりませんが、もうマスコミから寄ってたかって、ぱっと集中的に対策を取ったわけですよね。だから、この特殊病害をしっかりと抑えておかないと、もう今までの苦労が無駄になります。

どういう特殊病害があると言いますと、ちょっとあれですが、ミカンコミバエが1929年、昭和4年10月に喜界町に侵入、イモゾウムシが1966年、昭和41年、沖永良部に侵入、ウリミバエが1973年、昭和48年9月、与論島に、アリモドキゾウムシ、1974年、昭和49年7月、与論島に、カンキツグリーンング病、これも与論島に2002年、平成14年侵入しております。

まず、この侵入経路をどう見えていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

全体の特殊病、害虫のことじゃないですけど、ミカンコミバエについて取り上げていただきますと、ミカンコミバエについては今回も夏場に発生し、また10月にやっております。

また、国のマニュアルに従って初動対応はできたかなと、今回は思っております。以前、大島のほうで発生したマニュアルができておりますので、そのようにできているかと。

侵入経路でありますけれども、まず国の門司植物防疫所名瀬支所のほうから、そちらのほう

が中心になってやるということで、大きく4つに分けて考察しているということでもあります。

1つは、発生国地域からの外航船等の入港の有無、2つ目は、寄生果実等の沿岸部への漂着の有無、3つ目は、気象要因による発生国地域からの飛来の可能性、4つ目は、沖縄県による誘殺状況の確認ということでもあります。

この中でも原因として可能性があるのは、3つ目のほかの地域からの飛来の可能性ですが、今回ミカンコミバエに関しては、本町では8月に南風であったんですけども、10月は北風でありますので、必ずしも飛来というふうなことでは確定できないというふうな感じであります。こういったことを踏まえて、ミカンコミバエについて今回進入経路に関しては、まだ特定はできていない現状にあります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

よく職員の皆さんも、ずっと寄生植物の防除なり一生懸命頑張っているの分かりますので、ぜひ抜け目なく抑えていただきたいなと思っております。ウリミバエは大丈夫ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町におきましては、32年前にウリミバエが根絶が確認されております。その4年後は沖縄県でも根絶して、現在では国内において飛来は確認されていない状況であると聞いております。

ウリミバエは東南アジア原産のミバエ科ミバエ属に属するハエの仲間でありますので、世界的に見れば現在は中国や東南アジア、インド、ミクロネシア、アフリカ中央等の広範囲に生息が確認されておりますので、今後とも海外からの飛来の可能性は否定できないでありますけれども、引き続きしっかりと侵入警戒調査に取り組んでいく考えであります。

○13番（福岡兵八郎君）

どうぞよろしくお願いいたします。

このウリミバエについては、昔NHKですばらしい番組がありました。プロジェクトXというやつ、覚えていますかね、これにウリミバエもあつたんですけども。このDVDを探したらみんなセットであるんですが、すぐ取り寄せてみたいと思っておりますけれども。

沖縄県庁の職員が、放射線を照射したウリミバエ室でやったけど、ずっと失敗して、もう失敗する。最後どうしたかと言いますと、沖縄県の職員はウリミバエ室に自分も泊まって、もうウリミバエと一緒に生活をして解決するぐらい真剣にやっていたわけですね。ずっと防除しても防除しても、オスに放射線を処理すると早う1週間ですから、寿命が。だんだんいなくなっていくといけないんですけど、どうも減らない。

最後どうしたかと言いますと、米軍の訓練基地の山ん中にあるのじゃないかと、巣がね。米軍に行って交渉したら、いやとてもそこには入れられないということでしたけども、その米兵

の中に一つ学者がおられますね、これは大事なことだということで説得をして、一緒に同行して入ったら、大きな巣だったというんですね、ウリミバエが。このプロジェクトXのDVD見ていただきたいと思いますが。そこで根絶をしたら完全に防除されて、今私たちも恩恵に預かっているわけですが。本当に責任、使命感というのすごいなと思ひまして、今のおかげで私たちは出ているわけです。

私は53年から営農活動しましたが、例えばインゲンは亀徳の消毒で2時間消毒をして、あと2時間廃棄をして、次にまた入れていて、次の翌日の船まで十分間に合わないといけないからやったわけですね、車の中で泊まり込んで。カボチャは柔らかいところ全部スプーンで取って、きれいに拭いて、ウリミバエの卵がないか検査をして出さないといけない。これではロットさばけない非常に大きな悩みでしたけども、このウリミバエの根絶されたおかげで、非常に幾らでも対応できるという状況になっていますので、ぜひこれはもとに戻さないようお願いしたいと思います。

さて、喜界町で実施している国家プロジェクト、アリモドキゾウムシの状況はどうでしょう。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

アリモドキゾウムシ根絶事業についてでありますけれども、これまで試験成績やミバエ類での根絶実績をもとにフェロモンを利用したオスの成虫大量誘殺法により密度抑圧と不妊虫放飼を持ち、平成6年度から12年度にかけ、喜界町上嘉鉄の実証地区において根絶実証を行っているとのことでもあります。

その動きは同地区において野生虫密度が低下し、ほぼ根絶状態となったことから、平成13年度から喜界島全体からの根絶を目指し、事業を実施しているということでもあります。

平成16年度以降に本格防除を開始し、既に16年が経過してはいますが、平成30年からは喜界島全体での防除を実施し、虫の密度が低下した島の南西部でも不妊虫放飼、その他の地域でもフェロモンを含ませた誘因誘殺剤の散布等を中心に防除に取り組んでいるということでもあります。

今後も同様の取組を進めながら、喜界島におけるアリモドキゾウムシの根絶に向けて取り組んでいるということでもありますので、現在まだ進行中ということのようでもあります。

○13番（福岡兵八郎君）

これは、じゃ喜界以外の奄美郡等にはまだ実施できる可能性がある。例えばサツマイモをほとんど出荷できますよとか、当初始まったときにはそういう説明でしたよ。だけど今、そういう可能性があるのかなのか。

○農林水産課長（高城博也君）

どれぐらいの年数がかかるのかも既に16年経過して、これなかなか前に進まないというの

は、これから先どういったふうな形になるのか検討はつかないんですけども。着実に国が進めていっているような事業でありますので、今後何十年かかるか分からないですけど、根絶に向けてできる、この土地と違いまして各島々それぞれありますので、島という特性を生かして、また根絶の可能性も非常にあるのではないかなと思っております。

○13番（福岡兵八郎君）

これ今の喜界でやった根絶ね、これ100%無理です。なぜ無理かと言うと、カメラの前では言えません。けども、しかし、サツマイモいいのできる。じゃ出荷するために、早く加工施設といいますか、一時除熱処理とか早くそれに走ったほうがいい。喜界はもう期待しないほうがいい、喜界での根絶事業は期待しないほうがいい。なぜかと言うのがあるんですけども、これ世界に発信しますから、今日言いませんけれどね。

だから、早くほかの方法で。喜界ではサツマイモ自体ができませんから、必ず虫が入って。徳之島ではきれいにできるんですよ。ただ法律の理由、条件だけを満たせばいいわけですので、今言う簡易な加工施設、一次処理ですね。それをしてあげれば、農家は非常によくなっていきます。2回作れますから、サトウキビの農家は今度は生きていきますよ。キビから1円も引かなくていい、サツマイモで全部賄えるような環境になりますから、加工施設もそれが先かなと思ってますので、よく研究をしていただきたいなと思っております。

さて、3番目です。生ごみ処理ですが、各家庭から出される生ごみは幾らかと出しておりますが、もう数量的なものは結構です。現在どのような処理でされていて、町としては今後どう考えればいいのか、そこだけまとめてください。

○住民生活課長（新田良二君）

生ごみについてお答えいたします。

現在、生ごみは燃やせるごみとして分別をしていただきまして、ごみステーションのほうに搬出していきまして、焼却処分いたしております。

今後の対応ということなんですが、昨年、6月1日から10日間の間に生ごみの回収を約232戸の集合住宅のほうから回収いたしまして、生ごみのモニタリング調査を行っております。この生ごみについては、約70.3%の方から生ごみについて非常にいいことだということで回答頂いております。

以上でございます。

○13番（福岡兵八郎君）

今ここ断然人口増えてきておりますけども、ぼかし肥料使って、各家庭で出たものはぼかし肥料使って、そこでEM菌を使って家庭菜園で使ったり、植木に使ったりしておりますけども。そういうの進めながら、例えば環境汚染ごみを安全にエコ処理ということで、ごみ処理全て、これは今の燃焼、焼き捨てるんじゃなくて、それを生かせる今技術もいっぱい出てきておりま

すので、やっぱりぜひ勉強されて、それも再資源として利用できるようなまた計画を勉強していただきたいなとお願いしておきたいと思います。

次、県道拡張工事について。

轟木松原線320メートル、くいを打って進むかなと思って、ずっと見ておりましたが、くいがだんだんさびてきまして、誰も調べている人もいなくて、子供だましかなど。私は仕事ずっと回っていますんで、島ね。ほかの町では、二、三年前にちょっと曲がりを直した道路がまた新しくしたりとか、どんどんやっているわけですよ。私はずっと回って見えていますから。轟木打ったんだけどね、あとその後、全然おとなしいからでしょかね、泣く子はあやすと言うんだけど、本当に泣いたほうがいいのかね。まず、お願いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

県の徳之島事務所建設課へ確認したところ、令和2年度に用地補償が完了いたしました。令和3年度より橋梁整備工事万田橋の着手予定となっております。3年度から始まるということです。

○13番（福岡兵八郎君）

3年度から今度始まるわけですね、橋梁からね。それはいつ頃からと分かります。

○建設課長（亀澤 貢君）

いつ頃とは聞いていなかったんですけど、交付申請して補助金が来れば事業が進められるものと思っております。

万田橋の橋梁工事につきましては、約2年間、令和3年度から令和4年度見込んでいるとのことでした。

○13番（福岡兵八郎君）

具体的ないろんなタイムスケジュールなど分かりました時点で、また教えていただければ。集落民の方から聞かれて「分かりません」だけじゃいけませんので、亀澤課長は一生懸命こまめにされるのを見ておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次の花徳浅間線ですが、いかがですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

進捗状況につきましては、以前の議会答弁で現所在地籍調査の内容を国へ提出済みで確認待ちとの状況でしたんですけど、その後、今現在令和2年9月10日に認証され、法務局へ提出し、今年度中に登記が確定する予定となっております。

○13番（福岡兵八郎君）

今年度中で登記が確定ちゅうことですね。

○建設課長（亀澤 貢君）

そういうことです。そのときが確定して、私どもといたしましては、県に対して現状を報告し、早期事業を着工していただけるようお願いしているところでございます。

○13番（福岡兵八郎君）

その答えを待っていたわけですよ。

次の花徳三差路整備ですが。

○建設課長（亀澤 貢君）

三差路整備につきましては、事業実施には筆界未定解除が絶対条件となっております。筆界未定解除にしていただければ、県としても事業が順番待ちとなっております。その作業を進めて終わらせて、県に要望書なり声を上げていただければ、次の轟木工事とかが終わったときに順番が回ってきて、実行できるのではないかと考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

この要望書は、花徳ですから花徳4集落の署名なり、代表の署名なりでよろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

その件につきましては、私も協力していきたいと思います。もし要望があれば、私どもで県と話し合い、そういったものをもって、どういった要望を声を上げればいいのかも確認して進めたいと考えております。建設課としては全面協力していきたいと思っております。

○13番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、最後に行きます。

今日の町長の施政方針には、新規農政策についてのこの私が求める有機JASは出てきませんでしたけども、ぜひ次は上げていただきたいなと思っております。

私たちは5年置きに奄振事業の延長をするわけですが、5年、5年で10年スパンであって、次の延長は本格的に厳しくなるということで町長も申し上げておりますけれども、この延長に当たってアンケート取ったわけですよ。その中で地元に住む若い人たちのアンケートの中で、1番、亜熱帯気候を生かした園芸農業を構築してほしいということが56%、1番、次には観光関連産業が43.2%、次は農林水産物を使った加工事業の拡大ということが35.7%で、この3つがベストスリーに入っているわけですね。

それとまた本町においては、平成22年9月に環境保全型農業条例の制定をして、25年に改訂しておりますけども、この環境保全型農業とは化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、またはそれらの量及び使用回数を減ずることによって、水環境や土壌環境への負荷の低減と安全で安心な農産物の生産が実践できる持続可能な農業をいうということであっております。

そして、本町は、全国に先駆けて役場庁舎の前にもあります東天城中学校の上がってきたと

ころにも、母間と花徳の間の中にもありますが、健康の町宣言をしておりますね、碑がありますが、非常に先取りをしてすばらしいスタートを切っているわけでございますけれども、この有機農業も今後非常に大事ではないかなと思っておりますが、見解をお伺いたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

福岡議員のおっしゃるとおり、既に環境保全型農業に関しては条例が制定されております。といったところで、そういったものを含めて環境に優しく安全で安心な農産物の生産を上げるには、家畜や農産物残渣を利用する堆肥によって土づくりを行い、手作業や天敵の量、機械、除草等によって病害虫を管理を行う農業生産方式の有機農業も同時に推進する必要があると考えております。

こういったことから有機農産物の日本農林規格、有機JAS規格の基準に従って生産された農産物、有機JAS農法農産物推進が町としては必要だと思っております。

○13番（福岡兵八郎君）

課長がそれ必要だということで思っておられるということで、非常にうれしく思います。

農水省においても、有機農業を農地の25%まで拡大するという事で打ち出しております。脱炭素へ取組が世界的に加速する中、農林水産省は化学肥料や農薬を使用しない有機農業の拡大に向けてかじを切ることになりました。2050年までに有機農業の面積を国内の農地の25%に当たる100万ヘクタールまで拡大することなど、新しい戦略を盛り込む方針であります。

農林水産省は2050年までに脱炭素社会を目指す政府の方針も踏まえて、環境負荷の少ない持続可能な農林水産業の実現に向けた新たな戦略をつくり進めていると。これまで日本では化学肥料や農薬を使う農業中心でしたが、肥料に含まれる窒素が温室効果ガスの原因になると指摘されているほか、農薬が生態系に与える影響も懸念されております。

このため今回の戦略は、化学肥料や農薬を使用しない有機農業の面積を2050年度までに国内の農地の25%に当たる100万ヘクタールまで拡大する目標を設ける方針です。2017年の時点において2万3,500ヘクタールにとどまっており、40倍以上に増やすこととなります。

また、2050年度までに農薬を50%、化学肥料が30%使用を削減する目標も定め、生産者への支援や病気や害虫に強い品種の開発の強化なども盛り込むことにしております。

EUやアメリカが環境に配慮した農業への転換を掲げる中で、日本としても有機農業の拡大にかじを切り、輸出の拡大にもつなげたい考えであるということで農水省で出しております。

自給率40%であります。今国内農地415万ヘクタール、外国に頼っている面積は1,245万ヘクタール、国内の2.7倍、外国に頼っているわけであり。例えば牛肉1キロ輸入しようと思えば、水も20.6リッター輸入しているわけですね。豚肉1キロに対しては5.9リットルの水、大豆1キロ輸入しようと思えば2.5トンの水も輸入しているということになります。この中で

高城課長が今、そういう取り組みたいと思っておりますので、高岡町長いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

実は、この条例を制定したのには、当然福岡議員がおっしゃるように有機農法を目指したわけですが、当時はグローバルGAP、K-GAP等を目指すというところだったんですが、このK-GAPさえも農家にとっては非常にハードルが高いかもしれないというところから、できることからやりましょうというところで、実はこの条例制定がなされ、徳之島町独自の認定制度が、認証制度ができないかというところから実は始まっております、そしていろんな指導者等も講習会を開きながら、農家の皆さんにも訴えた時期がございますが、なかなかそれに乗ってこられる、その当時はいなかったということでもあります。今その条例制定した割には、私が考えるに残念ながら費用対効果がなかなか現れていないのかなというふうに思っております。

今後は、これが当たり前の時代になってくると思いますので、まず花徳地区に今営農ハウスをつくりました。そこで意識を高めるということも含めて、新たな作物に挑戦するためにも、TPP等を踏まえて必ず有機JAS農法でないと世界には通じないということが分かっていますので、しっかりと若い人たちに新しい作物をチャレンジするときには、しっかりと意識づけも町と連携を取りながらやっていければ何とか、時代にそぐう農業も確立できるのではないかなというふうに考えています。

○13番（福岡兵八郎君）

確かに意識改革から入らないといけませんので、非常に結果をすぐ、効果をすぐ見ようと思えば大変です。しかし、そこでずっと向いておりますといつか春が来ますから。植物もしかりです、根はずっと張ってから芽がぱっと出てきますので、そこが根が張るまで意識がそうなる、活動して一つ一つ図式が出るまでは目に見えません。だけどそれで、やる気がないと思っはいけないわけですね。

私もちょうど営農活動一本ずっと来ましたが、とにかく農薬を使う栽培基準表があって、いつ頃この虫が出るから、この農薬、この病気になるからこの農薬で、どうも夢が湧かなくてね、どうもエンジンがかからないなと思っていつも思っておりましたけれども。

この有機農業というのは私は全然最初は全く駄目だと思っていました。そんなのこの亜熱帯の徳之島で有機農業なんてできるもんねと、すぐ草山になっちゃうんじゃないかという気持ちでした。だから、ある亀津の出身の東北大学の教授の先生と、あるお通夜の席で話したときに、その先生が「有機農業だよ」と言ったけど、私はできないと言ってけんかしたんですね。だけど、大変今失礼なことを言ったかなと思っておりますけども。だけど、できる分から実践していけばいいなと思っております。

例えば何ができるかと言いますと、ヨモギなんかは全然何も虫もつかない、病気もつかない

わけですね。島にそういうのがいっぱいあって、例えば今化学農薬、化学肥料でやっている部分については、有機でだんだん慣らして行って、その生物農薬を使って抑えていくというようなことでいけば、これは絶対実現できるなど。例えば私は今ずっとショウガを力を入れておりますけども、ほかの県、高知県、長崎県、それから熊本県の農薬は10分の1でできているわけですよ。10分の1でできる、土壌消毒もしていない。だからもうちょっと頑張ればできる。だからあとは菌は見えない菌ですけれども、それに対応する菌があるわけですね。その菌を含んだ有機資材があるわけです。

だから、やっぱり人間としてもっと勉強すれば、今コロナ対策で一生懸命やっておりますけれども、殺すやり方じゃなくてバランスを取って悪ささせないと、一つ親分をつくってしまうと、それが悪さするんですよ。だから悪さしないように、菌のバランスをとっていけば、もう悪い菌はいないという情報ですよ。だからそういうのを使っていきたいと思って。

最近また出会った有機JASの恒久審査員の方または海上自衛隊で頑張ってる今企業戦士として頑張っている方々とのいろんなネットワークがありまして、私が今進めているのは、一つ一つ片方からそういう有機JASに向けた取組の活動も一気に全部変えるわけじゃありませんけれども、そういう活動も展開し、山々のイノシシの被害を受けてキビが作れない畑、それをきれいにまた開墾して行って、イノシシが食べない、見向きもしない品目を導入して行って、農地の有効利用しようかなと思っております。

皆さんが徳之島オーガニック推進会議というのを立ち上げておりますが、この活動にも一つ一つ十分に納得のいく説明をしていきたいと思い、「長寿世界一・子宝日本一徳之島、有機JAS認証日本一を目指して」という、みんなでスローガン、旗印をして、このスローガンの下に一つ具体的にできるものから取り組んでいきたいと思っておりますので、町長どうか支援対策をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

作物についても議員のおっしゃるとおり、それが当たり前の時代でもありますし、それによって価格が上がるものでもない時代になってきていますから、その当たり前のことが当たり前のようにできることこそが意識改革の第一歩になろうかというふうに思います。

そしてまた、中国等の世界的に見て人口が増えていますので、その農地が食料に回ってくる、足りなくなるということは、どうしても自給率を高めないといけないと。

そしてまた、新たな作物については、今町として取り組んでいるポタニカルでありますとか、いろんな香りの成分であるとか、あと化粧品の製品であるとか食べ物であるとか、いろんな分野における農作物を検討しなければいけないと。それにはJASというものが必ずついて回るといふふうに考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

ぜひ前向きに、その都度その情報提供をしてまいりたいと思います。徳之島がいかに大事な宝の島かなということをつくづく皆様と話しているときに感じるわけですね。

最後に、その皆様から御紹介いただいた「THE EAT」という本がございしますが、これ皆様方ぜひ注文して読んでいただきたいと思います。1,400円ですが。ここにはどういことを書いてありますと言いますと、例えば60兆の人間の細胞の中で、その細胞膜は皆油ですよと。その油がいいか悪いかによって決まります。子供たちも学力がどんどん伸びますよと、人間の健康はもちろんですよと。非常に大事な、毎日の生活の中ですごく大事なことを書いておまして、これとこの有機農業とつながるわけですけれども。

もう一つは、前に紹介しましたレイチェル・カーソンの「沈黙の春」ですよね、環境問題。今のままで行きますと、この24-Dはそのまま使っていけばいいのかどうか、農薬除草剤このままでいいのかどうか、やっぱり原点に立ち返って今調べて、百年の計をもって子々孫々にすばらしいふるさとを残るような、すばらしい農業を残すような、そして都会からIターンまたはUターンのOターンの皆さんが徳之島へ行って農業をしたいと、そういう気持ちを持っていただけるような、そういうふるさとをつくりたいなと強い希望を持っておりますので、ぜひ行政の力、自助・共助・公助の応援が必要であると思います。

まずは自分たちでできるところまで一生懸命やると、そういうことで意識を新しく改革をして取り組みたいなと思っておりますので、どうか御指導のほど、また御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

しばらく休憩します。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田良一議員の一般質問を許可します。

○4番（富田良一君）

きゅうがめら、こんにちは。

まずは、新型コロナウイルスで大変な思いをされている方々にお見舞いを申し上げます。

また、新型コロナウイルスで亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の方々に心からお悔やみ申し上げます。

先日、ワクチン接種のアンケート調査が来ていました。高齢者へのアンケート調査で、うちの母はそれを見て、すぐワクチン接種ができるものだと喜んでいましたが、まだ先だと聞いてがっかりしていました。ワクチン接種を望んでいる高齢者は多くいらっしゃいます。なるべく早くワクチン接種ができるように願っているところです。

4番議員富田良一が、通告の2項目について伺います。

新庁舎についてですが、窓口に総合案内所を設置できないかということです。

奄美市本庁舎を視察に行ったとき、正面玄関を入ると左側にカフェコーナーがありまして、また右側には市民行政情報コーナーがあり、正面には総合案内所がありました。来庁者はお茶を飲んだり、いろいろな情報を得たり、また総合案内所があるので、初めての方や高齢者にとっては、あの広い庁舎、迷わなくて済みます。いろいろと工夫をしているなと思いました。我が徳之島町の新庁舎にも、窓口に総合案内所を設置できないか伺います。

○総務課長（政田正武君）

お答えします。

新庁舎案内につきましては、1階部分が多目的室、町民ギャラリー、宿直室で、窓口となる執務室については2階以上となることから、1階玄関ホールに庁舎案内板と総合案内所を設置したいと考えております。

以上です。

○4番（富田良一君）

看板ですか。看板を置くということ、案内板。

○総務課長（政田正武君）

移動式なんですけれども、デジタル案内板を今考えているところです。

○4番（富田良一君）

1階のほうですか。

○総務課長（政田正武君）

そうです。

○4番（富田良一君）

できればやはり、きれいな方を1人置いてちゃんと案内していただきたいと思いますけどね。やっぱり住民サービスの観点からも、ぜひ今後またそれでいろいろありましたら考えていただきたいと思います。

次に、防災のための誘導灯サーチライトを設置できないかということで、徳之島は台風常襲地で波の高さ、雨量によっては土砂崩れや河川の氾濫、防潮堤の決壊などの危険性が高く、特に亀津地区は人口も多く災害が起きると大変です。一番心配しているのが河川の氾濫です。丹向川は役場庁舎の近くにあります。新庁舎は避難場所でもありますので、屋上に広範囲を照ら

せる誘導灯まあサーチライトですが、それを設置できないかお伺いします。

○総務課長（政田正武君）

新庁舎は強固な防災拠点として建設いたしますので、災害発生時には安全な場所まで誘導するためのサーチライトというものの必要性については十分認識しているところであります。聞きますと、設置も可能であるということでございますけれども、今議員がおっしゃっているのは、停電したときに足元を照らして安全な場所まで移動するというお考えだと思うんですけども、新庁舎建設安全協議会と協議して検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○4番（富田良一君）

どうしても停電すると、周りが真っ暗になりますよね。そうすると、どうしても明かりがないと、せつかくいい避難所をつくっても、そこまで行くまでやっぱり時間がかかったり、また何かいろいろとけがをしたりする可能性もありますので、できれば屋上のほうに全体、遠方を照らせるようなそういう誘導灯があれば、こっち避難される方もスムーズに避難できるんじゃないかと思っております。

やっぱり川が氾濫すると泥水で道路が分からない状況で車も通れなくなります。夜中に停電すれば、懐中電灯の明かりだけでは大変です。庁舎の周りだけでなく、やっぱり避難者のためにも少しでも避難しやすいように誘導灯は必ず必要だと思っておりますので、ぜひ設置をお願いしたいと思います。

それと庁舎の周りに外灯はつけるんでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

はい、外灯も設置する予定でございます。

○4番（富田良一君）

その外灯は停電時はどうなるんですか、消えるんですか、それとも自家発電でつけるようなことを考えていらっしゃるんですか。

○総務課長（政田正武君）

庁舎全体は自家発電で賄えますけれども、外灯についてはちょっとまだ把握していませんので、後ほど担当にお聞きして報告したいと思います。

○4番（富田良一君）

できれば、外灯をつけるのであれば、それも対処できるように自家発電もそれを使えるようにちょっと考えていただきたいと思います。

次に、公共施設トイレについてですが、和式から洋式への改修工事はいつ頃まで計画しているのか。前にも和式トイレは高齢者にとって大変きついで洋式に換えられないかという質問がありました。答弁では、少しずつ換えていくとのことでしたが、いつ頃までに改修工事が終

了するのか伺います。

○総務課長（政田正武君）

総務課が管理している児童公園のトイレにつきましては、遊具も設置されまして多くの町民の皆様にお越しいただいております。また、今議員がおっしゃられたように、以前から洋式に改修できないかとの要望もごございますので、町民の皆様の憩いの場として充実させるためにも、担当と協議し、なるべく早く改修してまいりたいと考えております。

また、学校社会教育施設につきましては、担当課長より御答弁いただきたいと思っております。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

地域営業課といたしましては、観光地を含め現在改修工事はほぼ完了していると思っておりますが、まだ和式が洋式へ改修されていないのが、花徳の里久浜にあるトイレと山漁港のトイレでございます。現在のところ和式から洋式へ換える予定は今のところは考えていないところです。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校教育課では、学校のほうのトイレを洋式のほうには年次的に換えていっているんですけど、一部は和式も残るような形になると思っております。

学校教育課は以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

議員のおっしゃる改修につきましては、社会教育課につきましては体育館及び文化会館、運動公園というふうに社会教育施設ということで持ち合わせておりますけども、とりあえず今のところ期間は定めておりません。

ただ、今要望があったように、以前から私どもの社会教育施設については、議員のおっしゃるとおり和式は非常にきついということをおっしゃっていました。

ただ、議員にも御理解いただきたいんですけども、最近ではいろんな衛生上の問題等がありまして、外でトイレを使用する場合に洋式は使いたくないとおっしゃる方も実際おられます。その辺につきましては、和式のほうも若干残しながら改修のほうも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（富田良一君）

今課長が言われたように、私も洋式だと思っておりましたが、やっぱり他人の座った便座を使用するのに抵抗あるという方もちょっといらっちゃって、そのバランスがやっぱり大事なかな

と、和式トイレと洋式トイレのバランスも大事かなと思っております。

洋式と和式の数ですが、また割合はということで、昨年、亀徳のなごみの岬から手々の海岸まで7か所の観光地のトイレ調査をしました。女性用のトイレは入れないので、女房と娘を連れていきました。不審者に思われると大変ですのですね。全体的には鏡やトイレットペーパーもあり、きれいに掃除されており、とてもよかったですと感じました。

先ほどちょっと課長からもありましたが、花徳海岸とあと手々海岸が洋式のトイレがないのが残念でした。花徳海岸は里久浜ですね、新しくシャワー室が設置されているんですが、更衣室のほうがちょっと修理が必要であると感じました。

皆さん洋式トイレと和式トイレの数、やっぱり皆さん気になりませんか。私が調べた結果は、大体6対4の割合で和式の数のほうが多いようですが、実際はどのぐらいか伺います。

○総務課長（政田正武君）

学校を除く公共施設の割合でございますけれども、男子トイレは洋式の割合は63%、女子トイレの洋式の割合は半分は洋式、和式半分ずつとなっております。

以上です。

○4番（富田良一君）

運動公園はちょっと和式のほうが多いように感じられたんですが、観光地のほうはまた逆で6対4ぐらいで洋式のほうが多いんですね。

次に、運動公園のトイレを優先的にできないか。運動公園のトイレは、亀津公園、児童公園、陸上競技場内5か所、計7か所をちょっと回ってみました、調査しました。全体的には鏡やトイレットペーパーもあり、きれいに掃除されており、そのときちょうど断水時であちらこちらにバケツを置いて対処していたのには感心しました。それは競技場のほうですね。ちょうど断水で水が使えない状態で、あちらこちらのバケツに水を準備していて、何かそれはすごく感じました。

運動公園のトイレは、結構団体の方々が使用していると思われれます。子供たちのスポーツ大会はもちろん、高齢者のグラウンドゴルフ大会やゲートボール大会等によく使われております。運動公園のトイレの割合は、先ほども言ったように7対3ぐらいですか、私みんな調べたわけじゃないんですが、和式の数が多いです。せめて観光地のトイレ同様に6対4、または7対3の割合で洋式を増やしていただきたいと思っております。

観光地のトイレと比べて、運動公園のトイレの使用率のほうが高いと思われれます。高齢者にとって和式のトイレはきついのことです。特に陸上競技場では、高齢者の競技利用が多く、管理棟内のトイレは近場で使用率が高いようですので、優先的に改修できないか伺います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

運動公園の割合につきましては、議員のおっしゃるとおり約20%から30%の割合で、亀津公園が約今50%の割合となっております。今議員のおっしゃるとおり陸上競技場は何が一番トイレの必要性というのがあるかと言いますと、やはり町民体育祭、このときの人の数というのはやっぱり相当な数です。そのときに前々から、これ以前から要望がございました。その関係で今陸上競技場管理棟のトイレをまず、今洋式のほうに換えております。

それから御指摘のございました運動公園の周りにあります外のトイレですけれども、これにつきましては今対応して指定管理者のほうにもお願いしているんですけども、実は外のほうにはバリアフリー、障害者用トイレということで、そのトイレには便座、最近のシャワー式の洋式トイレを各トイレに設けております。

ただ、それでは若干やっぱり少ないということで、今後これにつきましては今の先ほど言いましたように、和式と洋式のトイレの比率を考えながら検討させてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（富田良一君）

ぜひお願いしたいと思います。

最後の質問になります。運動公園で一番悪いところは、皆さん多分御存じだと思いますが、児童公園なんですよね。児童公園、私が調べたときは鏡からトイレットペーパーもうなかったです。今朝ちょっと私ラジオ体操してみたら、トイレットペーパーだけはありました。障害者用のトイレのトイレットペーパーの取り付け金具もないです。そういう状況で本当にびっくりしましたけど、児童公園は最近遊具施設で大変利用者が増えております。もちろんトイレの使用も増えていきます。陸上競技場とともに優先的にできないか伺います。

○総務課長（政田正武君）

今議員がおっしゃられたように、使用頻度の高いところから、もちろん整備は改修していきたいと思っております。

また、ふるさと納税事業を使いまして、なるべく早めに改修していく方向には検討してまいりたいと思います。

○4番（富田良一君）

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

児童公園には、幾つかの東屋も計画中だと聞いていますので、これから夏に向けて利用者も増えていきます。ぜひトイレの改修工事をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

次に、宮之原順子議員の一般質問を許可します。

○5番（宮之原順子君）

皆さん、こんにちは。

5番公明党の宮之原順子が通告の4項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

では、最初の質問です。感染症対策について。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制はということですが、新型コロナウイルスが医療従事者に先行接種されていますが、各市町村で行われる新型コロナウイルスの高齢者向け優先接種は4月12日から順次始まりますと、政府が2月24日に当面の計画を発表しました。それによると高齢者向けワクチンは、4月5日の週から各自治体に順次発送、全ての市町村にワクチンが行き渡り、接種が本格化するのは4月26日の週になる見通しで、全国の市町村に約500人分を配布と新聞にありました。町民の皆さんから、いつワクチンが接種できるのかと多くの方が質問してきますので、今回この質問を取り上げました。

町では、新型コロナウイルスワクチンの接種体制はどのようになっていますか。お伺いします。集団接種会場における接種体制なのか、また医療機関での接種体制なのか、それとも特設会場と医療機関でのミックス接種体制なのか、どのような体制を取っているのかお伺いをします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

まず、国、県から示される方針の情報が余り得られなく、町としても接種のスケジュール等が徹底できない状態ですが、3月1日に3町の担当者及び各医療機関との接種体制検討会を実施し、接種を行う各医療機関へのワクチンの輸送等の確認、各介護施設・福祉施設への接種の確認、医療機関との調整、個別接種するか、集団接種にする場合の協力依頼を検討会で話し合っております。

先ほど議員が言われました4月26日からですけども、3月1日に国のほうから示されまして、4月26日の週に全市町村に1箱ずつ配送する予定であるという通知が来ています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

お尋ねしたいんですけど、住所がここに置いていて、高校生とか卒業していきますよね。住所はここにあっても、本人はいない。私たちの娘たちも大学行っているんで、住所はここに置いてあるんですけど都会に出ています。そういう人の接種はどうなるんでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

そういう方については、お住まいの市町村に確認していただくことになっています。一応接種券については、現住所のほうに送付する予定にしています。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

もしや接種をした後に、予防接種後にアナフィラキシーショックで入院加療が必要になった場合の医療費負担とかはどうなるんでしょうか、お伺いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

副反応が出た場合については、全部予防接種の副反応と一緒に、国のほうで全部するようになっていきます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

それと2回接種しないといけないということですが、2回の接種が推奨されていますが、1回受けたから本人がもう1回でいいとなった場合は、それでも可能なんですかお伺いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

1回接種して2回目は21日、28日空けて打つようになっているんですが、今言われたように本人が2回目は要らないと言った場合についても、電話等連絡して受けるように勧奨はしていきつつもりですが、どうしてもという場合には強制ではないので、こちらとしては何もできないと思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

それと、接種ワクチン会場に行けないとか自宅療養中の身障者、身体障害者の方や高齢者の方がいらっしゃる。そういう場合は、どのような対策を取っていますか。

○健康増進課長（安田 敦君）

3月1日の検討会のほうでも出たんですけども、まず徳之島町として先ほど出ました公民館とか集団接種か病院の個別接種にするか、今のところまだ未定で意向調査を12日まで回答するようになっていますので、それによって集団接種、個別接種をしていきたいと考えているところなんです。

自宅在宅療養中の人とかについては、各かかりつけ医が打つことになっています。白寿苑とか徳寿園とかについても、嘱託医のほうで全部打つように接種するようになっています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございました。大体分かりました。

早めに皆さんが新型コロナ感染症ワクチンを早めに皆、全員が打てるような対策を取ってい

ただきたいと思いますし、また新型コロナウイルス感染症の収束はやっばし1人でも多くの方がコロナワクチンを接種することで大分減ってくるのではないかなと思いますので、ぜひ体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

今のところ分かっていることについて答えたいと思います。

ディープフリーザー、冷凍庫なんですけども、徳之島町には3台来ます。1台は徳洲会のほうにもう既に入っています。2台は宮上病院と保健センターのほうに3月中旬に入る予定になっています。また今週、来週3月1日の週、日曜日に7日にワクチン1箱が徳洲会のほうに届く予定になっています。これは医療従事者、優先順位の医療従事者のほうに打つようになっているものです。

また、22日の週にもう1箱来て、2回目を打つということに今なっているところであります。以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございました。

本当に医療従事者の方もワクチンになるとすごい、全員になりますので大変なことだと思いますけど、役場の方もよろしくお願いします。

では、次に移りたいと思います。

災害時の情報伝達の対策についてということですが、台風などで防災行政無線が聞こえづらい、緊急時の情報が聞こえなくて不安との声があります。防災無線の現状と苦情に対する対策は、どのようにしていますかお伺いします。

○総務課長（政田正武君）

現在の防災無線はアナログ式というものを使用しておりまして、令和4年11月末で使用できなくなるということでございます。それによりまして、令和3年度デジタル方式へ移行いたします。これによりアナログ式では電波が弱く、聞き取りにくい雑音が入るといったケースが解消される予定でございます。

また、個別受信機については、全世帯に携帯の防災ラジオを配布し、令和3年度に完成、令和4年度からの運用を予定しております。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

今、防災行政無線で発信している主な放送内容をお伺いします。

○総務課長（政田正武君）

現在は各課においての会合等やそのようなものが主に放送しております。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

今、いろんな災害がある場合、防災行政無線機が故障しているところもありますし、受信機のないところもありますよね。そのようなときは、今災害があった場合は、どのようにして連絡をするのでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

現在災害情報等流しておりますけれども、確かに台風時期等はものすごい聞きづらいと思います。また故障している家庭につきましては、現在の受信機はもう次から使えないということで、今待っていただいて本当に申し訳なく思っておるところでございますけれども、今後は消防やその担当たちに個別にいろいろ災害の情報を伝えるようにしていきたいと思います。

○5番（宮之原順子君）

よろしくをお願いします。

新庁舎建設のときにデジタルに変えると言われましたけど、それは庁舎ができてからデジタルに変えるんですか。

○総務課長（政田正武君）

できれば新庁舎ができてから運用したいと思うんですけども、その発信する本体が移動可能だという発信機になっているそうなので、でき次第使えるのであれば、旧庁舎にでもおいて新庁舎ができたときに移動させるということも可能だということです。

○5番（宮之原順子君）

新庁舎ができたときに、各家庭にデジタルというのはラジオ配るんですかね。それも時間がかかるとお思いますので、新庁舎もできるころには各家庭にラジオが届いているような状態にしていきたいとお思います。

次、コミュニティーFM局に災害情報を発信できないかという質問したいと思いますが、以前、富田議員が何回も何度も、FM局開設のことを何回も何度も質問されていて、緊急時の防災とかイベントの案内、住民サービス、また音楽は癒やしになるとか何回も質問されていますけど、そのときは町長の答弁の中に「コミュニティーFMは防災面、文化面、さらに新しい文化の構築に有効であり、開設に向けて具体的に進めたい」との答弁が、5年前ほどの答弁でしたかね、ありましたけど。開設に向けての予定はありますでしょうか、お伺いします。

○企画課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

企画課では、まず防災行政デジタル無線整備事業の完了により、町内全戸へ本町から防災行政情報が問題なく発信される体制の構築が最優先だと考えております。

まずはJ—A L E R Tを含めた災害情報や避難情報などを町職員により、しっかりと管理、発信する必要があると考えております。

また、FMラジオ局の開設につきましては、町長の答弁、また平成29年の6月定例会、また平成30年の6月定例会におきましても、今年度中にプロジェクトチームを立ち上げ検討したいとお答えいたしておりますが、現時点ではプロジェクトチームは立ち上げておりません。

総務課との協議において放送局の整備に当たっては、アンテナ整備や防災ラジオの購入など重複する内容があるため、防災無線デジタル無線整備事業や庁舎建設事業の状況を考慮しながら進めてまいりたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、企画課長から答弁がありましたが、具体的に進めるFM局をつくるかつからないかについては、つくる予定にしております。ただ、運営がやはり片手間にはできないということと、しっかりと人材を構築した上で立ち上げないと立ち消えになる可能性があるため、それを危惧するところでもあります。さらにはFMのラジオプラスのネットテレビも今回の高度無線推進事業で全戸にWi-Fiが整備されることによって、インターネットテレビということも将来は考えられますので、必要最小限のコストで動画での配信も可能になろうかというふうに思いますので、一元化をして取り組んでいけたらいいかなというふうに考えております。

○5番（宮之原順子君）

ネットテレビで、ラジオだけでもすごいことだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

では、コミュニティーFMはこれで終わって次、3番目の世界自然遺産登録についてお伺いします。

2018年の夏に世界自然遺産登録への諮問機関のIUCNの国際自然保護連合から登録延期の勧告を受けて3年近くになりますが、世界自然遺産登録の進捗状況をお伺いします。

○企画課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に当たっては、令和3年5月上旬IUCNの勧告を受け、令和3年6月下旬から7月上旬、世界自然遺産登録の可否が審議されるユネスコの世界遺産委員会が開催される予定でございます。

これまでの2年間では、前回のIUCN勧告を踏まえ、与えられた課題について関係機関が連携し、外来種対策や住民意識の醸成などに着実に取り組んでまいりました。

徳之島の豊かな自然が、人類共通の財産となるように、また将来を担う子供たちへつなぐことができるように、引き続き自然の保全と活用を意識した取組を行ってまいります。

○5番（宮之原順子君）

6月から7月ということをおっしゃっていましたが、決定されるのは大体いつぐらいなのでしょう。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

まだはっきりは決まっておりませんが、6月の中旬ぐらいにははっきりとした日程が決まるかと思います。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

それでは、これまでのその取組についてお伺いしたいと思います。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほども申しましたが、外来種対策や住民意識の醸成など広報紙を使つての啓発活動や、また学校での環境教育授業、自然体験活動など様々な事業を行つて啓発に取り組んでまいりました。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

もし登録が決まった場合は、またどのようなことを考えていますでしょうかお伺いします。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

登録が決まった暁には、世界自然遺産記念式典や世界自然遺産の価値を学ぶツアーの開催を計画しており、より多くの住民が遺産を身近に感じることが出来る取組を行つてまいります。

また、登録がゴールではございませんので、これまで行っている外来種駆除活動や盗掘・盗採パトロール活動についても、地域や集落の方と連携し、地域の宝を地域で守っていく意識の醸成を図つてまいります。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

国立公園に指定されたり登録にあつたら、自分の畑の木も切れないんじゃないかと考えている方も結構たくさんいて、登録になったら何もできないよねという方もいらっしゃいますので、広報紙などに登録になった場合こうですよとか、またいろんな情報を載せて、住民の方に周知をしていただきたいと思います。

それと、世界自然遺産センターの計画についてお伺いしたいと思いますが。

○町長（高岡秀規君）

世界自然遺産センターにつきましては、かねてより皆様方の御協力により、徳之島町地区にある程度決まったと考えております。

その中で今年度の事業で、環境省の事業で基本設計の予算が組み込まれており、恐らく3年

度予算で予算通るものだと思いますが、基本設計を終えた後に建設へと国のほうで進めるものだと考えております。

○5番（宮之原順子君）

徳之島町にできることができてよかったと思います。本当天城町だったら、ありがとうございます。なかなか島の人でも海には遊びに行きますけど、山にはなかなか入って見学に行くことはないと思いますので、自然遺産センターができたなら多くの方が、また島の方もいろんな徳之島の魅力をまた発見できるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

では、次に、最後のおくやみコーナー開設についてお伺いしたいと思います。

おくやみコーナー開設ということですが、くやみのときに遺族が役場で行う手続きが1か所のできる「おくやみコーナー」の設置はできないかということですが、年間の死亡届の件数はどれぐらい出ていますでしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

すいません、今手持ちの資料ちょっとございません。後ほど御報告させていただきます、すいません。

○5番（宮之原順子君）

死亡に伴う手続きについて申請する書類は何種類ぐらいありますか。

○住民生活課長（新田良二君）

死亡の手続きについては、もうその方、その方、一概には言えないんですが、例えば年金生活者であれば、年金受給の停止と未支給分の請求の手続きがございます。そして75歳以上の高齢者の方であれば、後期高齢者医療の被保険者証の返還等、そして水道使用料等の停止及び名義の変更等それぞれ行政手続きがございます。今、現在、直接または担当者に取り次いで行っている状況でございます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

若い方がこの手続きをするのは本当に楽かと思うんですけども、高齢者の方が、慣れない高齢者の方がいろんな各課を回ってその手続きをするのは難しいと思いますけど、どうでしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

そうですね。今後新庁舎ができた際には、各課関係及び人事部局とも協議をして、一つの部署でできるような形を、協議も必要かと思われま。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

そうですね、亡くなった家族の方が手続きをする場合も、1か所で済ませることができたら本当にありがたいし、また都会から葬儀のために帰られてきて、すぐに帰らないといけないとい

う方もいらっしゃると思いますので、家族の負担、遺族の負担を減らすためにも1か所でできるようにしていただきたいと思えますし、それに役場以外での手続での案内も、銀行には何を持っていくんでしたっけ、住民票ありますよね、そういうのを持っていく。そういう案内もちょっとパンフレットをつくって、ほかのちょっとしているところがおくやみハンドブックというので、こういうのが必要ですよとか、こういうのを提出するときはどうしたらいいですよというのがあるみたいですけど、そういうのをまたつくっていただければと思いますけど、どうでしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

私もこの質問がございまして、先進地の事例を調査いたしました。非常にいい資料がございまして、例えば戸籍謄本を持って行って相続の手続とかしてくださいよとか、電気料金の変更等もなさってくださいねというような冊子がございます。非常にいい案内の内容でした。参考にできれば参考にしたいと思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

新庁舎を造ったときは、ぜひ住民サービスの一つとして、名前はおくやみコーナーじゃないかも分かんないですけど、そのようなところを開設して、死亡時の行政手続や遺族の負担を減らす目的として、ぜひおくやみコーナーのようなところの開設を設置していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

2時30分から再開します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの宮之原議員の質問に対して、総務課長のほうから訂正があります。よろしくお願ひします。

○総務課長（政田正武君）

すみません。宮之原議員ではなくて、富田議員の外灯についての質問だったんですけども、外灯は自家発電で賄うことは電気量的に難しいということでしたので、訂正させていただきます。

○議長（池山富良君）

それから、新田住民生活課長のほうから死亡数についてお願いします。

○住民生活課長（新田良二君）

先ほど宮之原議員から死亡届の件数がございました。令和元年が177件、令和2年が161件でございました。

以上です。

○議長（池山富良君）

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○2番（竹山成浩君）

皆さん、こんにちは。

本日最後の質問者となります。

先月、2月14日に開催されました第3回母間さくら祭りには、祭り開催前より連日多くの方々の御来場をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

今回、令和2年度地域イベント助成事業を受けて開催することができました。関わっていただきました北部振興開発室の職員の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

昼間もちろんですが、夜間ライトアップされた桜並木は、高齢者グループの方々や家族連れ、また、高校生から小さな子供たちまであらゆる世代の方々に楽しんでいただけたものと確信をしております。

あいにく、さくら祭り当日は、夕方からの大雨でステージ前の広場は最悪の状況でしたが、まさに雨降って地固まるではありませんが、雨の中開催したことによって、今まで以上に地域の皆様、青年団の心が1つになり、また、来年の開催に向けて力強い言葉が聞けたことが大変うれしく思うことでした。

来年はすばらしい晴天のもと開催したいと思いますので、今回に懲りずまたお越しいただきたいと考えております。

そして、今後も持続可能な地域イベントとして大いに盛り上げていきたいと考える次第です。それでは、令和3年第1回定例議会におきまして、2番竹山が通告の5項目について質問をいたします。

町長をはじめ副町長、また、各担当課長の明快な答弁をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスが確認されてから1年余り、ようやく医療従事者へのワクチンの先行接種が鹿児島県でも始まり、私たちの離島においても、いつ頃になるのか気になるところでございます。

ワクチン接種に向けての進捗状況を伺いたいところですが、先ほど宮之原議員もワクチンの接種に対しての体制について質問をされていますので、同様の質問は割愛させていただきます。

たが、かぶる場合は御了承をいただきたいと思います。

連日、テレビや新聞等で報道され、町民の皆様も大変気になるところだと思っております。

今年1月8日に、政策提言会議からワクチンの早期接種に向けての要望を高岡町長へ提出いたしました。

先ほどの課長の答弁にございましたけど、3月1日の3町の検討会議が行われたようですが、接種会場について、奄美市では接種会場を決めて集団接種が行われると聞いております。大方自治体での判断で決定されると認識しておりますが、本町においては、接種場所を含めて、どのような体制でいくのか再度お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

接種会場につきましては、計画としまして、徳之島体育センター及び前川生活館等計画はしているところでありますが、副反応に備えたアドレナリン製剤等、救急処置に必要な物品を各接種会場に常備しないといけない、また、救急車の待機も必要になってくる可能性もあるため、今のところ計画の段階であります。

また、先ほども言いましたように、高齢者向け意向調査を3月の12日までの回答期限としていますので、その結果を見まして、かかりつけ医が多ければ接種会場も体育センター1本になるかもしれないし、また、増やす可能性もあるということです。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

本町においては、先ほど課長の答弁がございましたが、3月12日以降、接種会場等も決まるんではないかと、おのおのの病院で接種の方向でいくことも考えられるということですね。よろしく申し上げます。

その優先順位についてはどのような形で行われるか。先ほど、先行接種で医療従事者が先ほど最初ということになっておりますが、その以降高齢者の方々からという話ですけど、その辺ももう少し詳しくお伝えできたらと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

優先順位につきましては厚生労働省が示していますが、まず1番目、医療従事者等、2番目に高齢者、3番目、基礎疾患を有する者、4番目、高齢者施設等の従事者、5番目、60から64歳の者、6番目として、その他の者となっております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

先ほど宮之原議員の質問に対して課長の答弁をいただいたわけですが、ワクチンが到着したら何名分ぐらいのワクチンの接種可能か、それをお伺いしたいと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

先ほど言いました1箱には195バイアル、簡単に言いますと、こういう小さい瓶が195本入っているのを1箱と、ファイザー社の場合は。それで、5回取れる注射器の場合は975回分、6回取れる注射器であれば1,170回分ということになっています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

要するに、ワクチンの個数によっては、その人数の把握というのは難しいということですね。

○健康増進課長（安田 敦君）

5倍の倍数、6の倍数等なるべく破棄が生じないように人数を調整して接種する予定でいます。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

それと、対象者につきまして16歳以上となっていますが、16歳未満の方々は感染する可能性が低いということでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

16歳を、いつに16歳、基準日はいつにするかということですが、基準日については満16歳ということなので、簡単に言えば接種するときに16歳以上であれば接種可能です。

なぜ16歳以上にしているかと言いますと、海外での治験でも15歳以下についての十分なデータがなく、国としても、子どもが感染した場合は重症化するリスクが低いことが理由となっています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

子どもさん対象にはまだ臨床試験がされていないということなんですね。分かりました。

4月には本町でもまず高齢者の方々への接種が行われるのかなと考えるところですが、混乱することのないように、スムーズな接種ができるような体制を構築していただきたいと考えるところです。

それともう一つ、コロナウイルスのワクチンの効果についてひとつ伺いたいと思いますけど、インフルエンザのワクチン予防接種が50%ぐらいの効果があるとちょっと聞いたんですけど、コロナウイルスに関しての効果というのはどれぐらいか伺いたいと思います。分かる範囲で。

○健康増進課長（安田 敦君）

これも厚生労働省のほうで出しておりますが、2回の接種によって95%の有効性で発熱やせきなどの症状が出ること、発症を防ぐ効果が認められているということです。

インフルエンザワクチン有効性は40から60%です。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ、感染拡大防止につながるように、多くの町民の皆様安心して接種していただけるような体制を取っていただき、また、副反応に関しても様々な情報を共有しながら、町民の皆様に周知を図っていくことが大切だと考えるところです。

あらぬうわさも耳にしたりしますので、しっかりとした説明をお願いします。

また、ワクチン接種は強制ではありませんので、接種を希望しない方々への差別的な行為がないようにお願いしたいところです。

また、本土との格差がないような対処をよろしくをお願いします。

私たちの徳之島においては、医療従事者の方々はじめ、様々な業種、特に飲食業を営んでおられる皆様、まだまだ御苦労は続きますが、ぜひ、このワクチン接種が新型コロナウイルス収束に向けての希望の光になることを期待しております。

次に、2項目め行きます。

宮之原議員と申し合わせをしたわけではございませんが、同じ質問になる場合は御了承をいただきたいと思います。

今年夏には決定が期待される世界自然遺産登録ですが、それに向けた本町の機運の盛り上がりや啓発をどのように行っていくのか伺いたいと思います。

○企画課長（村上和代君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

世界自然遺産登録に向けた機運の醸成につきましては喫緊の課題として捉え、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら必要な対策を講じてまいります。

直近の活動といたしましては、徳之島3町の自然保護担当課、自然保護推進員15名によって構成される徳之島地区自然保護協議会を主体として、3月20日、金見での海岸清掃を予定しております。

また、令和3年度の事業といたしまして、山や川、里や海などの自然豊かなフィールドを活用した住民参加型の自然体験活動を複数回開催することを計画しております。

また、これまで行っているパトロール活動等についても、集落等の連携を図り、地元の宝である希少種を地域全体で守っていく機運の醸成を図ってまいります。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

以前も世界自然遺産について質問をさせていただきましたが、前総務課長の向井課長が企画課長時代の答弁に「機運の盛り上がりは常々世界自然遺産のことを話題にして会話をすることだ」と答弁をいただきました。向井課長独特のユーモアを交えた答弁だったのかなと考えると

ころでございます。

村上企画課長においては、女性目線での新しいアイデアや本町をPRできる素材の発掘等に期待しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど課長が言われましたように、3月20日の海岸清掃のボランティア活動、先日、北部推進委員会での話し合いでも紹介されましたので、ぜひ時間がある人は参加をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、遺産登録が決定するとしたら、今後、徳之島町としてはどのように取り組んでいくべきだと考えておりますか。

先ほどの宮之原議員の答弁もございましたけど、再度またお伝えできたらと思ひます。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

7月の世界自然遺産委員会の様子をウェブにて配信いたします。11月には世界自然遺産登録記念式典の開催を予定しており、国や県、地域団体と協力しながら機運の醸成に努めてまいります。

今後も、先ほども申しましたが、この登録はゴールではございませんので、これからはいろいろな事業を行いながら自然の保護と環境の整備等を行っていきたくと思ひます。

○2番（竹山成浩君）

先ほどお話ししたんですけど、先週の金曜日、26日に手々公民館におきまして第2回北部創生推進委員会が開催されました。私たちの福岡委員長をはじめ北部4名の議員も出席いたしました。

その中で、環境省の福井管理官に世界自然遺産についての概要を説明をしていただきました。奄美大島と徳之島は、アマミノクロウサギに代表される希少種を含む多様な生物が多く生息していることが評価されているとのことでした。

今後、そうした自然環境保護に一段と力を入れていけないのかなという感じを持ちました。

また、我が徳之島町においては、ふるさと納税の額や件数からも徳之島町の好感度、期待度は大きいと考えるところです。新型コロナウイルスの収束後を視野に入れた観光や経済振興に向けて、徳之島の将来は明るいと考えるところでございます。

このコロナ禍のピンチをチャンスと捉え、高岡町長の見解もお願ひしたいと思ひます。

○町長（高岡秀規君）

今コロナ禍にあつて、交流人口等、観光産業等と影響があるわけですが、このデジタル化と、そして、なおかつ新しい生活様式が我々観光にどういった影響があるのかというのは、まだつかみ切れてはおりませんが、仮にリモート会議でありますとかウェブ会議等が普及しますと、交流することがなくなるのではないかなという危惧もするところであります。

今後は、フェース・ツー・フェースの重要性、そして、アナログ的な、人的な関係、交流人口を増やすためには、おもてなしの心であったり、人間性、地域性が非常に重要になるというふうに考えております。

その中で、食文化でありますとか、ここに来ないと体験できない、ここに来ないと食べられない、ここに来ないとこの人に合えない等々の発掘、観光へのアプローチが必要になってくると思いますので、我々が思っている以上に、大島との格差を広げないためには、それ以上の努力が必要であり、それ以上の理念と、それ以上の心構えと、そして、心の持ち方が大事であり、人間という「人間豊かな」ということがある程度テーマになってくるのではないかなというふうに予想をします。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ、町長が言われたとおり、フェース・ツー・フェース、やっぱりそこへ、その場に行くと、その場でおいしいものを食べるとか、その場の体験をすとかいう形でできたら今後よろしいかと思えます。ありがとうございました。

ぜひ、登録を契機に、徳之島の自然を次世代へ継承する機運をさらに高めて、ひいては地域資源を生かした観光産業などの活性化が図られるように取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、3項目めの林道整備について伺いたいと思えます。

私の住む母間では、母間ダムから天城町当部へ抜ける林道がございます。その林道はアマミノクロウサギの生息地でもあります。今後、世界自然遺産とか登録になれば、ナイトツアーの観光客も多く訪れる可能性があります。長年の雨風により道路の陥没や凸凹、また、一部崖の崩落箇所も見受けられますが、今後、整備をする予定はないか伺いたいと思えます。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

林道母間線は、本町に9つある林道の中でも非常に利用頻度の高い林道の一つであります。林道管理作業員による風倒木の撤去や側溝の土砂撤去を行い、林道としての機能を保つよう適正な管理を現在行っているところであります。

また、大雨や台風時には、担当職員や林道管理作業員による巡視を行っており、災害が確認された場合は県や国へ報告し、連携しながら対応をしているところであります。

現在のところ林道機能としては支障のない状態であると考えていますが、崩落等危険を伴う箇所など気づいた点があれば対応をいたしたいと思えますので、情報提供をお願いしたいところであります。

また、林道はそもそも森林の整備・保全を目的として森林地帯に設けられている道路でありますので、しかしながら、今後、ナイトツアーの観光客が多く訪れるとなれば、関係所管課と協議し、整備等も検討の視野に入れていきたいと思えます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ、前向きに検討をしていただきたいところですが、実情を伺って、なるほどなと考えるところもあります。

今後、そうした整備事業とか出てきた場合に、たしかこの区域は国立公園区域だと認識しておりますが、道路の改良工事とか、整備事業とか、行っても問題はないわけですか、ありますか、ないですか。

○農林水産課長（高城博也君）

工事というか、林道整備の、災害とか、そこら辺に関しては、ある程度なんですけども、私ども所管課についても非常に困っている点が1つあります。

それは何かと言うと、植物とか等で、ちょうど一、二年、2年ぐらい前にもきれいに整備して、作業員もちゃんとそこの植物の勉強をしながら、それを残していく方向で作業をするんですけども、例えば徳之島エビネが道路脇にあって、それを迂回しながら残したと、しかしながら環境省から指摘を受けたわけです。

これはどういったことかと言うと、日が当たり過ぎるとか、例えば、危険な枝が上からあって、それを道路のほうを伐採してやると、こちらのほうは林道としての活用を安全管理のためにこうやって整備しているんですけども、環境としては非常にまた逆の考えになってくると、そこでいろいろ対応が必要になってくるということで、非常に繊細な部分でやりながら今後進めていかなければいけないなというふうな感じになると思います。

ですから、非常にハードルはかなり高いのではないかなと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

非常に難しいところがあるんじゃないかなと、私なんかも一応道路整備とか伐採作業とか出てやるんですけど、なかなか固有種に関して知識がないものだから、やっぱり刈ってしまったりとか、何がしかそういう不都合なことが出てくると思います。そこら辺も考慮していただきながらまた進めていただきたいと思っております。

以前、枯れ松や倒木が林道沿いに多く見受けられ非常に危険でありましたが、高城課長に伐採、撤去をお願いしたところ、今では頭上はしっかりきれいになっているところがございます。ありがとうございました。

枯れた松の木が頭上のほうにあると、夜間は特に危険性があり怖いです。そうした危険箇所が少しでも減るとありがたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

2項目めの質問にも関連いたしますが、世界自然遺産の島になる得る可能性があります。自然遺産に関する道路など、施設整備などには前例にとらわれないで補助対象にできないか、そ

の辺が分かれば、また、その辺に対しての答弁もいただけたらと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

道路に関しては、あくまで挑戦はしていこうと思います。必ずしも最初から町の段階で駄目だというふうな形は取っていかない方針で考えております。

また、その状況を見ながら環境省、そこら辺の話をしながら物事しては検討材料に上げていただいて、国・県の判断を仰ごうと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

自然保護と整備事業で相反する現状はよく理解できますので、しかしながら、山の山クビリ線でもあったように、今後、台風や大雨などで大規模災害も見据えて林道整備にも目を向けていく必要があると考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、林道整備に関わることではないかも知れませんが、アマミノクロウサギに対する注意喚起の看板や固有種の盗掘に関する看板等の設置は検討をいただけないかお聞きしたいと思ひますが。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

アマミノクロウサギの交通事故防止対策につきましては、交通事故多発地帯での固定式・移動式看板の設置、広報紙での交通事故数のお知らせ、ポスターなどを使った啓発活動を行っております。

林道母間当部線は、議員のおっしゃるとおりアマミノクロウサギの生息地でもありますが、現在のところ、この道路での交通事故についての報告は特にございません。

しかしながら、この道路が整備されたりいたしますと、交通量が増加し交通事故の増加も懸念されることから、動線上において看板の設置等を行い、通行者への注意喚起を行っていきたいと思ひております。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

母間林道につきましては、地域営業課のほうで多言語解説看板を今設置してあります。その中に「母間林道を通行する際には時速15キロ以下で通行をお願いします」というふうに書かれていますので、こういった看板を設置しておりますので、御覧いただければと思ひます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

次に、4項目めの質問に行きます。

今年1月18日、菅総理が施政方針演説で「日本酒や焼酎の無形文化遺産登録を目指す」と表明されました。奄美群島における黒糖焼酎の伝統的な製造技術と、取り巻く焼酎文化をいま一度見直し、自信を持って、日本はもとより世界へ発信し、世界自然遺産に続く新たな冠を得て市場開拓につなげられないかと考えますが、担当課長の見解をお願いいたします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

竹山議員にお答えをいたします。

竹山議員のほうは、お聞きになりたいことは、多分この流れということであると思っておりますけれども、これは、世界自然遺産につきましては環境省、それから、今おっしゃる文化遺産につきましては文化庁の管轄でありますので、教育委員会の社会教育課のほうでお答えをさせていただきます。

まず、登録の流れといたしましては、条約締約国、これが世界に約179国あります。その中から毎年3月にユネスコに申請がございます。

ただし、我が国日本においては実質2年に1回の審査となっております。

ユネスコ評価機関による審査、それから、申請、翌年の11月ごろに開催される政府間委員会において決定という流れとなっております。

なお、今後につきましては、国において、どのような内容であるかなどの公表があると思っております。

社会教育課といたしましては、焼酎に関する歴史的背景及び調査、発信をしていくことにおいて貢献できるのではないかと考えております。

ただ、この無形文化遺産ですけれども、登録には最短で約、2024年が最短と聞いております。以上です。

○2番（竹山成浩君）

今、課長の答弁にもございましたが、無形文化遺産は世界各地の伝統的な芸能、社会的習慣、儀式、祭礼、行事、伝統工芸技術などを保護するのが目的となっているようで、日本国内では22件が登録されているようです。ですよね。

過去には飲食物は登録された事例はないようですが、飲食文化や伝統的な製法は登録に至っているようです。

酒類関係では、ベルギーのビール文化やモンゴルの馬乳酒製造の伝統的技術などが登録されているようです。

そこで、徳之島の文化に関して詳しいと思われ毎晩黒糖焼酎で晩酌を欠かさないとされます副町長に、文化的な観点から答弁をひとつお願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○副町長（幸野善治君）

先ほど社会教育課長が、世界文化遺産のことで経緯を説明したと思います。実は、三、四年前です。既に3町の町長のほうでは郡の町村会等で大島郡のいわゆる食文化、焼酎を含めた方言、郷土芸能、島唄・島口、そして、徳之島の闘牛等をもろもろを含めたのを一括して日本文化遺産にできないかということで議題に上がって議論をされております。

日本文化遺産、これは、先ほど世界無形文化遺産とはまた少し違いまして、日本各地の魅力的な文化・伝統を語るストーリーとして市町村が都道府県を通して申請し、文化庁が認定するものですが、今現在、世界自然遺産が話題になっております。世界自然遺産は、保存後永久的にその遺物を保存したいというのが主目的、この文化遺産は、文化や伝統を語るストーリーとして活用するというのが主題に置いております。

今現在、最近の健康志向が高まる中で、黒糖焼酎は奄美でしか製造できない貴重な食の文化として守りながら、日本文化遺産の一つとして要望し、いろいろな方法を考えて世界へ発信すべきではないかと思っております。

令和2年度末では104件の日本文化遺産が指定されましたが、今現在、高岡町長が町村会会長の任期期間中にぜひ議題に上げていただきたいと思っております。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

日本文化遺産は、私に取り上げた無形文化遺産というのを、日本文化遺産の、徳之島においては3町の町長でお話しされたという方言や島唄、島口、焼酎も、そうした関係から、やはり、将来的には2024年に無形文化遺産につながるような形で推進をしていけたらなと考えるところ です。

奄美の焼酎の原型は江戸時代まで遡ると言われるようです。その頃の原料はシイノミや粟、ソテツの実などが使われていたようです。それから時はたち1959年12月、奄美群島本土復帰6周年の頃、奄美でのみ黒糖を使った焼酎製造が認められたとのこと です。

現在は奄美の特産品として、ふるさと納税の返礼品やお土産品など、また、地元でもたくさんの人たちに親しまれている黒糖焼酎ですが、400年という長い歴史と多くの島民の皆様の苦勞と努力があったことを改めて気づいていただきたいと考えているところ です。

しかしながら、奄美の黒糖焼酎はまだまだ知名度が低いようです。焼酎全体の消費量のわずか2%しか占めていないということらしいです。

そこでお聞きします。地域営業課長にお聞きしますが、奄美群島における蔵元の数、それから、徳之島での蔵元の数や生産量、地元での消費量などが分かればお願いしたいと思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

黒糖焼酎は、奄美群島のみで製造が認められている地域に根づいた伝統文化だと言えます。地域営業課といたしましても、その文化を奄美全体で取り組んでいこう、奄美群島広域事務組合へ、島のPRも含め後押ししていきたいと今考えているところです。

今、先ほど質問があった大島郡での蔵元は28社、これはハブ酒も含んだ会社なんですが28社あります。徳之島に7社、徳之島町に5社、なっております。

生産量につきましては約85万4,686リットル、これが今輸送コストで出している部分となります。輸送量といたしましては1,271万7,825円の輸送コストの支援を行っているところであります。

それと、各事業所へ確認すると、島内での消費量は約10%から30%減少しているということでした。要因といたしましては、やはり、成人式、入学式、卒業式、また、闘牛の前祝い等の自粛等が島内消費の減になっていることが要因だというふうに考えられます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

島内での消費量が10%程度減少ということで、やっぱり、新型コロナウイルスの関係上そういった形になっているのかなと思われまます。

ありがとうございました。

海外へ出荷している会社もあるとお聞きしますが、国内での消費量が焼酎全体の2%しかないということが新聞紙上で掲載されておりました。

県内の本格焼酎の出荷量は、焼酎ブームの影響で1999年度から増加傾向だったようです。それが2006年度をピークに年々減少傾向にあるようです。

先ほど課長が答弁されたのは、昨年度の消費量の減少ということですけど、2006年度のピーク時から去年までのその減少傾向にあるのはどうした要因があるか、分かる範囲で答弁をいただきたいと思えます。

○地域営業課長（清瀬博之君）

この件につきましては、もう少し詳しく調べてみなければわからないと思えますが、やはり、蔵元に確認すると、出荷できない分に対して保存というか、在庫を抱えているそうです。

瓶詰をして出荷すると、それに対して酒税がかかる、経費がかかるということで、注文が来ない限りなかなかそういった瓶詰とかして出すことが難しいというふうなことをこの間伺ったところでした。

それで、やっぱり、そういった経費がかかるということで出荷量も減ってきているのではないかとことを思えます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

そこで、やっぱり盛り上げていきたいと思うところなんです。

近年、健康志向が高まる中、本格焼酎は血管内の血栓や塊を防ぐ効果があり、ワインと比べてもポリフェノールが約1.5倍もあると、血液さらさら効果が期待できるとのことです。

その理由の一つには、奄美群島には元気で長生きなお年寄りが非常にたくさん多い、長寿のお酒につながると考えます。

町長の施政方針の中にもありましたが、「健康・医療の充実」についての中に「健康寿命の延伸を目指してまいります」とありますように、そうした健康面からして、健康増進課長に少し答弁をお願いしたいと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

先ほど竹山議員も言いましたけども、ワインの1.5倍くらいのポリフェノール等あるということなんです。

鹿児島県のホームページにも「焼酎は血栓予防に高い効果を持つという研究報告もあり、赤ワインと同様、健康に優れた酒として親しまれています」というふうに載っています。

また、日本酒造組合中央会のホームページによると、倉敷芸術科学大学の研究結果の発表によると「適量の飲酒は血栓を溶かす酵素（ウロキナーゼとプラスミン）を血中の中で増やし、血塊を溶かして血液をサラサラにさせる効果がある」とあります。

特に、黒糖焼酎などの本格焼酎を飲んだ場合、その効果は何も飲まなかった人の2.3倍、ワインの1.3倍、日本酒の1.4倍とほかの酒よりも抜群に優れていたということです。

また、善玉コレステロールを増やす効果もあり、動脈硬化の予防にもなるということです。

また、香りを嗅ぐだけでもその効果があるということなので、黒糖焼酎を香りとともに味わっていただきたいと思います。

これは、あくまでも適量飲酒ですので、飲み過ぎると値が下がってくるということですので、本格焼酎というのは、町長が知っていると思いますが、単式蒸留焼酎で、焼酎乙類のことだそうなんです。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

体にいいからと思って、いっぱい飲んでくださいということではありませんので、ほどほど適量でお願いしたいと思います。

塩田鹿児島県知事も、令和3年度施政方針演説で「農林水産業や観光関連産業はもちろん、技術力の高い製造業などの稼ぐ力の向上に取り組み、経済を持続的に発展させることで、県民所得の向上を図っていきたい」と述べております。

副町長が言われましたように、日本文化遺産に続き、無形文化遺産が登録というふうな形になれば、最短で2024年に無形文化遺産が登録が実現するとのこと。ともすれば、黒糖焼酎に追い風が吹くと考えられます。

奄美群島全体を巻き込んで、反転攻勢に打ち出すチャンスだと思いますが、今後どのように取り組んでいけばよいのか、最後に高岡町長の答弁もお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、地産地消条例、焼酎乾杯条例等を制定したところでありますが、とにもかくにも一番は地産地消を重要視する心構えが地域に根づいているかどうかということが一番重要かというふうに思います。

畜産にしても、1次産業にしても、全て徳之島で取れたものは地産地消だと、大事に育てていくことの心こそが一番重要かと思います。

そして、黒糖焼酎につきましては、実は大島紬というものも技術の中に入れておまして、文化遺産ないし残すべきものじゃないかということで一時期取り組んだことがございますが、どうしても機械織でありますとか、そういったばらばらに伝統文化がばらけてしまっているというところもありまして、統一化が図れていないことから、なかなか厳しいということもありましたが、今後は、やはり、文化は残すべきということで、技術を引き継ぐためにも遺産登録というものは必要になってくるのかなというふうに思います。

特に黒糖焼酎につきましては、奄美群島内だけということもありますが、実は、日本の政治的な思惑によって生まれたものでもあります。

薩摩藩のサトウキビの製作から黒糖が生まれ、それが発酵して焼酎になるということを先祖が知り、そして、砂糖焼酎、これを江戸幕府に献上したということも残っております。

そのときは発酵ではなくて、砂糖を入れたのではないかという説もございますが、そして、奄美の復帰、アメリカの軍政下にあったときは黒糖が外に出せなくて、余っていて黒糖焼酎というものが根づいたという歴史もございますから、しっかりと歴史の中での育まれた文化であるということと、大島紬の伝統的な技術ということと、島唄、方言、全てが奄美の財産であるということ認識して、トータルで文化遺産等に登録できたら、よりよい世界自然遺産登録に向けた交流人口にもつながるのではないかなというふうに考えております。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ、地産地消を推進して、まずは足元を固めて、世界自然遺産登録後には付加価値のある黒糖焼酎を文化遺産へ推し進めていこうではありませんか。

それでは、最後の質問になります。

現在、奄美群島においては、農林水産物を島外へ出荷する際、本土における陸上輸送に加えて海上輸送費が必要となり、本土よりも高い輸送コストを負担しております。

このため、輸送コスト支援として、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業が、奄振交付金による補助対象となっています。これは、あくまでも奄美から本土への輸送支援になるわけです。

これとは逆に、鹿児島から離島間の生活物資の輸送コスト支援ができないか、担当課長に伺いたいと思います。

先ほど福岡議員の質問の中で、知事との触れ合い対話の中での町民の方からの要望があったようですが、再度またお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

それでは、竹山議員の御質問の中にあつた部分について答弁いたしたいと思います。

まず、令和元年度より奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業実施要領の改正により生産支援が追加されました。

生産支援とは、島外に出荷された農産物の生産に必要な資材等の購入に要する鹿児島港、または鹿児島空港までの海上・航空輸送経費相当を補助するということであります。

ただし、仕入れ元が県内の離島及び沖縄県であるものは除くというふうな形になっております。

また、現在、輸送コストの補助対象品目については、1市町村3品目までとなっており、全てではありませんので、御理解いただきたい。現在のところ、品目が増えることはしばらくないようであります。

本町では、令和元年度がバレイショ、カボチャ、エンドウに、また、化成肥料を対象としております。

令和2年度からはバレイショの種子、カボチャ及びパパイアの段ボールが補助対象となっているようであり、あくまで生産支援ということですので、品目の絞り込みと、また、材料のものの製品があつておりますので、逆のほうに入ってくる分のそれが経費として見られているようです。

輸送コストの中にも、こちらから持っていく場合にも品目の指定がありますので、全て現在、農林水産物が対象になるかということ、そういったわけではありませんので、なかなか本土からこうやって生活必需品までやるとなると、担当課長のほうがまたお答えすると思いますけれども、そこまで農林水産物輸送コストの中では、今後、議員の皆様と町長、副町長等のまだ要望等も、今後の奄振の事業に必要なようになってくるかと思っておりますので、詳しくはまた所管の課長から説明があると思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

地域営業課といたしましても、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業のうち、加工品につ

いて支援を行っているところであります。

支援することで、生産者の販売活動や生産振興に取り組み、施設の更新、新規職員の採用など、地域経済の活性化につながっているというふうに思っております。

竹山議員がおっしゃっている輸送コストの支援については、加工品では、原材料や消耗品、資材等の支援になってくるとは思いますが、その品目が奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業実施要領の中に組み込めるか、また、奄美全体でこれは検討をしていかなきゃいけない問題であり、県や国へ要望することになると思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

もちろん、現在の農林水産物輸送コスト支援事業は、農家の皆様、生産者の皆様にとってはなくてはならない手厚い手だてと考えているところでございます。

この事業も継続しつつ、その中に組み込んでいくとか、その辺を検討していただいて、様々なくりがあると思いますが、やはり、町民一人一人のための、群島民一人一人のために考えていただきたいところではございます。

町内のあるスーパーにお聞きしましたが、運賃が年間おおよそ2,000万から3,000万のお金がかかっているということです。奄美市のスーパーに至っては5,000万ぐらいと、正確な数字は御提示いただけませんでした。総体的な売上げももちろん関係はしますが、こうした現状が鹿児島よりも15%ほどの物価高につながっているのではないかと推測されるわけではございます。

大型店舗においては、独自のコンテナを所有しているか、またはリースで活用しているようですが、小規模店舗におきましてはコンテナの共同使用、混載で行っているように伺いました。

このコンテナも冷蔵用となると通常の2倍のコストがかかるということです。その中身はやっぱり生鮮食品だと思われそうですが、そのあたりを考慮していただいて、消費者側の立場に立つて方策を見出せないか、企画課長に一度伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

議員のおっしゃいます離島における食料品や日用品等の生活必需品の価格については、輸送費の転嫁などにより割高となっているのが現状でございます。

現在のところ、輸送コストに関する支援は対象となっております。全ての物資に対する支援につきましては、課題が多いかと思われまます。今後、奄美群島の抱える条件不利性の課題として、奄美群島内各市町村の現状や課題を集約し、国や県へ要望をしていきたいと考えております。

○2番（竹山成浩君）

そうですね。全ての物資とは申しませんが、区分けとか、そういう形でできるものであれ

ば、そういうふうな形で検討をしていただきたいと考えておるところでございます。

台風の接近に伴い、また、天候不良による欠航や抜港が非常に近年多くなってきています。つい先日も波浪警報まで出て、台風並みの風も吹いていました。そうしたことで、定期船も貨物船も欠航となっているところがございます。

最近では3日も4日も船が来ないことが多々あります。そうしたことから、冷蔵コンテナ、冷凍コンテナの需要も増大していると聞いております。

先ほど企画課長もおっしゃいましたが、奄振特措法の中に奄美群島の不利性について触れていますが、まず1番目に、地理的特殊事情、それは、鹿児島からの距離と海上と空路の所要時間です。2番目に、自然的特殊事情に台風の常襲地帯がうたわれ、3番目に、歴史的特別事情に経済面での格差の発生とあります。

本土と離島との格差是正を行う意味で、県や国への要望ができないか、奄美群島市町村会会長の立場から、高岡町長の前向きな答弁をお願いいたしたいと思っております。

○町長（高岡秀規君）

この輸送コストにつきましては、何度となくコンテナのみならず宅急便等のコストについても奄振事業で見れないかということをお願いしたところではありますが、どうしても条件不利地域、平等という言葉で片づけられてしまいますと、宅急便はある程度全国的に均一した価格であるから補助できないというふうになります。

しかしながら、本当の条件不利地域というものは、島で、加工業であったり、産業を育成するということがいかに本土と格差があるかということをお慮できないものかどうか、指標として。そうすると、宅急便で島から送ることが安くなるということが必要になってくると私は思っています。

それを政府ないし県・国が理解するかということはないかもしれませんが、この問題は、恐らく全国の離島全体の問題になるかというふうに思っていますので、奄美群島のみならず、全国の離島でこの輸送コストの問題は協議されるべき問題になってきているなというふうに考えております。

そしてまた、今、奄美が物価が高いわけですが、消費税に換算して約30億の格差があるのではないかとということで、実は奄振の成長戦略ビジョンの予算が組まれております。

しかしながら、30億を目標にしているんですが、先ほど奄振の事業でもお話ししたように、23億が当初予算ですから、ならないということですから、当初で30億まず確保するということが重要になってくるのかなというふうに思っております。その点につきましては、加工品の輸送コストをメニューに組み込むためにも、30億は私は確保すべきだと思っております。

そして、今後の、あと二、三年後に迫った奄振予算の法改正の中では、農業については生産性向上のみならず、農業の振興に伴う事業でありますとか、そういった門口をまず広げること

が町村の要望するところでありまして、それから予算の確保を努めていくということが重要になってくると思いますので、これは我々首長だけではなくて、議会の皆さんにも理解を得て、しっかりと国のほうに、県のほうに一丸となって訴えることが重要になってきているなど今感じているところでもあります。

○2番（竹山成浩君）

力を合わせてぜひ頑張っていきたいと思います。期待しておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月5日、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 3時27分

令和3年第1回徳之島町議会定例会

第2日

令和3年3月5日

令和3年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和3年3月5日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

木原 良治 議員

是枝孝太郎 議員

植木 厚吉 議員

勇元 勝雄 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
総務課長	政田正武君	企画課長	村上和代君
建設課長	亀澤貢君	花徳支所長	芝幸喜君
農林水産課長	高城博也君	耕地課長	福旭君
地域営業課長	清瀬博之君	農委事務局長	藤康裕君
学校教育課長	尚康典君	社会教育課長	茂岡勇次君
介護福祉課長	保久幸仁君	健康増進課長	安田敦君
収納対策課長	太稔君	税務課長補佐	奥村和生君
住民生活課長	新田良二君	選管事務局長	水野毅君
会計管理者・会計課長	幸田智子君	水道課長	清山勝志君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

木原良治議員の一般質問を許可します。

○12番（木原良治君）

おはようございます。

許可を得ましたので、質問のときにはマスクを外させていただきます。御了承ください。

早速質問いたします。

公共下水道事業とごみ処理について事前に通告しておりますので、答弁のほうをよろしくお願ひします。

最初に、公共下水道事業について伺います。

この公共下水道事業の現状、進捗状況、環境評価、今後の事業計画、そして、課題等を伺うものです。

最初に、現況と進捗状況を伺って、この後1点1点質問席のほうから問うていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○建設課長（亀澤 貢君）

進捗状況についてお答えいたします。

現在の進捗状況について、令和3年2月末現在、下水道進捗率、全体面積148ヘクタールに對しまして整備済面積62ヘクタール、41.89%となっております。下水道接続率につきましては、対象件数1,513件に對しまして接続済件数854件、56.44%となっております。

下水道の実施につきましては、南区公民館周辺、亀津小学校周辺の実地設計を実施中でございます。

また、南区幹線、県道です。及び東区エメラルドニュータウン周辺で管渠工事を実施となっております。

以上でございます。

○12番（木原良治君）

ちょうど2年前もこの3月議会で公共下水道事業に對して質問をさせていただきました。

先ほどの課長の答弁で、全体の148ヘクタールの整備済みが41%、これは理解します。そし

て、接続進捗状況です。これが56%です。これはちょうど2年前の答弁のほうでも56.4%の答弁がございました。同じような数字なんですけど、これは、整備面積が拡大して、その接続の件数が多くなった。しかし、全体的な接続の対象となる件数が増えた結果と見てよろしいですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

木原議員の今の答弁と一緒にことです。

接続率の伸びにつきましては、令和2年2月末に接続率60.45%、60%を上回っておりましたが、現在、管渠工事を進めている中で接続の件数が増えたと、分母が増えたということで接続率が伸び悩んでいるということになります。また、これを完成した時点でこの数字が上回っていくよう促進していく次第でございます。

○12番（木原良治君）

次に、環境評価に行きますけど、整備済みの面積が42ヘクタール、これはほとんどこの埋立地だと思います。そして、下水道整備が接続が56%、これはほとんど、この埋立地を見たときに、飲食店やら、そういう事業者、施設が多いです。そういった面で相当環境の面で改善されていると思いますけど、その評価を伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

環境評価につきましては、下水道供用開始区域内での側溝からの悪臭などの苦情や、清掃等の要望がほとんどなくなりました。また、大瀬川がきれいになったという意見も聞くことがあります。

こういった状況で、私ども大瀬川の水質について、鹿児島県保全環境センターというところがありまして、3年ごとに大瀬川の水質データを公表しているみたいです。平成24年度、27年度、30年度のデータなんですけど、そこで大瀬川の水質データを確認しており、徐々に浮遊物なんかも少なくなっているというデータが出ております。徐々にきれいになってきていると自負しております。

○12番（木原良治君）

課長の答弁で、側溝の悪臭がほとんどなくなったということですか。

ということは、事業者が多いこの埋立地の公共下水道整備が功を奏していると思います。

また、もう一つ、先ほど、大瀬川の件が、水質が改善されていると、これは、その基準値が相当改善されているとみていいんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

大瀬川の水質データにつきましては徐々にです。微妙な数字ですが、変わってきているとい

うことです。恐らく、まだ亀津全体の下水道事業が終わっていないことだと思います。終わったら折には、私どもといたしましては、単独浄化槽の生活排水等が川に流れ出ないということになりますので、改善されるものだと思っております。

○12番（木原良治君）

大瀬川の水質の改善ということを、先日の地元紙の中にも大瀬川の川辺に集まる水鳥の観察の記事が載っていました。

これは北区の公民館で実際、大瀬川で川辺の水鳥たちの観測をする予定であったんですけど、これが悪天候のため中止となり、急遽公民館のほうで指宿先生の講話というんですか、それで大瀬川に集う水鳥たちの観測が、説明があったと。

これは、生き物が来るといのは、その大瀬川に相当生態系が改善され、その餌となるものが増えているという、先ほど課長の答弁では徐々にと言うんですけど、相当改善されていると受け止めるんですけど、そういう記事確認していますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

申し訳ございません。その記事についてはまだ確認はしておりませんが、大瀬川は徐々にきれいになっていくと思っております。

○12番（木原良治君）

従来からしたら、やはり、見た目がきれいになっているということは、目で見えない水面下の水質が相当改善されているんじゃないかという予想はしますけど、大瀬川は県の管理河川なので、もう少し県とも協議して、水質の調査というのを今後徹底して協議してもらいたいと思います。

今後の事業計画ですけど、昨日も午前中、全員協議会の中で、全体の148ヘクタールの中で、その整備済みの分を除いて、あと、全体で亀津地区が徳寿園周辺の住宅、これを除いて120ヘクタールあると思いますけど、全体的です。それは、148ヘクタールの中に亀徳が入っていると思うんですけど、この事業計画は、昨日の説明、もう一度具体的に、この場でもし、説明できますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

今後の計画につきましては、令和4年度に亀津全域を認定区域に取り込むということです。亀津全域、徳寿園を除く約120ヘクタール、これが亀津の全域の、徳寿園を除いた120ヘクタールでございます。全体計画面積が148ヘクタールで、亀徳の面積が28ヘクタールとなります。その亀津につきましては、令和8年度までに概成を目指しています。現在のところでは、

○12番（木原良治君）

一応、亀津地区全体の地区の120ヘクタールは下水道整備を進めていく。亀徳地区は令和

8年度でなければ、その事業計画がどうなるかはわからないということで解釈していいんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、1期工事が行われまして、埋立地が終わりました。現在、2期工事で亀津を終わらせて、令和8年度までに終わらせようと思っております。

その2期工事以降につきましては、下水道審議会等で亀徳を取り込むのか、現在のままなのかを検討していきたいと思っております。

また、これは、国の流れなんですけど、令和8年度ぐらいまでは補助金が出るとかどうの話があるので、今後の事業につきましては、協議会などを通して、亀徳を取り込むのか、取り込まないのかを決定していきたいと考えております。

○12番（木原良治君）

この下水道事業を進めると、一応、予算的なものを見れば毎年3,000万ぐらいの使用料は入ってくるのはわかるんです。一般会計から新年度は1億4,200万ぐらい繰り入れますよね。

そうすると、どうしても接続率を挙げなくちゃいけないんですけど、2年前のほうでもそういう課題をしてきたんですけど、やはり、その業者をうまく、工事をされる業者、そして、接続する業者、この連携というのがうまくいっているんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

やはり、接続率が一番の問題だと思っております。私どもといたしましても、戸別訪問、加入促進活動を積極的に進めております。

また、業者に関しましても、接続業者、町の指定があります。年1回にそういう講習会を行って、なるべく業者さんのほうからも加入率を進めるようにというお話はしているところでございます。

○12番（木原良治君）

ちょうど2年前もこの接続をする補助金というのが毎年1,000万ぐらい新年度も計上されています。これは、接続される方、希望する方に50万を限度として70%まで補助しましょうと、この接続対象の方々には具体的にどのような説明をされているんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

町のほうでパンフレット等あります。また、接続に関しましては電話等で御相談等もあります。また、業者さんに頼んだときに、業者から、こんだけ補助金がありますよ、こんだけですよという説明をしているところでございます。

○12番（木原良治君）

建設課の公共下水道担当、少人数で事業もしないといけない、いろいろ大変だと思いますけ

ど、これは接続の進捗状況を延ばして、負担を軽減するためにも、もう一度協議は業者を含めて、担当課として頑張っていたきたいと思います。

次の質問ですけど、これも公共下水道処理場に関係するので、マリパーク開田です。これが今年度で20年間の役割を終了すると、そして閉鎖すると、そういうマリパークの今、現状から伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

マリパーク開田の現状につきましては、平成11年度から供用しています。マリパーク開田では、日量約15キロリットルから23キロリットルのし尿・浄化槽汚泥の処理を行っております。包括管理による丁寧な維持管理により、大きな支障等もなく運転できているが、至るところで機械、電気機器の劣化が見られているところでございます。

という状況で、前処理施設と合同に廃棄にしようと考えております。

○12番（木原良治君）

この質問もちょうど2年前の関連した質問として、マリパーク開田の在り方を伺いました。

そのときの課長の答弁では「20年間の供用が開始されて、その機材の、器具の更新時期を迎えたけれど、更新はせずに、新たな公共下水道との一体化を図ることを模索していく」と、そうした中で、浄化処理に関して、国の地方整備交付金事業が採択されたと、そういう経過があったと思いますけど、もう一度振り返ってどうですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

補助金の流れでよろしいでしょうか。

事業計画の流れでしょうか、どういった。

○12番（木原良治君）

思っていることを。

○建設課長（亀澤 貢君）

思っていることですか。

マリパークにつきましてですけど、マリパークは老朽化しているということで、私どもといたしましては、マリパークを廃止し、浄化槽に、私どものし尿処理施設に統合することにより、マリパーク開田の委託料がなくなり経費の軽減ができ、下水道事業を進めるにおきまして、施設の統合で予算の軽減を図り、また、補助金につきましても、現在、社会資本整備交付金及び地方創生交付金の2種類で現在50%補助の事業を行っているところでございます。

そしてまた、これは私の個人的な考えですけど、私ども建設課が事業を行うことにより徳之島町の業者等の経済も活性化すると考えており、今後、亀津の環境問題等を含めて、川がきれいになる、そういった環境面、また、町の活性化を含めてよいことではないかと考えておりま

す。

○12番（木原良治君）

課長、私が聞きたかったことは、そのマリンパークを平成11年から稼働して20年間稼働しています。供用しています。

しかし、その施設整備の機材等を含めて更新時期が来たけれども、更新せずに、新たな、下水道整備事業との一体化のために新しい地方創生交付金事業、国の。これを探してきて、建設課で、公共下水道事業担当が。それが採択されてこの一体化の事業が始まったんじゃないですかという、ただそれだけなんです。

○建設課長（亀澤 貢君）

そのとおりでございます。

また、私の部下の職員も徳之島町の財政のことを考え、普通なら社会資本整備交付金で一本でいくのを、あらゆる補助金を考えて、地方創生の補助金も取ることができて、事業が進められることを誇りに思っております。

以上でございます。

○12番（木原良治君）

このマリンパークは、毎年、大体予算が6,400万から6,500万ぐらいの管理運営費でずっと運営されてきました。

そして、これが前処理、公共浄水場のほうで前処理する施設をこの3月いっぱい完成しましたよね。それで一体化を図ることによって、この六千四、五百万の数字が2,700万ぐらいの委託料で済むという新たな予算書を見ても出てきているんです。それを確認していますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、精査いたしまして、当初予算が出ました。

まず、去年までのマリンパーク開田の委託費が6,490万、約6,500万でございました。現在、前処理施設、当初1,435万4,000円だったんですけど、それがマリンパーク開田の経費がこっちに上乗せされて約4,220万円となっております。差し引き2,270万、2,300万ぐらいが経費の削減になったと考えております。

これはまだ運営していないので、ちゃんとした数字は出ておりませんが、二、三年後には電気料、その他の細かい計算が出てきたらちゃんとした数字がわかるものだと考えております。

○12番（木原良治君）

やはり、新たな事業整備に向かうその施策を、担当課のほうでやっぱり調整しているということの評価したいと思います。

やっぱり六千四、五百万が一体化なることによって2,700万ぐらい、三千数百万の、これは実際に稼働してみないとわからないというんですけど、大体は数字が出てくると思います。

それとはまた別に、このマリパークがこの21年間の稼働、供用した、閉鎖するに当たって、新たに1,800万の閉鎖の作業の委託料というのが出てくるんですけど、これの詳細を説明願えますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

私ども、これは、マリパーク開田を閉鎖するに当たって、機械の清掃等を行うという事業でございます。

まず、マリパーク開田は膜分離高負荷脱窒素処理方を適用しています。ちょっと難しいんですけど、構造が複雑な施設です。まずは既存の受入槽、貯水槽、反応槽にある汚泥の処理及び槽の清掃、消毒を実施いたします。薬品タンク等の内部処理、タンク内の清掃、薬品については、島外搬出による処分、活性化及び汚泥処分、大まかに項目を上げると以上になります。

○12番（木原良治君）

このマリパーク開田の21年間の汚れを、閉鎖することに伴って汚れを落とすと、そして、環境基準値に適合する閉鎖手続、作業を行うと、そういう解釈でいいんですか。基準にのっとった閉鎖手続が、作業が必要なので、この1,800万の閉鎖委託料というのが出てきたと。

○建設課長（亀澤 貢君）

そういうことでございます。

○12番（木原良治君）

環境に一応厳しい時代になっていますので、こういった作業かは我々ちょっと門外漢なのでちょっとわからないんですけど、これはどなたが、建設課のほうでどなたか、そういう基準値に詳しい方がおられるんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

うちの建設課の担当の中島のほうでそういった話を、そういう、三井興産が今、施設を受け持っているんですけど、そういう話し合いをして、見積書等を取って、そういう1,800万の金額を計上しております。

○12番（木原良治君）

一つの公共施設が役目を終える場合、これを閉鎖する、そして、その閉鎖後に、この施設マリパーク開田は、今後の活用とか、この後の計画というのはなされているんですか。今からなされるんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

今後の計画につきましては、廃止後解体の方針については、下水道運営審議会や専門家の意見を聞き、その方向性を決めていきたいと考えております。

○12番（木原良治君）

この一体化の事業は、今後また流れを見ていきたいと思っております。

次の、ごみ処理について伺います。

その前に、このごみ処理に関して、一応、本町のごみ処理の現状、排出量の推移、分別の状況、一般廃棄物処理計画、災害ごみ対策、今後の広域連携の課題を伺うものですが、この質問の途中で、どうしても広域連合のほうの分野に入らざるを得ない質問がなると思います。

これは、ごみの排出量、クリーンセンターへの搬入量によって、負担金の見直しが今協議されていますので、どうしても広域連合のほうに入るんですけど、議長、この質問は許可いただけますか。

○議長（池山富良君）

はい、いいですよ。どうぞ。

○住民生活課長（新田良二君）

今の木原議員の質問についてお答えいたします。

本町のごみ処理の現況についてでございます。

令和元年度のごみの排出量は3,886トンございました。そのうち資源化量が約7%の268トン、最終処分量が約6%の216トン、残り87%、約3,402トン焼却処分している現況でございます。

排出量の推移につきまして、徳之島愛ランドクリーンセンターへ収集、直接搬入されたごみの搬入量、過去3年間の実績から申し上げますと、平成29年度が3,946トン、平成30年度が3,980トン、令和元年度、先ほども申し上げます3,886トンでございます。

分別につきまして、可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみでございまして、さらに資源物は缶類、ビン類、ペットボトル、紙類の分別とお願いしてございます。

おおむね分別は行われておりますが、可燃ごみや不燃ごみ、燃えるごみや燃えないごみへの資源ごみ、缶類、缶、瓶、ペットボトルの混入や資源物の缶やペットボトルの中に異物が入っておりまして、なかなかリサイクルできないもの、さらにはクリーンセンターへ受け入れることができないごみの搬入も見受けられます。

次に、一般廃棄物の処理計画につきましては、廃棄物処理法第6条第1項の規定によりまして、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされております。徳之島町総合計画及び関連計画に掲げるごみ処理行政分野における事項を具体化させるための計画を、こちらの平成30年3月に作成してございます。

災害ごみの対策につきましては、鹿児島県災害廃棄物処理計画や地域防災計画との整合性を図りながら、こちらですね。本年中の計画策定を行っております。

今後の広域連携の課題等につきまして、御存じのとおり、徳之島愛ランドクリーンセンターは施設の稼働後18年が経過しております。施設の老朽化による機能低下等によりごみ処理が機能的な状況に陥っております。

また、最終処分場につきましても昨年6月29日に測量を行っております。結果、埋立量2万

9,600立方メートルに対しまして、埋立量1万9,823立方メートル、残りの容量が9,777立方メートル、進捗率67%でございます。残りが約11年と逼迫な状況でございます。

以上でございます。

○12番（木原良治君）

今の課長の数字は、徳之島町の排出量の数字ですね。これはクリーンセンターのほうに、あなたはクリーンセンターの議会によく出席しているので、議会のやり取り等を把握していると思いますけど、全体的にクリーンセンターに持ち込まれる量というのは、大体7,200トンから300トンでずっと推移しているわけですね。その中で、徳之島町の排出量というのが54%あるんですね。

ということは、3,900トンから4,000トン近い数字が、今、課長の数字が出てきました。この数字が、この54%の数字をしっかりと把握してもらいたいのは、この数字で今後の負担金の見直しをしようという議題になっています。そして、協議も財政担当含めて、これは総務課長と担当課長が出席しているんですか。総務課長も出席していますか、協議には。

この協議のスケジュールというのは把握していると思いますけど、何回協議されて、どういったスケジュールで、この見直しについて試算が出ていますか。

○総務課長（政田正武君）

回数については、たしか四、五回だと思うんですけども、その負担割の関係でよろしいんですか。

スケジュールは、その改正の予定が令和4年からという今話にはなっているんですけども、令和3年1月から7月までで一応協議を行って、改正するのであれば、県知事の協議もして、その意見書ももらわないといけないですし、また、3町議会でその負担割合の件について議決をしていただけないといけませんので、広域としては、令和4年から負担割合を変えていきたいという話は行っております。

○住民生活課長（新田良二君）

一般廃棄物の処理は、一般家庭から出る廃棄物と事業系です。事業系から出る廃棄物等がございます。

しかしながら、事業系の廃棄物がなかなか把握がなされておられません。徳之島町は、事業所も多いですし、各商店街、事務所等多いんですけども、今、3町でワーキンググループを立ち上げまして、その事業系の排出経路調査を行ってございます。こちらを今、集計を行って、3町のごみが、およそどれぐらいあるのかということで、今、統計を取っている次第でございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

負担金の見直しに実際に入っているんですね。現在の負担金が、これはお互いに統一した認識を持ってもらいたいと思って質問をしているんですけど、現在は均等割でそれぞれ20%、人口割で80%、この負担金で令和2年度は総合計で4億七千数百万の3町で負担金で運営されています。

これが、ごみの量で負担金を見直そうとした場合、最大、先ほどの54%の本町の持ち出しのごみがあるとしたとき、試算が出ていると思いますけど、その数字述べてください。

○総務課長（政田正武君）

広域のほうから資料を頂いておりますけれども、実績割にいたしますと最大で4,942万7,330円という増になるという数字が出ております。

○12番（木原良治君）

これは、一応100%で試算したわけですね。それで、負担金の見直しという場合には割合でいきますよね。これがどうなるかまだ決定ではないんですけど、均等割、人口割、ごみの量で割る、割合ですと、最低でも2,000万の数字が出ているんじゃないですか。

○総務課長（政田正武君）

大島地区の例で申し上げますと1,212万2,524円、最低でもこれぐらい上がるという試算になっております。

○12番（木原良治君）

決定ではないんですけど、協議に入っていると、総務課長、スケジュール的にいけば、今年の12月にそれぞれの広域連合を形成する中央工業団体の自治体の議会に上程される予定と、徳之島町の議会で12月議会に上程される予定という、そういう作業で進んでいるんですか。

○総務課長（政田正武君）

議員がおっしゃるとおりです。

○12番（木原良治君）

この議案がそれぞれの町で提出されたときに、本町の12月議会で、このハードルは相当高いと思います。

例えば5,000万、最低でも二千数百万からの負担金を増加させるとなれば、じゃ、町民の住民サービスをその分どっかで削ってこなければこの予算が振り替えられないんです。そういった意味で、あなた方は協議に参加しているんですか。

○総務課長（政田正武君）

この負担割の協議については、私はまだ早いかなと思っています。それは、先ほどごみの搬出量とかいろいろありましたけれども、そういう事業系のごみとか、そういうのをしっかりと数字を出して根拠をあげていただかないと、町民の理解もいただけないのかなと思っていますので、まだこの協議については早いのではないかと感じております。

○12番（木原良治君）

担当課長、広域連合の議会のたびにあなたがちゃんと傍聴されている。確認しています。その3町の議会の動きもよくあなたは把握されていると思います。このスケジュールどおりであれば、12月議会ということは、逆算したら8月か10月ぐらいには協議を決定して、11月の下旬あたりでそれぞれの議会のほうに上程するスケジュールです。これを確認します。

○住民生活課長（新田良二君）

12月議会の3町議会の規約変更等について、こちらは地方自治法の第291条の11のほうにうたってございます。「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」という具合になっております。先ほどございました12月議会の規約変更等の協議が必要であると思われま

す。

○12番（木原良治君）

総務課長、確認です。それぞれの構成する地方公共団体の議会の議決を必要であると、先ほど担当課長のほうから、地方自治法291条の規定に適合すると、これは広域連合の規約改正の中の負担金見直しはそれぞれの議会の承認を得なければこの見直しが成立しませんという、それは町村会の事務局とも、ちゃんとこの条例、地方自治法を確認しているんですか。

○総務課長（政田正武君）

広域の事務局長に確認いたしております。

市町村課と連絡を取り合って、この負担割合、今、新田課長が申し上げましたけれども、地方自治法の291条の4の9号で「広域連合の経費の支弁の方法を変更する場合には都道府県知事に届けをしなければならない」となっており、このことは確認しております。

○12番（木原良治君）

担当課長、この地方自治法の先ほどあなたがおっしゃった291条の規定、それは、それぞれの議会の議決が必要であると、しかし、広域連合のほうでは、広域連合内部で、規定で改正でなるという、そういう誤解を持っているんじゃないですか。あなたは傍聴されて、実際にどういう感覚を持っていますか。

それで、また広域連合の内部規定の見直しで、こういう負担金の見直しができるんですか。これは確認しているんですか。

○住民生活課長（新田良二君）

いえ、広域連合のみでの支弁の方法についてはできないと思います。各3町協議が必要になるろうかと思われま

す。

○12番（木原良治君）

ここだけを確認したかったんです。総務課長。

そして、見直しするとき、例えば、均等割、人口割、ごみの割合でもいいです。しかし、あなたの方、徳之島町のほうから、経費削減のためには基準財政需要額の該当する、こういう提案もされたんですか。

○総務課長（政田正武君）

本町の負担割合は、今、木原議員がおっしゃられたように、基準財政需要額の清掃費で案分したらどうかという提案はしております。

○12番（木原良治君）

やはり、世界自然遺産登録を目指したり、皆さんバッチつけていますよね、SDGsの。この17項目の中にも該当するんですけど、こういう活動のもとで、やはり、3町の広域の連携がなければ、崩れていくと思うんです。

しかし、これを維持するためには、やはり、3町それぞれの関係が良好でなければいけないし、ウインウインの関係でなければ、この広域の在り方というのはすごく課題が多いと思いますが、最後に、これはどなたかの答弁をいただいて終わりたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

木原議員がおっしゃる見解と同感でございます。

当初の広域で、建物を建てる時に負担割合で相当もめたということも聞いておりますし、もし仮にその当時、ごみの量だけでやろうとした場合には、恐らく、徳之島町は焼却炉を持っていましたので、そこを改造することによってダイオキシンの問題は解決できるとなれば、徳之島町だけでやろうという考えも出てきたのではないかなというふうに思います。

今後は、3町でやった当時の初心を忘れずに、信頼関係を築き上げて、今後どうするかということ紳士的に話すことが一番のベターなやり方だというふうに考えております。

○12番（木原良治君）

ありがとうございました。

私もちょっと熱くなって、これは本町の財政負担増に関わる課題なので質問をさせていただきました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（池山富良君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○10番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

令和3年度3月定例会におきまして、10番議員の是枝が通告の3項目について質問します。執行部並びに所管課長の的確で明快なる答弁を求めます。

初めに、東日本大震災、3月11日が来ると10年になります。あのとき、あの瞬間から災害に

遭われた方々の人生が一変した。災害に遭われた方の心に大きな光が見えますように、心から一人間として応援しております。

そして、新型コロナの発生から1年が経過し、人々の暮らしや生活様式が大きく変化し、一人一人の生活基盤が崩れていく中、また、島外に進学し勉学にいそしんでいる学生諸君、日々の生活困窮の中で頑張っていると感じます。

その中で、昨年から今年3月までの学校を中退した学生は1万7,000人達すると言われていきます。日本の将来を築く若者たちに、手助けを国や県、または我が徳之島町の独自の政策の一環として、第1弾、第2弾と学生支援金を行ってくれた。多少なりとも明日に生きる力と光は少し見えた感じがします。

まんざらではない我が徳之島町、これからも、どのような形であれ学生諸君に手を差し伸べてほしい。

学生時代苦学している徳之島町長高岡秀規の政策の一環として、1項目めから3項目めまでの質問に関しては、令和2年11月22日日曜日において主催、みらい創生会、徳之島町の未来を考える会で質疑し、参加者は子育てを行っている20代から40代までのお母さん方の要望と意見を集約し、簡素化した質問の内容を今から1項目順に質問をしていきたいと思えます。

1項目めの児童福祉振興について。

保育所における生活環境の中、幼児支援についてあらゆる手だてを行っていると思うが、支援の内容について伺う。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設となっております。

保育所の役割としては、厚生労働省の保育所保育指針により、保育を必要とする子供たちの保育を行い、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であること。

保育に関する専門性を有する職員が、家庭との連携のものに子供の発達を踏まえ、保育士等が子供を一人の人間として尊重し、幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるように丁寧に援助すること。

入所する子供たちの保護者に対する支援及び子育てに、家庭に対する支援を行うこと。

保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮できるよう、専門知識、技術及び判断をもって子供を保育し、子供の保護者を保育に指導を行い、その職責を遂行するために専門性の向上に努めております。

○10番（是枝孝太郎君）

今、具体的に介護福祉課長が述べていますが、基本的に、生活環境のしっかりとした充実

を図るためには、子供たちの保護者に対して保育に関する援助、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われることが大事であります。

子育てに関する相談・助言・行動見本の提示を、その他の援助業務が総合的に図られなければならないとうたっている以上は、我が徳之島町としても、保育所の環境整備を徹底していかなければならないということで、それでは、課長に伺います。

「徳之島町のホームページ上での保育所の情報が少ないが、随時情報提供をしてほしい」、ほかからインターンで来られる方々が、そういうふう述べておられます。20代から40代のお母さんが、そういうふうな切実な情報提供をしてほしいというふうな、それぞれこういうふう載っていますけど、それはどういうふうにご考えておられるのか伺いたしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

今、是枝議員のほうからありましたように、ホームページについて、保育関係の情報は少ないように感じられます。

また、今後、そのような島外から転入された保護者たちのために、情報提供のほうを検討してまいりたいと思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。

これはちょっと僕も把握していませんけど、保育所のエアコン設置に関して、どれだけ進んでいるのか、わかる範囲でいいですので、伺いたしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

町立の保育所が3つあるわけですが、去年の段階で、母間保育所のほうが、年齢層によって部屋があるわけですが、一部の教室において夏場が暑いということで対策のほうを考えております。

対策のほうといたしましては、常時、部屋の室温を測るなど、その数値を統計を取り、また、今後の対策として考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

今後も積極的に保育所の生活環境は徹底していただきたいと思いますけど、後ほどまた執行部にも伺いたしたいと思います。

それでは、子育て支援の一環として、保健センターのペンギンキッズの開催の回数を増やすことができないか伺いたしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現場のほうの声としては、回数のほうを増やしていただきたいという情報も入っております。
また、それに関しては、やはり、専門的な知識を要する職員の配置も必要となっておりますので、その点も含めて検討をしていきたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、それに関連して、子育て支援の一環として、社会福祉協議会のフリースペース開催の回数を増やしてもらえないかと、あそこにたまに子供たちが伺っているような感じがしますが、それはわかる範囲で、わからなければわからないでよろしいです。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

是枝議員の質問の内容としては、ファミリーサポート事業でよろしいでしょうか。

○10番（是枝孝太郎君）

はい。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

申し訳ありません。ファミリーサポートの事業についての開催数とかはちょっと把握しておりませんので、後ほど報告したいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。

これは、社会教育にも絡んだことになるんですけど、介護福祉課長に述べていただきたいと思いますが、子育て支援の一環として、お母さん方が子供と一緒に集えるために、施設利用の料金の設定を半額にしてほしいということを訴えられております。

これに関しては条例の改正等も必要ですけども、どういうふうにはそこは考えておられるのか伺いたいと思います。集う場所が必要だという観点から。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

是枝議員に確認なんですが、その集まる施設といいますと、どのような施設。

○10番（是枝孝太郎君）

生涯学習センターの各部屋、徳之島体育センター、文化センターの各部屋、もしくは、いのかわ・ラボのスペース。答えられる範囲でよろしいです。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

現在のところ、学習センターのその使用についてお答えをいたします。

学習センターの使用料につきましては、同等と捉えております。

ただ、皆様から、来たときには、その時間なりいろんなものについては、こちらのほうで少し差し引くこともございます。

ただ、議員のおっしゃるように、平等性をもって今のところ学習センターは利用しておりま

すので、特に、利用者のほうが使われているのは、図書館とかいろんなこともありますので、その点については、まだこれからも、具体的な数字はちょっと言えませんが、また検討はさせていただきたいと考えております。

○議長（池山富良君）

是枝議員、しばらく休憩しましょう。

11時15分から再開します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、介護福祉課長に伺います。

学童保育に関してですけど、国が補助は幾ら、県が補助が幾らある、町が補助が幾らあると
いうのを教えていただきたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

事業名が放課後児童健全育成事業となります。この事業費につきましては、国と県・町で
3分の1ずつの負担となっております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、今、国・県・町で3分の1補助という形を取っておられますけども、今コロナ禍
の中でいろいろ施設にも負担をかけていると思います。亀津、亀徳の私の学童関係の施設も運
営されていると思いますが、今そういった施設はどういう状況でしょうか。伺いたいと思
います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

この事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の就学児に対して行っており
ます。ですので、学校の授業の後は、放課後は希望のする事業所のほうで預かるような形にな
っております。

今般、コロナの影響等により、学校が休校の際は、このような児童クラブのほうで預かるよ
うな形で今年度は推移しているものと思われま。

○10番（是枝孝太郎君）

そうすると、なかなか、国・県・町が3分の1助成しているわけですので、それをオーバ
ーした場合に、今、各施設が手出しをしていると、拠出をしているということが言われていま

けど、その拠出している料金に関して、何らかの検討委員会で話し合っ、これからはどういうふうな対応をしていくのか話し合うことはできないのかを伺いたしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在、放課後児童クラブを利用する保護者の方は、毎月定額の利用料金を支払いしております。

今、是枝議員のほうからもありましたけど、補助事業の一つとして行っておりますので、現在、その運営が予算的にオーバーした場合は各事業所のほうで負担するような形になっております。

現在のところ、具体的な超過額については把握しておりませんが、担当のほうからは、事業費のほうを超えているような話も伺っております。

また、今後、その具体的な数値等が把握できた場合は、何らかの対策を講じなければならないと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、課長、しっかりとした対応をして検討していただきたいと思います。

次に行きます。

②5歳児、6歳児の支援について伺います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

保育所においては、4月1日時点での年齢が5歳であれば、次の年には小学校に入学する年長クラスとなります。

年長クラスの保育所での目標は、厚生労働省の保育所保育指針により保育の支援を行っておりますが、小学校入学に向けての準備として、時間を守ることの習慣づけや、お昼寝をなくすなどの取組を行い、その時間で読み書き、計算を最低限できるようになるために、5歳児の段階で文字や数字に興味を持てるよう指導を取り入れております。

また、基本的な生活習慣を身につけることで、安定した生活を送れるようになること、コミュニケーション能力を身につけ、自主性・自立性を養い、他の人と関わることで小学校での集団行動で困らないよう取組を行っております。

○10番（是枝孝太郎君）

5歳児から読み書きの指導を行っていると、基本的に就学前の幼児の方々にはある程度の学力をアップさせるためには指導が必要だと思いますので、やっぱり、保育所保育において育まれた質、能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるようにしていただきたいと思います。

そこにおいて、いろんな形で意見交換会があると思いますけども、それを踏まえて継続的に

読み書きの指導を行って行って、就学前に当たっての能力を開花させていただきたいと思いません。

課長が言ったそのものだと思いますので、次に行きます。

これに関しては、研修との絡みもありますので、次行きます。

3、保育所における服装について伺います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

各保育所の制服及び体操服については、指定の服装があり、入所に併せて保護者が準備するようになっています。

しかし、各保育所では入所期間が短期間の入所等の場合は、保護者の希望に応じて各保育所より制服等を貸与することも行っております。

○10番（是枝孝太郎君）

話を伺ったことなんですけど、保育所において5歳児が幼稚園に通園していただくような方向性がいろいろな形で話を伺っていますけど、就学前に幼稚園の通園を促すような形をとっているわけなんですけど、制服の購入が必要である、幼稚園の制服が非常に高いと、それに対してのある程度の助成をしていただけないかというお母さん方の考えがありますけど、どういうふうにご検討いただけますでしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

徳之島町の場合は、各小学校に入学する場合は、その校区の幼稚園のほうに1年間通うことになっております。

その制服につきましては、やはり、保護者のほうからも負担が大きいという話も聞かれますので、これについては保育所、幼稚園については学校教育課の担当になるわけですが、また、学校教育課のほうとも協議を行って、今後どのような方向で進めるか検討したいと思えます。

○10番（是枝孝太郎君）

よろしく申し上げます。

それでは、保育所における食事について、どういう状況なのか、今後給食の提供ができるのか伺いたしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

現在、町立の保育所では、井之川保育所と尾母保育所のほうでは弁当を持参という形になっております。今後、給食については何らかの取組を行わなければならないと考えておりますが、今年度の4月より幼稚園のほうで給食のほうが始まる準備をしております。

また、その状況を踏まえて、町の保育所ということで、給食センターがあるわけですが、そ

これをお願いして対応できるかどうか、いろんな課題があると思いますので、その点も踏まえてまた考えていきたいと思っています。

○10番（是枝孝太郎君）

給食センター、または学校教育課、給食センターとのやり取りを踏まえながら、井之川へき地保育所、尾母保育所の給食提供をぜひともしていただきたいと思っています。

今の世の中、保護者の方々も非常に忙しいと思いますので、その負担軽減も図るためにも、一律栄養が、バランスが取れた給食を提供するのも、私たちの徳之島町自体のサービスの責務だと思いますので、その範囲で協議していただきたいと思っています。

それでは、職員の研修について伺います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

保育所における職員、会計年度任用職員の研修については、現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあり対面での研修ができず、年度当初は全く研修がない状況でありました。

8月2日に大島地区保育連合が開催したウェブ研修を皮切りに、県保育連合会の研修自体も10月以降になってウェブ研修に切り替えられたり、研修については、ウェブになってからは、これまで以上に多くの方が研修参加ができていると各保育所から聞いております。

なお、現在のところ、ウェブ環境がない尾母、井之川へき地保育所の先生方については、亀津保育園や亀徳保育園へ伺い、一緒に研修に参加していただいています。

3月末までには両園ともにウェブ環境が整うことから、次年度以降はそれぞれの園で研修が可能となる見込みとなっております。

○10番（是枝孝太郎君）

保育所保育と、基本的に就学前の子供、5歳児、6歳児もおられますので、保育所の保育と小学校教諭の円滑な接続を図るために、小学校の教師との意見交換や合同研究会、研修会、保育参観や授業参観などを通じて連携を図るようにすることが最も大切であると。

今の状況ではできないかもわからないけど、それを頭の中に置きながら、そういったあらゆる学校指導要領をひもといてみるとか、そういったのも研修の一環として園内でできるのではないか。

その際、幼児期の終わりまでに育ててほしいせんを共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることが必要であると、保育所と小学校の連携のみならず、幼稚園、認定こども園も加えた連携が求められていると。

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校合同研修会、保育士・幼稚園教師、・保育教諭・小学校教師の交流、保育所・幼稚園・認定こども園の子供と小学校の子供たちとの交流も促進していかなければならないと。

そういう一連の流れで我が徳之島町の学力アップにつながっていくと思いますので、それを踏まえながら、今後、コロナ禍を過ぎた時点で研修活動をしていただきたいと思いますが、どう考えておられますでしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

町の保育所では、毎年ではありませんが、新しい、若い職員が採用されております。休みも、土曜日まで開いておりますので、なかなか仕事のほうも大変だと考えております。よって、出張等につきましても、職員の配置上、希望する職員がなかなか行けないのが現状となっております。

今、是枝議員からもありましたように、長年、保育所で業務に携わるわけですが、やはり、個々のスキルアップが徳之島町の園児に対しては、とても心強く、先生方の指導によって大切ではないかと考えております。ですので、このような研修についても予算化をして、できるだけ職員のスキルアップにつなげたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、課長、本当によろしくお願いをします。

それでは、次に行きたいと思います。

幼稚園における幼児教育について伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う役割を担っています。小学校との円滑な接続などに、小学校以降の生活や学習の基盤を育成するために、幼・小の教職員との連携促進や、幼稚園教育要領に基づいた教育内容や指導方法の改善・充実を図っています。

○10番（是枝孝太郎君）

教育長が公務で今の3月期はいろいろな関係がありますので、いないと思いますが、僕も一生懸命勉強してきたんですけども、次にさせてもらいたいと思いますけど。

幼児は、それぞれの家庭や地域で得た生活経験を基にして、幼稚園生活で様々な活動を展開し、また、幼稚園生活で得た経験を家庭や地域での生活に生かしている。

その段階で小学校に上がっていくという状況を、端的に言いますが、基本的に、保育所もですけど、幼稚園もある程度のスキルや能力の開発をしていかないと、我が徳之島町はなかなか資源に乏しいところですので、町長が政策の一環で教育を重視しているわけですから、そういうのを踏まえながら、プラスアルファ教員の研修もしっかりやらないと、我が徳之島町は世界に打って出れませんので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に行きます。

その前に、教育の一環として、徳之島町のホームページ上、幼稚園の情報が少ない、随時情

報提供をしてもらいたいという切実なる御父兄の相談がありますけど、どう考えておられますでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今ありましたように、本当に町のホームページ等には、幼稚園の情報はほとんど載っていないのが現状であります。それで、今後、こちらのほうで検討をして、情報提供を、本当に、保護者の皆様が幼稚園を、安心して子供たちを通わすことができるように、ホームページに情報提供を心がけていきたいと思えます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

保育所と関連して、幼稚園のエアコンの設置はどういう状況ですか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園につきましては、今年度、空調設備の事業がありまして、そちらで小学校、中学校を行ったんですけど、それに伴って一緒に幼稚園のほうも空調設備を整備しまして、取りあえず今は空調は整備されている状況であります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、幼稚園の服装について伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

幼稚園の制服のことだと思いますけど、今、幼稚園では各園、制服によって登園をしております。

また、体操服につきましては、基本的には前使ったものを使えますけど、行事があるときは各園で指定された体操服を使用しています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

幼稚園の制服も高価な服装になっていますので、何らかの手だて、助成はないのか、考えておられないのか、多少なりとも助成をしていただきたいと思いますけど、どういうふうにご検討されますでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

幼稚園の制服の補助につきましては、町当局とも協議して、また検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

お願いします。

それでは、幼稚園における給食について、どういう状況で、今後どういうふうな対応をしていくのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園の給食の導入につきましては、令和2年度に、食器類や牛乳保管庫を購入させていただきまして、2月からプレスタートで開始をいたしました。

そして、令和3年度に幼稚園用の配送車の購入やコンテナ室の建設を行い、また、5月の連休明けからのスタートを目指して頑張っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

新しい情報を教えていただきました。

今後とも幼稚園においても給食提供を確実にしていただきまして、5月から行うということですので、親御さんもありがたく感じていると思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、研修について伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

現在、町立の幼稚園におきましては、年間15回程度部会を開いて、4園各園を回って、公開保育や、研究協議などを行っています。

また、今年度、令和2年度には7月に奄美市で大島地区の教育課程の事例発表を行いました。

そしてまた、今年、令和2年度から来年2年間、幼稚園教育の県教委の指定を受けて、令和3年の7月15日に亀津幼稚園において「心豊かな表現力、話す・聞く・伝え合う力を育む」をテーマに、公開保育及び研究発表を実施いたします。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

言うことはありませんけど、やっぱり連携も必要ですので、小学校との、保育所のことも言いましたけど、連携が必要ですので、そういった幼稚園の先生も小学校のカリキュラムの内容も把握しながら、幼稚園に適用できるような指導方法もあると思いますので、そういった連携も重視して考えていただきたいと思いますが、どう考えておられますでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

幼稚園と小学校の連携につきましては、現在でも幼稚園と小学校の先生の連携は行っており

ます。

幼稚園は小学校の中に隣接していますので、そういう点では、そういう連携も図りやすく、また、そのまま小学校のほうに上がれますので、小学校の先生のほうもそういうふうに連携をしていると、また、来年度からこういった生徒が上がってくるということがわかりますし、教育委員会としましては、幼保の連携は年に何回か、各園全部やっていますし、行われている現状であります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

さらなる充実を、園長は校長がつかさどるわけですから、そこまでは僕もわかっているんですけど。

それでは、伺います。

次に、福祉振興について。

社会教育における子供たちの遊び場について伺います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

議員のお尋ねになっている子供たちの遊び場とは、2、3歳児から小学校1、2年生までの子供たちが対象だと思っております。現在、町においては、遊具施設として、徳和瀬の運動公園の自由広場と、亀津の児童公園の2か所に現在設置している状況であります。

○10番（是枝孝太郎君）

総合グラウンドの雨天練習場でエア遊具設置を定期的にはしていただけないか、それを、エア遊具を、値段的にも高いですけども、そういった幾分かの考えはないか伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

この件につきましては、前回、宮之原議員のほうからも、雨天の練習場並びに雨天時において、子供たちの遊び場がないかという御質問がございました。

そのときにお答えさせていただいたのが、各地区の公民館を使ってみてはどうですかということでお答えさせていただいたんですけども、その後に各地区の公民館の館長さんとお話ししたところ、鍵の開け閉め等いろんな問題上があって、そこは我々としても難しいという難色を示された関係で、現在に至っております。

今回、是枝議員からありましたように、屋内運動場のほうにエア遊具を設置していただきたいということですけども、屋内運動場へのエア遊具については、現在、指定管理者で今運営しております。その関係で、設置、保管、運営、安全面で課題等ありますので、現在のところ考えておりません。

ただ、この運動場につきましてですけども、使用方法がありまして、屋内運動場は1面、2面、

全面という3通りの利用ができます。利用状況によっては、野球で言いますとピッチングマシンを使用してバッティング練習を行うことができるわけです。1面でバッティング練習をして、その横でまたエア遊具を設置して遊ぶ、ほかにもあるという3面の使い方ができます。

ただ、この屋内運動場につきましては、そのエア遊具を設置したり、子供の遊び場として利用することを考えて設計しておりませんでしたので、この機会に指定管理者も含めまして、我々社会教育課、そして、町当局のほうにも、どういうふうな使い方ができるものかということ、また検討をさせていただきたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

課長からいい提案をさせていただきましたので、課長をリーダーとして、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

執行部もいろいろ財政側とも関連するかもわかりませんが、課長、社会教育課、そして、社会教育課長として、しっかり子供たちのために設置していただきたいと思います。

ちょっとだけ読ませてもらいます。「同世代の子供、子育てをしているママがみんな思っていることだと思うんですが、室内で遊べる場所がありません。室内で遊びができる場所の検討をどうかしていただきたいと思います。真夏の暑い中、公園は子供にも限界です。雨の日も出かけて遊べる場所がありません。そのような施設や場所ができれば、非常に子育てとして助かります」。さっきの方は29歳のママです。今度は36歳、福島原発で避難してきたお母さんです。

「室内の遊び場など、お母さんも子供たちも見ながら過ごせる場所がないかなと思います。どうかそういった施設を完備していただけないでしょうか」、30代のママ、「屋根もある場所に遊具をつくってほしい。家の子供たちはフライパンのような熱くなった遊具でやけどを何度か負っています。南国徳之島子育てを、外で遊ばせるには、大分過酷な環境です」と、そういういろいろな、30代とかもいろいろありますが、非常に訴えております。

どうか課長のリーダーシップをとって、課長の責務において、いろんな方を指導しながら御提言してください。できる限りのことを考えていただきたいと思います。もう一度。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

御提案、まことにありがとうございます。

社会教育課といたしましては、現在、生涯学習センターを管理しております。

特に今、その中で図書館というものがございます。これも、図書館も指定管理者として今現在、運営をしていただいております。

特に今、このコロナ禍の時代で、なかなか人を集めることというのは難しい状況でありますけども、その情操教育という、社会教育の一環としましては、現在、図書館のほうで実施している「おはなし会」、それから、今回新たに昔遊びとか、いろんな形を今、図書館が考えてお

ります。

そこで、その図書館のほうとまた連携を取っていただきまして、うちのホールをまた使ったやり方もあるのではないかと考えておりますので、ただ、現在のところ、繰り返しになりますけど、屋内運動場につきましては、エア遊具の設置については、検討またはちょっと考えさせていただきたいということによろしいでしょうか。お願いいたします。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかり対応をしていただきたいと思います。エア遊具だけでなく、ボールプール等の考えもしていただきたいと思います。

それでは、振興の2番目に行きます。

社会福祉協議会において、宅配サービスについて伺います。

これは具体的にいきます。妊婦さんに対する宅配サービスはできないか伺いたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

すみませんが、その前に、児童福祉振興について答弁いたしましたので、その訂正と数値の報告をいたします。

先ほどの答弁で、ファミリーサポート事業で行っているという答弁をいたしましたので、この社会福祉協議会で行っていますファミリーサポートは、社会福祉協議会独自の事業でありまして、訂正のほうをお願いいたします。

その社協が行っていますファミリーサポートの使用状況につきましては、平成30年度が285人、令和元年度が831人の利用となっております。

その開放日なんですけど、火、木、土の10時から3時まで、社会福祉協議会を開放しております。

それでは、社会福祉協議会の宅配サービスについて伺います。

ただいま是枝議員から質問のありました妊婦さんに対しての宅配サービスについてなんですけど、現在、介護福祉課のほうで行っています宅配サービスについては、町の宅配給食事業実施要綱において、利用対象者が65歳以上で、食生活の改善が必要な総合事業対象者、65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯、同居者がいるが食生活の支援が受けられない高齢者、65歳未満で要介護認定者となっており日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、宅配給食サービスを実施しております。

また、宅配により注文者の在宅での安否確認の一端もなしております。

宅配を希望される方は、役場地域包括支援センターへ申請し、関係機関による地域ケア会議にて、身体状況や生活状況の内容を検討し、利用、決定を行っていることになっております。

ですので、現在の要綱の規定からよると、妊婦さんには対象外ということになっております。

○10番（是枝孝太郎君）

要綱に関しての柔軟性を持たすことができないでしょうか。その要綱の中で、誰かが認める限りそれはできますよというような文言は入れられないのでしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

介護福祉課という地域包括センターを持っているわけですが、やはり、その地域包括支援センターにおきましては、年齢が65歳以上という規定になっておりますので、今、是枝議員からの指摘の件につきましては、また、関係課と打ち合わせて、このような宅配ができないか考えてみたいと思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

ぜひともお願いします。

切実なる要望ですので、なかなか外に出歩けないという方々からの妊婦で、外をうろうろ歩けない状態ですので、そこも考慮して、関係機関と話し合っていたいただきたいと思います。

次、重篤な病気の助成の内容についてですが、難病指定に伴う方々に対しての助成の内容、情報提供を告知してほしいというのは、国の医療に対してとか、指定医療に対しての助成はあるんですけど、徳之島町独自としての難病に関わる人たちの助成をしてもらいたいと、それは、規則の中に、規則でしたっけ、書かれているのは。規則。規則の中にうたわれているはずなんですけど、なかなかその内容が把握できないということがありますので、そういった助成の内容の徳之島町独自の助成の内容の情報提供をしていただけないかという質問ですので、どう考えておられますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

介護福祉課で行っています町単独事業といたしまして、指定難病者旅費助成事業があります。この事業は、対象者は難病受給者証保持者で、島外へ受診するために島外へ行かれる方の旅費、飛行機もしくは船舶の料金の全額を助成いたす事業であります。

○10番（是枝孝太郎君）

それを確実に情報提供してもらいたいと、知らない指定難病を受けている方々もおられますので、誰とは言いませんが、よく御存じの方もいますので、課長の。そういった方々に確実に情報提供していただきたいと思いますけど、もう1回、広報に載せるなりしていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

対象者の方へ周知のほうを行いたいと思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、終わりたいと思います。

絶対コロナに負けないで、我が徳之島町は最前線を走るために、皆さん、一生懸命頑張ってください。

それでは、終わります。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○1番（植木厚吉君）

皆さん、こんにちは。

昨年、2020年はコロナウイルスの猛威の前に全世界が混乱窮地に陥り、先の見えない恐怖と戦った1年でありました。感染拡大防止のため、外出の自粛などを余儀なくしいられ、そのため多くの経済活動が停滞し、その影響は島の様々な業界に大きな傷跡を残したままであります。

今年に入り、ワクチンの接種も開始され始め、少しずつではありますが、このコロナ禍を乗り越える糸口が見え始めたような気がします。この難局を町民一丸となって乗り越えるべく、お互いが知恵を出し合い支え合って、我が徳之島を守っていくため、邁進できる1年になるようお願いしまして、令和3年3月定例会におきまして、1番植木厚吉が通告の3項目について一般質問をさせていただきたいと思います。

1項目、コロナ対策について。

令和2年度新型コロナウイルス対策事業として、各分野において35の事業が実施されたようですが、各事業において大きく効果の上がったもの、また改善点など残る事業もあったかと思えます。

事業について、内容・実績等の一覧表は頂きましたので、全ての項目の質問は避けませんが、その中から、町内の事業者から改善の要望があった点について伺いたいと思います。

プレミアムつき商品券・飲食券の発行事業についてですが、事業者にとっては直接的で大変有効な事業かと思えます。しかし、各事業者がその券を換金する際に日数を要するため、現金での取引などの多い飲食店などでは仕入れの支払い等に使うことができず、換金のサイクルを早められないかとの声がありました。事業自体は大変好評で事業者も大変助かっているという声を聞いております。この件は行政側のほうにも要望があったかと思えますが、改善の処置等

ができないかを伺いたいと思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

植木議員の質問にお答えします。

地域営業課といたしまして、新型コロナウイルス対策関連事業といたしまして、6件実施いたしました。また、実施予定が1件ございます。それと、商工会にも1件委託しております。合計8件の事業を行っております。その中でもプレミアムつき食事券、いわゆるまぶ～る飲食券ですが、大変好評を頂いています。これも前課長の思いのこもった事業でしたので、1月中には1万5,000冊、全て完売いたしました。その後、換金が始まりましたが、実績でいきますと現在請求店舗は83件で全体の86.4%、支払い金額は5,326万8,500円で全体の71%となっています。

先ほどあった改善措置ですが、換金サイクルを早められないかということですが、2月中にそのような依頼を受け、会計課のほうに相談したところ、快く快諾していただき、現在は週2回換金を行っております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

商工業界、飲食店の方から、先日、議会の先輩方と一緒に要望を受けた件もあったんですけども、本当に助かる事業ではあるんだけども、本当にその各事業者においてはその事情事情があるのだなということを確認に分かることができました。次年度以降も多く事業を取り組まれると思いますけども、都度都度、そういうような直接的な意見を取り入れたり、簡単な改善でかなり喜ばれる点もあると思いますので、しっかりそのような意見を取り入れて、事業を遂行していただくようお願いしたいと思います。

これも、次の事項ですけども、これもコロナ関係だと捉えていただきたいと思いますけども、項目2つ目、小規模集落においては、年間の地域行事の寄附収入を集落の運営経費の一部としております。このコロナの影響でもろもろの各事業が中止になり、そのような行事収入がなく、集落の電気代等の固定費の捻出に大変苦慮をしている状況であります。高齢化が進む過疎地域において、大変大きな問題であります。

コロナ禍のこの現状、地域行事の再開のめどは立っておりませんし、また高齢者ばかりですので、余計に再開のめどは立てれないんですけども、各集落においては、集落が収入が激減している状況であります。このようなことを鑑み、時限的処置でもいいと思いますので、何らかの支援策を講じるべきではないかと考えますが、対策をできないかお伺いしたいと思います。

○総務課長（政田正武君）

集落の運営補助に対しましては、平成30年度から集落活性化補助金を導入しております。

以前、植木議員から小規模集落にとっては額が低いため、集落活性化補助金とは呼べないの

ではないかと御指摘を受けております。本年度、令和2年度に見直しを行い、人件費以外の経費であれば、固定費など自由に活用できる補助金となっております。補助金の使い道については集落が主体となり、運営に取り組んでいただき、優先順位を検討して活用していただきたいと思いますが、これはもうあくまでも全集落の活性化補助金でございます。

今、議員がおっしゃられたように、コロナ対策としての補助金が支援できないかということでございますけれども、これは前々から議員からこう要望もありますけれども、財政としっかり協議して補助金申請みたいなのができるようであれば、そういうこともやっていきたいし、財政と相談して検討させてください。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

この集落活性化補助金ですけども、恐らく交付対象団体が30ほどあるかと思いますが、先ほどの話もごく一部といいますか、全集落が困窮しているかといえば、そういうわけではないと思います。しかしながら、自分がいろんな、事情聴取といいますか、意見聞かせていただいた区長さんたちの中では、やはり、北部を中心として意見を聞いたんですけども、やはり大変困窮をしているという、現状は非常に強い要望がありました。

また、先ほどの活性化補助金ですけども、うちもちょっと会計職で関わってたので少し分かるんですけども、もろもろの領収書の類いでありましてか、ちょっとどうしてもこう、使い勝手といいますか、固定費とかに回しづらいあれでありましたので、今の答弁でいきますと、そのような経費でも使ってよろしいということですか。

○総務課長（政田正武君）

人件費以外であれば、自由に活用できるという補助金となっております。

○1番（植木厚吉君）

恐らくですけど、各集落、ほぼ一番集落の経費で大きいのは電気代ではないかなと思うんですけども、その電気代の根本といいますか、大体が防犯灯とか、公民館施設等の施設のその固定費が一番大きいものであると思うところがあります。

また、その集落の公民館施設等は、やはり災害時など様々な場面でやはり公的な役目を果たしていますので、それを一生懸命維持管理するのは集落自体ですから、やはりそのような公的な側面も考えていただいて、30団体ですので、おっしゃるとおり財政でいきなり大きな額というのは難しいのは非常に理解しております。

しかしながら、この現状を、数名お話を聞いたところ、固定費の捻出ができないために報酬等を返納したりとか、年度でちょっと今年は頂かないようにするとかという対応をされている集落もありました、実際に。やはりそのようなこのコロナの影響でというのは実際あるところなので、本当に何か、全ての、30団体全部の集落が困っているとは限らないとは思うんですけ

ども、意見をよく聞いていただいて、もし本当に小さい額で、少額でも何かの支援ができれば大変ありがたいのかなと思いますけども、その辺はどうでしょう。

○総務課長（政田正武君）

今、議員がおっしゃられるとおりでと思います。ですので、負担割合につきましても、高齢化率で負担割合したりとか、そういうことを考えて、例えば、今おっしゃたように、電気代が足りないとか、そういう証明があれば、そういう集落には補助金をあげましょう、それはもう全額じゃなくて、負担割合もあるでしょうし、そういうところは考えていきたいと思います。

○1番（植木厚吉君）

その集落の運営に関しましては、恐らく亀津みたいな都心部と北部とかでは大きな差があるとは思いますが、これはコロナ禍だけに限らず、やはり高齢化が進むところでは、役員の成り手がいないとか、また、その、いろんな運営経費等で本当に苦慮している集落が多いです。やはり集落の健全運営というものは町政運営におきましても、要点、要であると思いますので、過疎集落の現状をしっかりと意見聴取等で把握していただいて、また今後を活用していただければと、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

コロナの影響で外出自粛の風潮が島内の経済に大きな影響を与えております。去年の感染者発生時のような緊急時には、外出自粛措置などは町民も協力いただいて、しっかり対応できたと思いますけども、そのような事態が収束した後に、普段の経済活動を促すような緩和措置が取られているようなところは感じられません。感染拡大防止と経済の循環、この相対する両面の観点からも、緊張と緩和の二面はしっかり分けるべきだと考えます。緊急時以外の島内経済の活性化を促す環境づくりも大切だと考えますが、対策など考えていないか伺いたいと思います。

○総務課長（政田正武君）

本町での12月のクラスター発生時には、感染拡大防止のため、町民の皆様に御協力いただいたことに感謝申し上げます。

幸い、本町では、令和3年1月6日以降、1人も感染者は出ていません。全国でも感染者が減少していることから、3月1日には緊急事態宣言の解除されている府県があります。しかしながら、3月末、4月の初めには異動の時期でもあり、島外からの人の流れが多くなることから、しっかりとコロナ感染症防止には緊張を持って対応してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃるとおり、今後、感染拡大防止と経済循環を両立させていかなければならないと考えております。先ほどお渡しした資料にもございますが、これまでも35件、さらに8号補正で約10件の事業を、約5億の事業を展開しております。

また、企画課におきましては、各課の職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、町民から

の要望や日常生活で気づいた点を提案、また交付金や補助金の有効な活用に向けたアイデアを絞り出し、共有を行うことで島内経済の活性化の環境づくりのみならず、町民の皆様の生活向上、サービス向上に取り組んでおります。

この意見交換会で提案された事業が、子育て世代応援商品券事業3,900万円、お魚・お肉消費喚起商品券事業1,200万円となっております。令和3年度も地方創生の交付金及び地方交付金を活用し、新型コロナウイルス感染により影響を受けている住民生活や地域経済の活性化につながるよう、ウィズコロナ、ポストコロナに向けた各種施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今年行われる町主催の行事ごと等は、どのような推移といたしますか、どのような計画でされていますか。

○総務課長（政田正武君）

今、鹿児島県からイベントにつきましては、ちょっと数字的には、すみません、資料、手持ちでないで、ありますけれども、指示が来ておりまして、何千人以上は駄目です。何千人以上はオーケーですという指示が参っております。すみません、ちょっと数字的にはまた後ほど。

○健康増進課長（安田 敦君）

ちょっと資料は持ち合わせてないんですけども、先ほど総務課長がおっしゃったように、4月1日以降についても、人数制限及び50%とか制限をかけている、まだかかっている状態です。すぐすぐ全てがオーケーというわけではないと思います。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

その、去年、その緊急時に外出自粛の要請の放送等もありましたけども、その後、もういいですよと、なかなかそういう表現が難しいのは分かりますが、外出自粛を緩和するというよりは、その、感染拡大防止マナーに努めましょうとか、自粛という言葉が残ったままになりますと、どうしても外に出ると人に言われるんじゃないかとか、飲んで歩くといろいろ人目があるんじゃないかと、どうしても気になってしまいますし、飲食店の経営されている方に聞かしては、やはりそういうワードが非常に大きく影響しているというのは聞くところであります。

その辺の意識の改善をしていただくためにも、何かきちんと対処された上で外出をさせていただきとか、そのようなこう触れ込みがあってもいいのかなとも思ったりしますけども、その辺はどうでしょう。

○総務課長（政田正武君）

先ほども申し上げましたけれども、この3月末、4月の初めの人の流れ、それによって臨機

応変に対応してまいりたいと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

今、徳之島町はレベルまだ3なんですよね。レベル3といいますのは、5段階のうちの真ん中なんですけど、感染拡大防止を徹底しながら、基本的には通常運営を継続するように公共施設等はなってますが、まだ自分を守る行動、うつらない周りへの配慮行動、うつさないの実践をして、住民もまた新しい生活様式を徹底することになっていきますので、これからレベルが、先ほど総務課長もおっしゃいましたけども、3月の受験、4月の入学式等、行動を見て、4月中旬以降、また新たに3町で話し合ってレベルを下げなければ、またそのときにお伝えしたい、レベルを下げなければ活動も活性化するんじゃないかと思っています。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

おっしゃるとおり、この異動時期の様子を見てというのは非常になるほどと思うところがあります。その後の経緯を見ながら、またレベル等のあれも考えていかれるということで、認識させていただきたいと思います。

このコロナ禍ですので、さっきの集落の行事等もそうなんですけども、行事を主催するほうからすれば、中止にしたほうが楽というのもありまして、なかなか、そういう風潮で進んでいきますと、これも中止あれも中止って感じになってしまうんですけども、やはりこういうときだからこそ何かアイデアを出して、できる方法でという、アイデアを出しながらやっていくのも、ひとつ、今後取り組まなきゃいけないところではないかなと思うところでもあります。

また、そのような観点から、先日、町内の青年団主催におきまして、ドライブインシアターというものを開催させていただきました。関係各所の、非常にたくさんの御協力をいただきまして、また多くの島民の方に御参加をいただき、大変盛況のうちに終了することができました。改めて、関係各位に対しましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

イベント開催に当たり、先ほどのそのコロナ対策としまして、我々が対処したのは、まずいろんな物的なところというよりは、参加してもらう方に意識の向上を図ろうということで、終始、感染防止対策マナーの周知をしました。そのおかげと申しますか、非常にマナーよく観戦をしていただき、また、これは本当にその後感じたことなんですけども、翌日片づけの業務と掃除をしたんですけども、もうティッシュのくず一つ落ちておらず、もう会場内、ごみ一つなかったです。本当に、子供の洋服が1枚落ちていただけで、本当にごみ等は一つもなく、ちよっとびっくりするぐらいだったんですけども、やはりきちんと周知をすれば守ってくれるんだと、また改めて感じる場所でもありました。

また、終了後、次回開催に向けての多くの望む声を頂きまして、また実行委員としても、ぜ

ひ次回できればなという話で今協議を進めておるところであります。またぜひ行政側の御理解、御協力を頂きたいところでもありますので、ぜひよろしくをお願いします。

協力を頂きました茂岡課長、何か一言ないですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、唐突で質問頂きましたけども、今のその植木議員のおっしゃったように、コロナ禍でできるイベントに通しては、特に慎重にそして、今、健康増進課長も言われましたように、その3密なり、マスク、消毒というのは非常に浸透していると今感じております。

実際、このイベントを通しまして、私のほうにもこういう企画をしていただいたということで、私どもとしては指定管理者のほうにお願いをして、多目的広場を使っていたらこうということだったんですけども、これを機会に新たな形、ウィズコロナ、アフターコロナを通しまして、いろんなことが多分考えていけると思います。その点につきましては、植木議員を含め、皆様方の御意見を頂きながら、我々も協力していきたいと、これからも頑張っていたきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○1番（植木厚吉君）

本当にその辺、開催時のテーマとして、こういうときだからできることを考えるということで、メンバーで話し合っただけで出たところなんですけども、今年度の町長の所信表明にもありました、反転攻勢という言葉がありましたので、ぜひこの反転攻勢という言葉とまた青年団活動というものをひっくるめまして、以降何かできればと考えておるところであります。

この辺に対しまして、町長、何か御意見ないですか。

○町長（高岡秀規君）

以前より青年団活動につきましては、活性化に向けて頑張っていたきたいという中から、このような企画が出ました。一つの成功事例をつくることによって、さらなる企画が上がってくるものと期待するところでもあります。

そしてまた、反転攻勢についてですが、ウィズコロナで今はコロナの補助金等交付金があるわけですが、それをしっかりと費用対効果を埋めるような交付金の使用、使途が、今、アイデアを、今、企画を、今、募集しているところでありまして、それでさらには2年、3年後も恐らく同じようなことが予想されますので、それについてもしっかりと国等にも働きかけて、そしてまた、さらには町の単独でもやらざるを得ない時期が来るのかなというふうに、今、覚悟をしているところでもあります。

○1番（植木厚吉君）

町長のおっしゃるとおり、やはりこのような御時世、行政支援ばかりを頼りにするわけにもぼちぼちいかなくなってくるところでもあります。

島内と限らず、やはり経済の循環・活性化は人間が流動して初めて、一番効果があるものだと考えます。このような御時世だからこそ、やはり普段の買い物や普段の外食、そのような声こそが経済循環の源であるということ、また、地域住民の方に再認識していただきまして、また、いつも話に出ますけども、そういう行為が地産地消につながるということを再確認できるような風潮もつくっていただければなと思うところでもあります。

また、このような御時世でありますけども、いろんなアイデアを出しながらやっていければと思うところでもあります。

それでは次に、観光産業の活性化についてに移りたいと思います。

世界自然遺産登録やアフターコロナを考えた場合、観光関連事業が大きな役目を果たすと考えますが、島内において、その中心的存在であります徳之島観光連盟において、一昨年、事務運営上に大きな問題があったとして、8月に臨時総会が開かれ、その内容も新聞で取り上げられておりました。

記事の内容によれば、会費の未回収や個人資金での経費立替え等に端を発し、連盟の運営に支障を来したとあります。臨時総会の議事では、諸問題に対し、第三者委員会を設置し、客観的に精査を行い、次年度4月以降へ新体制を整えるべきとの声が上がリ、会議も相当紛糾したと聞いております。

当連盟会長によれば、「再発防止による健全化を図る」と発言されたそうですが、その後、その問題は怎么样了のか、また行政側に対して連盟などから報告等あったのか、また再発防止へ向け、改善措置や行政からの調査・指導などを行ったのかを伺いたいと思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

地域営業課といたしまして、観光連盟より臨時総会の見解を受け、承知しているところでありますが、その後、連盟からの報告やまた調査・指導等の措置は行っておりませんが、観光連盟が第三者を仲介役として入れ、解決に向けていくということでしたので、今現在は注視をしているところであります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

昨年のその8月臨時総会の議事の中では、再発防止へ向けた第三者委員会の設置等を賛成多数で承認し、昨年の9月末までに設置をすると決議したようですが、その後、対処されている様子はありません。これはまた今の役員、理事の方がどう捉えているの分かりませんが、今、そのような会が機能していないのではないかと思います、どうでしょう。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

私も今年度異動してまいりまして、2回ほど理事会にオブザーバーとして参加させていただきました。しかしながら、今、植木議員がおっしゃったような、機能しているとは言い難い状態でありました。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

この騒動に端を発しまして、やはり不信感を抱き、退会された会員さんもいると聞いております。

やはり、この観光産業はまさにその世界自然遺産登録を目前にして、大変重要な組織でありますし、このまま放置の状態で置いておくのはいかかなものかと思うところであります。改めて、当時の関係者等を招聘しまして、きちんと経緯を説明していただいて、1から10まで全てを改善しろとは言いませんけども、何らかの形で解決という方向に持っていくべきだと考えます。これは、行政のほうからもきちんと要請をして、そういう説明会等を開いていただいて、意見の聴取等をされるべきと考えますが、これは対応できますか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

今の状態では、今後の連盟の運営には支障が出ると考えられます。また、理事会についてもこのままでは機能せず、観光業に大きな支障が出てくる可能性があると思います。伊仙、天城両町と連携して、この問題の説明を受ける場が招集できる方向で調整していきたいと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

本当に一番大切な時期といえますか、本当にこの時期ですのでしっかり対処していただいて、今後のその発展的な連盟になるようにぜひ持っていきたいので、その辺の協力をお願いしたいところであります。

その連盟に対して、今現在3町の負担額や、その割合的なものはどういうふうになっていきますか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

観光連盟に対して一応、負担額ですが、徳之島町が197万円、天城町が180万円、伊仙町が105万円となっています。

割合については、ちょっとこれ、曖昧で、負担割合というのが、今現在しっかりとした数字が出ていないところであります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今の数字で言えば、徳之島町が190万、天城町が180万、伊仙町が100万弱ということになってますけども、やはりその、この観光産業とかというのは、どこの町が多いからとか少ないからとかではなく、島全体のことなので、その辺は負担金の均等化でありますとか、これは以前、町長もお話しされてましたけど、やはりきちんと内部で動かせる人間を雇えるほどの予算もしっかりつけるべきじゃないかという話もありましたので、これ、調べてみたら3町の負担額は、知名、与論とか、その辺に比べても大分低いんですよ。やはりその辺を、しっかり先ほどの問題を解決した上で、今後はその負担金増とか、他町との均衡化とかも図るべきではないかなと思いますけど、これに、町長、何か御意見ないですか。

○町長（高岡秀規君）

以前より、観光協会につきましては、さらなる活性化に向けて、どのような体制を整えるべきかということをつまに意見交換したことがあります。植木議員がおっしゃるように、やはり1人、専属で専任を置くべきだというふうに私は考えております。

その中で、二、三年ぐらい前に、一度、1人専任を置くような予算を、3町で負担してでもやるべきじゃないのという話をしたことがございます。

しかしながら、3町の足並みがそろわないということですね、1町が出して、あとの1町は出さないとか、そういったものが出てきたように私は、勘違いでなければそう思っております。だから、徳之島町につきましては、少し負担額を増やしたという経緯がございます。

今後は、負担割合の在り方についても、しっかりと根拠を持ってやるのが、議会の皆様方にも誠意を持った対応ができると思いますので、3町とも同じ、その、例えば、人口割りでも私は構わないと思っています。その代わり、各町に事務所を置きなさいという、もし地域エゴが出た場合、それは各町で負担するべき問題であり、そして、なおかつソフト面での人材でありますとか活動については、別途予算を組むぐらいの覚悟を持ってしないと、なかなか若い人たちには、その行政の思いというものは通じないのではないかなと、伝え切れないのではないかなというふうに思いますので、今後、しっかりとした議論を重ねた上で、負担をいかにするか、そしてまた、奄美群島内でも一番遅れている観光というものを、しっかりと取り戻すというのをやっていかなければいけないなというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

ただいまの町長のお話の中にもありましたけども、今現在、空港のほうには、天城町の拠点としてありますし、また、伊仙町はなくさみ館のほうに事務所があります。現在、徳之島町がその拠点が無いという現状になっておりますので、先ほど町長が話されたとおり、その拠点等は本当に町のほうで確保して、3町はそれぞれでということも一つありなのかなと思うところがあります。今、負担金は大きい割に拠点もなく、一番予算だけを出しているという状況にな

ってますので、その辺やはり考えるべきじゃないかなと思うところであります。

また、この観光関連で申しますと、奄美観光物産協会という組織がありますけども、この組織はどのような組織ですか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

奄美観光物産協会というのは、大まかに言うと、観光部門や物産部門といった観光連盟と似たような事業を行っていますが、まず観光部門では、奄美群島観光誘客プロモーションだったりとか、あとプロジェクトツーリズム事業だったりとか、そういった事業を行っております。また、物産部門では奄美の物産店を各島内や島外で行ったりとか、そういった事業を行っているところであります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

その物産協会に対して、徳之島3町の負担額というのはどの程度になっていますか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

その負担金ですが、徳之島町が318万円、天城町が222万5,000円、伊仙町が229万7,000円となっています。この負担割合は人口に対しての均等割、人口割合で40%、60%として明確な算出根拠が出ております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

これは、ちなみにですけど、知名町、和泊町とか、与論町とかももし分かれば教えてください。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

知名町ですが、知名町が226万9,000円、和泊町が237万4,000円、与論町が208万円となっております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

ざっとした計算ですけれども、徳之島3町で700万、およそ800万程度ですね、知名、和泊で450万程度、与論町に至っては200万という負担金でしてらしいです。

徳之島3町が一番負担金が大きいですけれども、この観光物産協会にこの支出をして、その返りといいますか、その活動費として島コーディネーターの活動資金を頂いていると思っておりますけれども、この支出に対して、各島々に対して150万程度の活動費というのが下りていると思う

んですが、徳之島町は3町で700万も負担をして、1名分しか頂いていないという、何だろう、割が悪いというか、という、考えざるを得ないところもあるんですけども、この辺はもっと何か活動的な増額を求めるとか、その辺もぜひしてもいいのではないかなと思うところではありますけども、この辺、総務課長が前任のときにいろいろお話も出たと思いますが、ちょっと分かる範囲であれば。

○総務課長（政田正武君）

今、議員がおっしゃられたように、広域の負担金もいろいろ出しております。秋丸前課長のときに、是枝議員からもありましたが、平等にしてくれと、物産店へ行くにしても、奄美大島の物産が多くて、徳之島のは非常に少ない、そういうことがもうずうっとあるので、一度、秋丸課長と2人でもう、これは、是枝先生からもありましたが、南三島で広域つくるかというような話もやっております。去年ですかね、その会合で負担金を出すのであれば、負担金なりの平等な広報とか、そういうことをやってくれないかというのは要望しております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

午前中、木原議員の、先ほどの町内の広域の話がありましたけども、やはりこういうところでももっとどんどん、強く出るといいますか、しっかり態度を示して、その負担金以上のものを獲得するぐらいのやっぱり気概を持って、していかなければならないと思います。

せっかく、このぐらいのいい金額を拠出していますので、中身を変えて、何名分くれとかは難しいかもしれませんが、その辺はどンドンどンドンまだまだ突っ込みどころがあるのではないかなと思うところであります。

また、その中で広域事業とかももっといろんな、議会もですけども、理解を深めて、もっと突っ込んでいけるような体制づくりが必要なのではないかなと思いますが、それに、町長、何か御意見頂けませんか。

○町長（高岡秀規君）

今、そういう広域連合にしても、特にこの観光物産協会においては、そのような意見があるということは承知しております。

そしてまた、今、我々ができることは、それに甘んずることなく、我々も2倍、3倍の努力は必要ではないかなというふうに思っております。奄美大島はLCC等がございます。そして、南三島、喜界島はそれの恩恵がなかなか来ていないということなんです。予算はある程度、我々も払っているわけでございます。その格差を埋めるために、大島がどうのこうのではなくて、我々はもっと努力しないとテーブルにつけないということも認識をして、しっかりと我々の努力も必要でもあり、そのためには観光協会というものがしっかりとした組織になり、人材もそろっているという状況を3町で、行政で環境づくりを努めるべきではないかなという

ふうに思いますので、その後、予算の確保についてはしっかりと取る方向で頑張っていきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

これは、うちもこの件に関しまして、昨年からいろんな会員の方から相談を受けたりして、話し合いに参加させていただいてますけども、実際のところ、3町ってなると、ある町の方が、もうそんなもんであれば解散してしまえとか、そのような意見が出るのも、本当に3町でまとめていくというのは大変難しいところではあるんですけども、本当に今、これからアフターコロナ、世界自然遺産を鑑みたときに、間違いなく重要なポジションになる組織ですので、先ほどもありましたけど、しっかり行政としてのガバナンスを効かせて、根掘り葉掘りいろんな事例を拾い出してただすという意味合いではなくて、しっかり次につなげていけるような指導とか助言はしていくべきだと考えます。

その中で、次の項目なんですけども、現在の定款でいけば、行政側が連盟の運営に対して関与することが非常に難しい状態であります。規約等を見直して、行政の関与ができるような仕組みづくりが必要だと考えますが、どうでしょうか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

確かに、現在の定款には、行政側が監査や指導できるとなっておりません。しかし、先ほども申し上げたように、定款の改訂や観光連盟の規約等の制定を申し出て、行政側もしっかりと監視できるような状態をつくっていったらなというふうに、今、考えているところであります。

○1番（植木厚吉君）

ぜひ、そこまで踏み込んでいただいて、この問題、本当にしっかり解決して、次につなげていけるような体制づくりを促していただきたいと思います。

しっかり我々議会も、行政のほうもしっかり意見を聞いて、次に時間を置かない間に、どこかしらかでこう、きちんとした対処をしていただきたいと思います。

それでは、3項目めに移りたいと思います。

令和2年に行った県の河川整備事業でありますけども、花徳の万田川においては、伐採処理後の土砂撤去が行われてない状況であります。住民のほうから早期撤去の要望が出ていますが、今後の事業計画等を伺いたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

県の徳之島事務所建設課へ確認したところ、令和3年度の県単河川等防災工事ゼロ県債を活用して3月末に契約を予定しており、できる限り除去してまいりたいとのことでした。

○1番（植木厚吉君）

ということは、令和3年度にも、予算の範囲内で撤去していただけるという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

3年度に契約し、来年度にしゅんせつ工事が始まると思います。

○1番（植木厚吉君）

昨年の伐採後、また、伐採というのは、その、伐採をして土量を、河川の土量を、集積土量を測量するらしいんですけども、その、伐採だけして、今、土砂が残っている状態ですので、その後、すごい勢いでまた雑草が生えてきている状況であります。

一般的な住民の方は、その、次年度とかその辺の工事の計画は分かりませんので、草だけ取って終わったんじゃないかって誤解されてる方が非常に多くて、話せる方はちょっと説明をするんですけども、そのような誤解がないようにしていただきたいと思います。

また、この土砂撤去が進まないのが、その撤去費用と土砂の搬出費用が相当かかるということで、その工事費用がかさ増ししてしまうということも聞いております。

花徳の万田川周辺は、以前、そのような砂採取の業者もおられましたし、土砂等も非常に、ヘドロの部分を除けば、非常にきれいな川砂であるんですけども、このような土砂を県工事であり、町内発注工事の配管工事と盛り土工と流用とかして、その工事費、撤去費用の何か軽減につなげるとか、そのようなことは難しいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

この件に関しましても、確認いたしました。県においては、令和2年度より県のホームページにて発生土砂の受入れの公募を行っているとのことでした。これにより、窪地の埋立てや低地のかさ上げ等を行うことで、発生土砂の有効利用が図られるとのことでした。

また、土砂撤去を行った河川近くに受入地があれば、運搬距離が短くなり、運搬費等の軽減にもつながるとのことでした。

○1番（植木厚吉君）

今の表現でいきますと、受け入れる場所があれば、近隣地区でその受け入れることに申請をすれば、受入れが可能ということですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

県の要項がありまして、それに合っていれば、受けられるとのことでした。詳しい話はまたホームページを見れば分かると思います。

○1番（植木厚吉君）

先ほども上げましたけども、非常に内部のほうは良好な川砂でありますので、逆に使わせてほしいという望まれる方やちょっとした用地のかさ増しに使いたって方も結構な数おられますので、ちょっとこっちのほうもホームページで調べさせていただいて、今後つなげていき

いと思います。

また、このような地域の事業を行う際に、近隣の住民の方や区長さんたちを通して、しっかり工事の進捗状況ですとか、今後の計画等を情報共有する場を設けていただければ、またここで終わったんじゃないかとか、そういうような誤解が防げると思います。また、我々議員のほうも協力しますので、今後もこのような事業推進に邁進していただきたいと思うところであります。よろしくをお願いします。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（池山富良君）

お疲れさん。

それでは、しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○6番（勇元勝雄君）

皆さん、こんにちは。

ちょうど昼御飯も済んで、眠たい時間帯ではございますけど、毎回言われますけど、なるべく短くということがございます。質問も簡潔、また答弁も簡潔によろしくお願いいたします。

令和3年度が、コロナが収まって皆様が平穏な生活を取り戻すことを祈りまして、6番勇元勝雄が一般質問に入ります。

私も、あと任期1年で終わりでございますけど、1年間町民の目となり手となり、町民を代弁して町民目線の政治をやっていきたいと思います。

まず1番目に、これまで26回、今日で26回目ですかね、子育て支援、残された時間はあと3回の議会でございます。町長の大英断で、子育て支援、子ども医療費が無料化になることを祈りまして、1番目、子育て支援について質問いたします。

子ども医療費を無料にしたことによって、保険料が上がった市町村はあるのだろうかお伺いいたします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

無料化によって、国民健康保険税を上げた市町村はないと思われませんが、平成30年度の税制改正により、国保の運営主体が県に移行したことにより、医療費を支払うための財源の一部として、各市町村より国保事業費納付金を納めることとなりました。

また、今まで歳入の赤字分について、法定外一般会計繰入れで補填していた部分についても、なくす方向で検討されています。そのため、鹿児島県内で平成30年度に保険税を改定した市町村は19市町村、令和元年度は10市町村、令和2年度は13市町村となっております。

今現在、子ども医療費無料化により保険税を上げた市町村はないと思われるものの、先ほどの国保事業納付金の算定により、算定には医療費がかかっておりますので、医療費の増加は納付金の増加につながり、結果的には保険税を上げざるを得ない状況になるのではないかと考えています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

子ども医療費を無料にしたからといって、その医療費を町が負担した分がそのまま保険税にかえるということはないわけですね。

そういうことを、医療費は多少は上がると思います。だけど、それを見越して、ほかの市町村は全部、ほとんど医療費を無料化にしているわけですね。それで今度、この間の新聞にも載ってましたけど、奄美市は高校まで医療費を無料化した。町長の医療費を無償化、反対する理由は保険税が上がる、ただその一点だけでの答弁だと今まで私は思っています。

ほかの市町村が、その、子ども医療を無償化したからといって、病気でもない子供を病院へ連れていく、そういうことは絶対ないと思うんですよ。親御さんも全部仕事をしている、ほとんどの人が仕事をしている、行きたくても行けない親御さんもいるわけですね。病院に行くのが遅れて、病気が重くなる、そうした場合も医療費は多くかかるわけですよ。

町長は、子育て支援を一生懸命やるとかいろいろ言ってますけど、ほかの市町村ができて、なぜ徳之島町ができないか。それは、無料にした場合、1万も2万も保険料が上がるなら、それは私もやるべきじゃないと思います。しかし、恐らく医療費はべらぼうに上げるわけがないと思うんですよ。現在の町長は、町長の考えでは子ども医療費を無料にしたくないから、保険税が上がるからできない、そのようなことを言って子ども医療費を無料にしない、私はそういうふうにはしか取ってないんですけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

一生分かり合えないと思いますね。何度も答弁したつもりですけども、もうしょうがないです。

でも、繰り返し答弁いたします。

まず、医療費の無料化につきましては、子供たちの将来を考えたときに、健康な体をつくるとか、健康な精神を養うとか、そういったものに予算をしっかりと配付すべきであるということが一つ、そしてまた無料化になったおかげで、結果的に何でもかんでも、その、誰かがこの医療制度を支えないといけませんね。だから、所得の低い方、そしてまた非課税世帯にはしっ

かりと手厚い政策を取るべきだという立場に変わりはありません。しかしながら、誰かが支えないといけないことなんですね。

もし、この、保険税を、今、上げない努力をしているわけですが、医療費を抑制するためにあらゆる施策は取らなければいけないと、当然、特定健診もそうですが、健康づくりに予算をかけるべきだということを常日頃から答弁しているはずです。

そして、今後はその医療費の医療制度を持続可能にするためにも、しっかりと3割負担、7割はある程度助成しているということですよ。決して助成がないというわけではないんです。つまりは、諸外国から、全世界的に見たら3割負担、2割負担である程度抑えられているということも御理解頂きたいなというふうに思います。

そしてまた、徳之島町の現状では、健康増進課の課長から話を聞きますと、今年度で基金が使い果たすということでもあります。もし、令和3年度に医療費がまた同じレベル、さらには上がれば、一般会計からの法定繰出金が出てくると、これは国がある程度、法定外繰入金を出しているにもかかわらず、さらに上乗せでかかってくるという意味だと私は考えておりますが、今、法定外繰入金はありませんが、もし仮に医療費を何千万、1,000万、2,000万しますと、法定外繰入金2,000万プラス上乗せの医療費がかかってくるということですから、しっかりと将来を見据えた、そしてまた健康づくりに、やはり子供たちを育てるためには、健康な精神と体づくりに努めなければいけないという意識も、私は重要ではないかなというふうに考えております。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

令和2年度までは、県の子ども医療費は就学時前の非課税世帯については無料化になっておりましたが、令和3年度の4月より就学時前が高校生までの非課税ということで改正されておりますので、当町におきましても、今年度の4月からは高校生までの非課税世帯について、子ども医療費の窓口負担を無料する予定にしております。

○6番（勇元勝雄君）

町長は今、子供の健康と精神の健全のためにどのような施策をしているんですか。

○町長（高岡秀規君）

あらゆる施策を取る所存でございます。

○6番（勇元勝雄君）

そのあらゆる政策というのを、ちょっと中身を聞きたいんですよ。

○町長（高岡秀規君）

子育て支援の中で、例えば、一つの、前は、今まで懸案事項であった遊具もありますね、あとスポーツ少年もありますね、そして精神的なものについてはインターンシップでありますとか、学力から全ての分野において今新しく単独で事業をやっているものが、私は全て教育だか

らといって子育て支援ではないわけではない、私は全て子育て支援の一環としてやっているつもりであります。よって、今、ICT、IoTにも力を入れておりますし、そしてまたグローバルな人材育成というものも力を入れていく所存でありますし、そういった、もろもろ、全てであります。

○6番（勇元勝雄君）

全国の市町村見ても、子ども医療費との無料化の波に乗ってますよ。鹿児島県でもそう。県下で子ども医療費を助成していないのは徳之島町だけなんですよね。

今、介護福祉課長が言った、あれも県の事業なんですよね。それと、今年900万ぐらいですか、予算組んであるのは。だから、子ども医療費が上がっても、そんなにべらぼうに上がることは絶対はないと思うんですよ。奄美市は、今年、この間の新聞で高校卒業まで無料化する、そして国保の赤字分は全部解消した、そういう報道も出てんですよね。

町長の答弁は町民のほうに向いてないと思うんですよ。ほかの市町村ができて徳之島町だけできない。それは教育に力を入れる、子供の健康のために力を入れる、それは当たり前ですよ。ほかの市町村も全部やってますよ。ただ、町長は、私がこういう質問をするから意地になって反対していると、私はそれだけしか思えないんですよね。いろいろ考える、町長の議員時代、いろいろ、質問いろいろと聞いて、ああ、この人は立派な人だと思いました。しかし、現在の子ども医療費に対しての答弁、町民のほうに目が向いているか。そういう、町民のほうに目を向いていると私は絶対思えないんですよ。今度の当初予算見ても、いろいろ問題があるような予算の組み方している。町長は、私の質問に対して意地になって反対しているんですか。

○町長（高岡秀規君）

もしかしたら、そういう発想は、議員の仕事は批判が仕事であるというふうに思ってしまうと、私が、そういった答弁につながっているのではないかなと誤解を生むことがあるかなとひしひしと今考えて、思っているところでもあります。非常に残念な考え方ですね。

○6番（勇元勝雄君）

批判と監視ですよ。私が言っているのは提言なんですよね。

今日の新聞にも天城町の子育て支援、出ました。少子化対策として新年度から現在月額5,000円支給している在宅育児支援金を月額1万円に上げる、そして小学校への入学生未来づくり応援金5万円を支給する、総額で800万ぐらいの予算を組んでますよね。これが町政がやるべき仕事だと私は思うんですよ。

この質問は、私の任期、あと1年、3回の議会があります。その間、質問をしたいと思いますので、平行線でも構いません。一般の町民がどういうふうに町長を判断するか。

2番目に、総合運動公園の遊具をもっと充実させるべきだと思います。

現在、子供たちが遊んでいる、また老人の方々がグラウンドゴルフをしている、そういう状

況で、なかなか子供が安心して遊べないような状態なんですよ。何年か前にある社長の方にグラウンドを、そこに土地を持っている方なんですけど、社長にお願いしてこの土地を町に寄附してもらえないかという話をしました。そして、グラウンドゴルフ場を造らせてもらえないかという話をしました。将来、この土地は使う予定があるから、もう1か所の土地、使ってよろしいですよという話もありました。しかし、グラウンドゴルフ場を造って、社長がもし返してくれって言ったら、町はその金、損だからそれはできないですよって、2町歩か3町歩か、あそこら辺の土地だったら反20万か30万の金ですけど、3町歩あっても1,000万ぐらいの金、寄附してグラウンドゴルフ場を造ってもらえないですかと、現在スポーツ人口で一番多いのがグラウンドゴルフなんですよ。そして、老人のための施設、一番大事な施設だと思います。ほかの町村見ても、大島郡だけでも本島のほうは4か所か5か所あります。

そういうことを考えて、この間、課長に話したときも、下の、この間、シアターをしたサッカー場ですか、あそこにグラウンドゴルフ場を造ったらどうかという話もありましたけど、遊具にしても現在のような遊具じゃなくて、前あったような、あれまでとはいかないんですけど、もっと子供たちが安心して伸び伸びできるような遊技場、また公園はできないかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

その前に、ちょっと誤解があったかもしれないなと思って、これは大事なことですから、ちょっと私から一言言わせていただきたいと思います。

この、私が、批判だからそういった目で見るというのは、医療費が批判ということで話をしているという意味でなくて、批判をすること、仮にチェックをすることで、僕という人間を見るから、僕が勇元議員のものに対してノーと言っているのは、反対派だからとか、そういった批判だから、自分が質問しているから私が断っているというふうに思いがちだということなんですよ、分かりますかね。私は、勇元さんが言っているから、そういったことで施策を取らないというわけではないんです。だから、そこは誤解をしないでいただきたいということです。どうぞ。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

勇元議員の質問について、お答えをさせていただきます。

現在、勇元議員も御承知のとおり、運動公園の自由広場には3歳児から6歳児向け、遊具を3基ほど設置をしております。

遊具の拡充につきましては、いろいろと今までもその要望等がありましたことは、私も承知をしております。

ただ、現在の指定管理者と、これにつきましては現在の利用状況、大体1週間から1か月、2か月程度を確認していただき、我々もそうですけども、やはり利用される方に直接お話を聞

くのも大事ではないかと思っております。

それで、指定管理者のほうにも直接利用者に生の声を聞いていただき、現在の管理の状況、それからいろんなことを協議し、検討してまいりたいと思っております。

また、これは社会教育課の中でもいろんな形で協議をしております。将来的には現在の自由広場、実は今、勇元議員がおっしゃったように、グラウンドゴルフ並びに子供たちが遊びに来ています。これには矛盾がちょっと生じておりまして、グラウンドゴルフをやる方たちは利用料・使用料を払って利用してもらっています。ただ、遊具を遊ぶお子さん、子供たちに対しては、使用料は頂いておりません。そのため、そこで実はトラブルも発生することも実際ありました。やはり使用料、私たち払っているから、あなたたちは向こうでちゃんと遊びなさいとか、いろんなことも聞いております。

その点を踏まえまして、この自由広場を様々な形で利用しやすいオープンスペース的な場所に整備を行い、先ほど議員もおっしゃいました、我々が今使用しております多目的広場を、グラウンドゴルフの利用とほかのスポーツの利用を併用できないかと考えております。

実は、高齢者クラブの皆さんにも説明はさせていただいております。今、勇元議員おっしゃいました、本島には4か所から5か所ほどグラウンドゴルフ場もあると聞いております。ただ、用地の取得からいろんな状況で今ある運動公園、多目的並びに陸上競技場をうまく活用していただき、あるものを利用していただいた形でグラウンドゴルフはしていただきたいということで、自由広場については、今後、検討課題とさせていただきたいので、御理解をよろしく願いいたします。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

なるべく遊具の充実をお願いします。

去年ですかね、北部地区の花徳、新しく造った団地、奥のほうに空き地があるみたいなんですよね。そこに、あそこも子供所帯しか入れないような住宅ということで聞いてますけど、亀津のほうには遊具の整った立派な公園があります。また、北部振興のために住宅のあそこは、もう土地は限定しませんが、北部地区も遊具を設置できないかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

花徳2団地につきましては、社会資本整備交付金公営住宅整備事業を活用し、新規住宅建設を行っております。現在、木造平屋建て、3棟6戸が完成しており、来年度には全体計画の4棟8戸が完成する予定です。

遊具の設置につきましては、公営住宅等整備事業を活用することができないため、現在のところは、広場に遊具の設置は考えておりません。しかし、北部遊具設置につきましては、私ど

もといたしても大賛成でございます。

北部の遊具設置については何回も議会で論議されているところですが、遊具を南部、亀津児童公園のように1か所に集中するのとか、北部の、先ほど勇元議員がおっしゃったみたいに、私どもの土地でいいのか、それとももっといい土地があるのか、もっといい土地があればそこに造るのとか、あと遊具をばらまくのか、各地域別に置くか、そういうことを踏まえた上で、設置を考えたほうがいいのではないかと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

前向きに検討してもらいたいと思います。

これは、町長にお礼を言わなければなりません。この間要望書を出した分で収入の減った子育て世代に支援金はできないか、これは今度の予算書を見て3,700万ぐらいの予算を組んでます。これは、質問は、総務課長、そうですね。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減った子育て世代に対する支援の一環として、新たに子育て世帯応援商品券事業を実施いたします。

事業の内容としては、現在高校3年生までの年齢のお子さんがある世帯を対象に、町内の登録された店舗で利用できる、対象者1名につき2万円の商品券を配付する予定となっております。

対象世帯につきましては、町内975世帯1,977名となっております。

使用期間は、令和3年3月15日から令和3年6月30日までとなっております。

また、対象店舗につきましては、現在、随時登録申請を受け付けております。

○6番（勇元勝雄君）

食事券が500円券をやったおかげで、大分好評だという話も聞きました。この支援金についての商品券をある程度、どういう要望があるか聞いて、もし要望があれば500円券、そういう、それは要望によって違いますけど、なるべく500円にしたほうが食事券のほうは大分評判がよかったですと思いますけど、そういう点も鑑みて、やってもらいたいと思います。

2番目の新庁舎建設について、起債の借入れには条件があるはずだが、その条件をどのような理由でクリアできたのかお伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

お答えします。

緊急防災・減災事業債の浸水想定区域移転事業は、津波想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公共施設の移転を対象及び条件としております。

緊防債に関しましては、町長と前総務課長が何度か県の市町村課にお伺いして、候補地の選定、基本計画、地域防災計画の詳細について丁寧に御説明しております。

その後、令和2年5月1日に起債申請を行い、適当であると認められたことから、令和2年10月2日、鹿児島県知事から起債協議についての同意が頂けたものだと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

前の総務課長の答弁では、起債の借入れの期間が間に合わないからという答弁もありました。これはまた、後々いろいろやってみたいと思います。

当初の計画では、1階はピロティで柱だけにしてという計画でしたけど、現在の設計を見たら、多目的とかいろいろ、宿直とかいろいろありますよね。普通、柱だけの計画だったら、2階までスロープを持って行ってするのが普通だと思うんですよ。現在の計画では、それは私のがった見方かもしれませんが、2階までスロープを持っていった場合、金もかかる、そのスロープのための敷地も要る、そして駐車場が狭くなる、そのために1階に多目的ギャラリーを持ってきたりいろいろやってます。1階は、これはどのような理由でその多目的ギャラリーとか宿直室、1階に持って行ったんでしょうか、お伺いします。

○総務課長（政田正武君）

平成31年2月策定の新庁舎建設基本構想においては、地域のかさ上げか、1階の一部ピロティ化形式を検討としていたところでありますけれども、令和元年9月策定の新庁舎基本計画においては、ピロティ形式化を想定するとともに、1階部分には執務室を配置せず、文化交流機能に関する所要室、町民ギャラリーや多目的室でございます。それに駐車場を配しますと町の方針を定めており、計画段階から1階の一部についての利用について検討を行った結果、現設計になっております。

1階にはエレベーターホールやトイレ、宿直室等ありまして、完全にピロティ化はできないので、それでまた壁は一部必要でございますので、であれば多目的室も設置して、例えばいろんな手当の支給また入札、そして夜間の会議等、2階の執務室を通らずに、1階で会議やそういう入札とかできるために設置してございます。

○6番（勇元勝雄君）

そういうのが場当たり式なんですよね。

奄美市、視察に行きました。1階は全部ピロティになってます。そして、奄美市の場合は幸いにして、裏、表、現在は表ですよね。あそこに、結局、スロープを造ったような格好で現在の敷地がそうなっているものですから、奄美市の場合は2階から直接、市役所の執務室に入るような格好になっています。

壁を造った、3番目の質問にいきますけど、壁を造ったおかげで波が当たる、その波が跳ね返って執務室に支障が出る、そういうことはないでしょうか、お伺いします。

○総務課長（政田正武君）

設計段階の津波二重計算において津波による波圧及び波力は、鹿児島県の津波浸水想定による最高津波水位プラス7メートルに対して、安全な構造方法を求める国土交通省告示による算定にすることと、津波避難ビル等の構造上の要件に係る方針などを用いて構造計算してあるということでございます。

そして、官庁施設の総合耐震対津波計画基準で、構造体の耐震安全は大地震動後、構造体を補修することなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとするとなっており、また建築費、構造部材、天井とか床とか壁周りです、それと建築設備、配管等でございますが、これも大地震動後、災害応急対策活動を円滑に行える上、危険物の管理の上で支障となる建築費、構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるということで、最上位の構造物となっているので、支障はないということでございます。

○6番（勇元勝雄君）

それは、耐震基準、いろいろ全部クリアできて確認申請が下りるわけですよ。そこの防波堤見ても分かりますよ。構造物に当たった分だけ波が上がってますよね。亀徳の沖防波堤、恐らくあれは10メートル以上の高さがあると思うんですけど、あれでも波が当たった場合は上に越波して港のほうに波が来ていますよね。そして、構造物を、その、1階をピロティじゃなくて、いろいろ部屋を造ったおかげで、そこに波が当たって、そして、その波が執務室のほうに来ることはないかということをお聞きしているんですけど。

○総務課長（政田正武君）

津波の想定は打ちつける波ではなくて、押し寄せる波でございますので、常にこう当たっている場合にはございません。東北震災も同じように、ああいう波で押し寄せてくるので、津波想定が7メートル50強となっておりますけど、その水位がここは8メートルぐらいまで設計してございますので、その心配はございません。

○6番（勇元勝雄君）

この場合は、一旦その防波堤に当たりますよね。当たった波がどうしても、普通の津波とは想定外のことが起こることが考えられるんですよ。それは、総務課長も素人ですから、そこまでは分からないと思いますけど、そういう点も鑑み、今後、設計家にまた聞いて、その結果を教えてもらいたいと思います。

4番目、今度の当初予算で7,000万ほどの備品購入費を組んでますけど、どのような品物を購入する予定でしょうか。

○総務課長（政田正武君）

備品購入につきましては、主にカウンターと執務室の机及び椅子、会議室の机及び椅子、あ

と移動書庫と議会の傍聴席を予定しております。

○6番（勇元勝雄君）

今聞いたのが、奄美市の場合は、机は高さが違ったりするので、机は、全部が全部じゃないんですけど入替えもしたと、そして椅子のほうは前使ってた椅子を使うという話なんですよ。そして、和泊町は、机、椅子、そういうのは全部古いのを持って行って使ったという話です。与論町もそのような話なんですよ。

この間、財務の方にも聞いたんですけど、全部入れ替える、その入れ替えた机、椅子は、欲しい人に分けるとか言ってたんですけど、そのお金は全部町民のお金なんですよ。ある程度使えるものは使わないと、新庁舎ができたから全部入替えする、そういう発想が私はどうも分からないんですよ。民間がどれぐらいの難儀して、経費節減しているか、今、コロナの状態で民間がどれぐらい難儀しているか、7,000万もかけて、机、椅子の入替えをする、常識では考えられません。総務課長はどう考えてますか。

○総務課長（政田正武君）

新庁舎のこの場所での建て替えも賛否両論あります。今、お考えは、勇元議員はそうお考えかもしれませんが、私はこの庁舎は、今後は60年、70年と使っていく庁舎でございます。そのときはもう私たちもいません。そのときに次世代の子供たちも、ああ、この徳之島町役場ですてきだな、最高だな、そうやっていい環境で町民にサービスできるような庁舎であってほしいと思いますので、私は決して高いとは思いません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長のほうから話がありましたが、そのとおりだと思っておりますが、今、聞くところによりますと、使えるものは使えるということで対応して、使えないものが備品の購入に当たるといふふうに聞いております。

○6番（勇元勝雄君）

未来の子供たちが役場はいいなと思うのは、役場の対応ですよ。品物がいいから、机、椅子がいいから役場はいいな、そういう話じゃないんですよ。役場職員がいいな、そういうのが役場の仕事であって、机がいい、椅子がいい、そういう話じゃないんですよ。そういう発想自体が私はおかしいと思います。新しい机じゃなかったら仕事ができない、古い椅子じゃ仕事ができない、そういう話じゃないと思うんですよ。

役場というのは、いかにして経費を節減するか、現在の役場は民間的な発想が全然ないと思うんですよ。民間の方はどれぐらい難儀しているか、そこらの商売している人、また一般の

町民の方、ぎりぎりの生活をしているんです。役場目線でそういう仕事をしてもらっては、町民の方、何のために税金払ってるか、税金なんですよ、役場が使ってる金は。そういう点を考えて、今後は仕事をしてもらいたい。これ、当初予算もありますから、そのときにまたやりたいと思います。

○総務課長（政田正武君）

私が申し上げましたのは、この建物の備品のことについて質問されたので、備品のことについてお答えしたわけで、もちろん、町民のサービスのためにやるわけでございますよ。そして、職員もしっかりと意識を改革させて、どれぐらい町民にサービスできるかというのは別の問題でして、今、議員が施設の備品のことでお尋ねされたので、そのことに対して答えたわけです。以上です。

○6番（勇元勝雄君）

だから、今、備品のことで言ってるわけですよ。町民目線の、町民感覚で仕事をしなさいということですよ。普通、民間が新しい会社つくったから、そういう、机、椅子を全部新しいのを入れるかというのが、という問題ですよ。

次、3番目、私もいのしし年、町長もいのしし、猪突猛進、まあ、イノシシを駆除しなさいというのも何か、自分を駆除しなさいという感覚ではございますけど、令和2年度の現在までのイノシシ被害は前年度に比べてどのような状況になっているか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、本町での買上頭数でいいますと、令和元年度の年間実績が641頭となっており、本年度は4月から2月末まで、買取りが決まっているのが520頭となっております。

狩猟期間は3月15日までですので、15日からが最終買上げを行う予定となっておりますので、昨年と同様並みになるのではないかと考えております。

ちなみに、被害面積でいいますと、取りまとめは年度で取りまとめますので、共済のデータで評価しますと、令和元年度被害面積は、共済のデータは21.16ヘクタール、令和2年度被害面積は、2月末時点で11.19ヘクタールと聞いております。

独自調査も今のところ、南西糖業さん等にもお願いしておりますので、最終的にまとまるのは年度明けたときに、製糖等が終わった後に出てくるものかなと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

イノシシの被害を減らすにはどのような方法が一番いいのか、いろいろ、前の議会でも課長が答弁してますけど、どのような方法が一番いいのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

一番いいのは、やはり捕獲だと考えております。また、前から福岡議員にもアイデアをもらいながら、また、こういうふうなことをやってはどうだという話を持っておりますので、試すことができる方法はいろいろやろうと思っております。

捕獲方法も様々でありますけれども、本町においては、くくりわなが主流で、銃の猟とか、本年度導入した箱わな等を活用しております。

被害軽減にも、農家個人での対策はもちろんですけれども、まず、集落での取組も重要とされているようにありますので、被害に遭っている方だけが寄せつけないためにどのような対策を取っているかではなくて、そういったことも重要ではないかなと考えております。

イノシシの被害を減らす一番の方法は、やはり現在の生息個体数を減らすことが、農産物の被害減少には必要だと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町長もよく言ってますけど、失敗を恐れるな、福岡議員が昨日、質問しましたけど、ああいいう方法もやってみて、実際の効果を検証して、やってもらいたいと思います。

現在の推定頭数、それは恐らく分かりにくいとは思いますが、どれぐらいの頭数があるかお伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

普通に、生息、個体数を調べるときには、やはりふんとか、その分布状況とかありますので、非常にこういったものに関しては、特に難しいと思っておりますけれども、おおよそ鹿児島県特定鳥獣保護管理検討委員会というのがございまして、そちらが出している推定頭数では、令和元年度調査で、徳之島全体でちょっと幅がありまして、約5,000頭から7,000頭とされております。

○6番（勇元勝雄君）

大体イノシシというのは子供を何頭ぐらい平均的に産むんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

もともと私の実家も養豚をやっておりましたので、豚の頭数でいいますと10頭以上が生産ベースに乗る話でありますので、生き物でいいますと、やはり1頭じゃなく、二、三頭、3頭か、おっぱいの数だけ、乳の数だけ産むと言われておりますので、今まで3頭ぐらいだったのが、最近はかなり連れている子が増えているというふうな話を聞いております。

ですから、一概に何頭というふうな形では言えないと思います。そこら辺は、ここの遺伝的なものは琉球イノシシなんですけれども、それがまた変わってきているのではないかなというふうな話も聞いておりますので、この2頭、今までの、従来の頭数であると、ここまで繁殖の

ことがこうやって取り沙汰されるようなことはなかったのではないかなと思っていますんで、少し生態系が変わっているのではないかなと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

今、課長が5,000から7,000と言いましたけど、単純に考えて2,500頭が雌だとして、それが4頭産んだ場合、年間1万ですよ。それに捕獲頭数が六百四、五十、毎年増えていくような状態なんですよ。ハブが5,000円的时候はものすごい捕る人が多くて、役場が買上げ、パンクするぐらいの量でしたけど、3,000円に下がったおかげで捕る数が減っています。イノシシも買上げを、まあ、これは3町で決めなければ、徳之島町だけあげた場合、天城で捕ったイノシシを徳之島町に持って行って買上げ高、いいからということで、そういうことも考えられますので、3町で話し合って、その買上げ金額を上げるような手だてではできないか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

おっしゃるとおり、免許を持っている方は、その町で狩猟登録をすれば、町をまたいで狩猟ができる風になります。ですから、そういったことも生じかねないということなので、買取金額については徳之島3町で話し合い、金額を設定しているので、現段階では、単独では非常に無理、おっしゃるとおり無理だと思います。

おっしゃるとおり、このイノシシの問題については、3町の農政担当課長で常にこの金額等についても話し合っております。

まず、この金額の問題ではないと認識しております。そういうふうな意見の3町の農政、私の考えでは、この金額ではなくて、捕る方法、仕掛けてもなかなか捕れないというふうなことがかなり生じてますので、そこら辺の技術を何とかこうやって習得させるというのが先じゃないかなと思っています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

イノシシを捕る人に聞いたら、日当にもならない、そういう話もあるんですよ。わなを仕掛けた場合、毎日、そのわなを見に行かなければいけない、そういう点もありますので、イノシシを捕獲している人に、恐らく役場のほうかどうか、そのお金をもらいに来的时候、そういう状況も聞いてもらいたいと思います。

そして、この間、新聞に、新聞かな、テレビでイノシシのわなを仕掛けて、それを処理するのに、イノシシにはねられて死んだという報道がありました。そういう点も考えて、捕獲する人には、それは講習ではやっていると思うんですけど、そういうことも十分周知してもらいたいと思います。

5番目の、これは住民の方からの話なんですけど、現場はまだ見てないんですけど、防護柵

の、イノシシの防護柵のそばで松を伐採して、その防護柵のそばに積んである、そして、その松の、枯れ松の処理してる、そこからイノシシが飛び越えてきたとか、そういう話を聞きますので、これは要望として聞いてもらいたいと思います。伐採した松の処理は完全にするようにお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

その前に、その前の質問で、金額に関してちょっと情報をまたこの場で、買上げの金額は、今、考えてないという、考えられないということで、今、答弁したわけですが、今回、個人である程度買い上げる、いろいろ、そういうふうな、個人の方が出てきて、今、施設を造りましたので、また、その方を中心にまたグループを組んでいくという方向になっております。

ですから、肉に、加工用に回せるものであれば、その方も利用していただくと、買上げの金額が上がるというふうな形に、ある程度、流通の形ができるんじゃないかなというふうな話も出てきておりますので、そこら辺も確かめながら、金額のことは考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、防護柵の近くで伐採した松についてでありますけども、町が行っている枯損木伐倒事業等で伐採された木については、倒木現場において適正に処理されているということで認識しております。

防護柵付近で伐採した松は、防護柵内において集積し、防護柵補修時のものについては、補修時に邪魔となるものを伐採し、柵の、道を挟んだ反対側のスペースへ支障のないように処理しております。

また、大量に集積することで、防護柵が壊れる可能性がある場合は、近くの平らな場所に集積するようにしております。

また、その他のものについては、防護柵を事業により設置する段階で、各集落、地区等の自主的な管理をお願いしており、その処理は管理されている団体にお任せしているところであります。

でありますけれども、勇元議員のおっしゃるとおり、気づいた点があれば、農林水産課のほうにやっていただければ、やはり早急に対処して、少しでも被害軽減のために努めたいと思っておりますので、情報提供をよろしく願いいたします。

○6番（勇元勝雄君）

今、課長のほうから処理業者ができたということですが、恐らくイノシシ肉、あちこち都会でもジビエでやってますけど、そんなに売れる品物じゃないですよ。そういう処理業者がせっかく出てきたわけですから、まずはその処理業者に対しても、ある程度の手だて、手助けをやってもらいたいと思います。これは要望です。

4番目のコロナウイルス対策について。これは全部、前の方が全部聞いてますので……

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩しましょう。

○6番（勇元勝雄君）

これで終わる。大体65歳以上、何名ぐらいいるんでしょうか、お伺いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

65歳以上については、人数で3,446人であります。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。3時45分から再開します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時45分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（勇元勝雄君）

4番目の2番ですね、今後、町民に対してどのような施策を考えているかお伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

先ほどの答弁と少し重複しますが、新型コロナウイルス感染症対策事業としましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、生活応援商品券事業や企業継続支援金、中小企業等家賃支援事業、プレミアム付き飲食券事業等、数々の事業を実施しているところであります。

また、先ほど申し上げましたが、18歳以下の子育て世帯を対象とした子育て応援商品券事業や加工業支援のための、特産品を買い上げて、郷友会向けに送付するふるさと応援便事業、売上げが落ち込んでいる漁業や畜産業の下支えとして実施する、お魚・お肉消費喚起商品券事業などを予定しているほか、クラスター関連支援金についても、その対象を拡充したところであります。

若手職員による地方創生臨時交付金及びほか交付金の活用に向けた検討委員会も開催しております。新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている住民生活及び地域経済に対するウィズコロナ、アフターコロナに向けた各種施策の検討を行っているところであります。

○6番（勇元勝雄君）

いろいろ事業をやってもらってますけど、役場職員だけで考えるんじゃなくて、やっぱり区長も、町民を巻き込んだ、最低限、区長を巻き込んだような検討委員会をつくってやらなければ、職員だけの考えで進めるというのもちょっとおかしいと思います。そういうのを要望しておきます。

ここに、お魚・お肉消費喚起商品券事業ってありますけど、これは中身はどのような事業でしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

目的は、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛、生活が制限された、外出が困難である高齢者に対して、鮮魚店、精肉店のみで使用可能な、1人当たり3,000円の商品券を配付し、地域における水産物・畜産物の消費の下支えを行うというふうな形で考えております。

○6番（勇元勝雄君）

これは、高齢者だけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

とりあえず、今のところはそういうふうな形で考えております。

○6番（勇元勝雄君）

高齢者を限定したら、亀津は魚屋がありますよね、母間もありますよね。ほかの集落、魚屋がないところがあるんですよ。そういう点も考えて、やってもらいたいと思います。

そして、魚屋とか肉屋、そのもともとの肉屋の肉を、島で養豚業をしている方もいます。漁業者もいます。天城町の場合は、漁業者に対して一律15万円の支援金を支給したと新聞報道で見たことがあるんですよ。それに対して徳之島町は5万円、魚が売れないということは、漁業者も困っているわけですよ。そういうところまで支援できるようなことを今後考えてもらいたいと思います。

前の商品券、5,000円で1万円の商品券ですけど、5,000セット用意して、1所帯2セットまで買える、4,700ぐらいですから、恐らく2,000所帯ぐらいは買えなかった所帯があると思うんですよ。いろいろ支援事業、コロナ対策に対して支援事業やってますけど、恐らく、そういう方に対して、このような支援対策をしても行き渡ってないと思うんですよ。今後、恐らく今年も商品券の発行があると思いますけど、そのときには、前、買えなかった人には優先的に買ってもらうとか、そういう手だてはできないか、お伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

今まで行ってきました事業について、まだ、町民の方の意見とか要望とかをお伺いしてないので、令和3年度はアンケートとか取って、どういう、事業にとってはどういう意見があるのとか、要望とか、そういうのも検証して、その効果とか実績を踏まえて検討したいと思いますが、予算的な面も考慮して、考えてみたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

やっぱり町民の声を聞くことは大事ですので、よろしくお願いします。

4番目はほとんど今度の補正で組まれてます。老人所帯に対して、今まで老人だけに限定し

た、そういう施策はなされていないと思うんですよね、町のほうで。そういう点は考えられないか、お伺いします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在、介護福祉課のほうでは、子育て世帯並びに独り親世帯については、新型コロナウイルスの感染症による助成等を行っておりますが、老人世帯については、単独で老人世帯に行くという事業は、現在のところ行っておりません。また今後、検討したいと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

検討して、商品券を配るとか、そういうことを、手だてをやってもらいたいと思います。

5番目の行政改革について。

行財政改革をどのように進めているかお伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

行革につきましては、第5次徳之島町行政大綱の基本方策、具体的方策を中期的な視点と目標を持って行革を進めてまいりました。

各種補助金交付については、補助金等評価委員会による評価をもとに、過大な申請をしないよう、適正な補助金等に見直すよう指導してまいりました。

情報の発信については、ホームページをバージョンアップし、スマホ対応するなど利便性をよくして、3月の中旬頃から運用する予定でございます。

課の新設、統廃合については、花徳支所に北部振興室を配置いたしました。人事評価を導入し、給料及び勤務手当に反映し、公正公平な人事評価を行っております。再任用制度の実施により、退職職員の培ってきたノウハウを職員へ継承し、人材の育成に努めてまいりました。ストレスチェック制度を導入し、職員の体調管理を行い、よりよい職場の環境整備を行ってまいりました。激しい財政状況を踏まえ、徴収業務では、電子決済サービスなどを行い、収納方法の拡充、滞納処分の強化などを行うなど、自主財源確保に努めてまいりました。

歳出については、支出が膨張しないよう、各課にシーリングを導入し、さらに課内査定を行い、持続可能な財政基盤の構築が図られるよう、適切な見積りがない場合には査定の対象外とし、厳しい予算編成に努めてまいりました。しかしながら、近年、気象災害や地震が激甚化、頻発化していることから、防災の強化、世界自然遺産登録に向けた取組、北部振興への取組、保育士・幼稚園教諭の減少、新型コロナウイルス感染対策室の設置要請など、職員の業務は増加傾向にありますけれども、先ほど勇元議員がおっしゃられたように、町民目線で、町民目線より下の目線で、しっかりと職員の意識改革を行い、住民サービスの低下にならないように努めてまいりたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

何代か前の総務課長の時代、いろいろ問題はありましたが、行財政改革に対して一生懸命やってきました。これからも新総務課長がそういう姿勢で臨むように。

2番目の、現在の職員数、会計年度任用数の数をお伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

職員数は187名、会計年度任用職員は106名となっております。

○6番（勇元勝雄君）

192名ですか。

○総務課長（政田正武君）

187。

○6番（勇元勝雄君）

今度の当初予算のあれには192名って載ってますよね。今年の退職者数、来年の採用予定者数、よろしくをお願いします。

○総務課長（政田正武君）

定年退職者が7名、普通退職者が2名、希望退職者が1名の10名となっております。

令和3年度採用候補者、試験合格者が13名となっております。

○6番（勇元勝雄君）

退職者10名に対して3名の増になったのは、どのような理由でなっているのでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

先ほど行革のほうでも答弁いたしましたけれども、職務の増とか、今回はコロナ対策、感染対策室を設置するよう要請が来ています。各市町村では、3名から4名の職員を配置して、実際もう部屋をつくっているところもあります。そういうところを考えると、3名の増としております。

○6番（勇元勝雄君）

前、町長の答弁で、職員は60名に1名ぐらいが理想だということで、百八十何名ですか、そのような答弁がありました。現在50名、大体50名弱にしてるぐらいの採用ですけど、町長のそのときの答弁、現在の状況はどのように認識しているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前より、同一労働、同一賃金ということで進めることが離島における職員の活性化につながるだろう、地域の活性化につながるだろうというように考えております。

今後も、今、国のほうで、働き方改革の中で、会計年度任用職員が始まったわけでございまして、私どもはある程度の生産人口の確保と、そしてまた、しっかりと地域振興をするためには、実は、臨時よりもしっかりと正規雇用者を増加させて、そして不安定な臨時職員を減らすことが結果的に費用対効果を生むのではないかなというように考えておりまして、今

後は働き方改革の中で会計年度任用職員とのバランスが非常に鍵を握ってきてるなあというふうに考えておりますので、しっかりと今後の状況を鑑みて、職員採用についてはしていきたいというふうに考えています。

○6番（勇元勝雄君）

非正規雇用を正規雇用にする、それは理想は理想ですよね。町の財政を考えながらやってもらいたいと思ひ……。これは要望で聞いてください。

前の質問で、前の総務課長が公用車の集中管理をやるような方向でやっていくというお話が、答弁がありました。今の、現在の状況は、どのような状況になっているかお伺いします。

○総務課長（政田正武君）

現在、各課において公用車の利用状況ですね、時間や走行距離を集計しておるところでございます。

この集中管理につきましては、私も、財務のほうも、一括したほうが公用車の増にもつながらない、また今年度より各課の増車はもう認めないと、基本的にもう認めないということにしています。

今後は、頻繁に使う課においては、その課で管理していただくことになると思いますけれども、利用度が少ない課におきましては、鍵を総務課で管理して、パソコンで計画的に、あした使う、あさって使うという、会議室とか借りるような、そういうシステムに持っていきたいと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

公用車が多いからかは分かりませんが、何名かの方が、電話が来ました。公用車を乗って、自分の家に帰って、自分の家の仕事をしている、それは、前、副町長にお願いして、課長会で、そういううわさがあるから、現場、私は現場見てません。その一人の方は2回ほど、前言ったことはどうなったかということで確認が来ましたが、そういうことをぴしっと課長会でやって、職員の方にも下ろさない、役場職員はといううわさが出るんですね。副町長、これ、課長会でそういう話をしたんですか。

○副町長（幸野善治君）

まず、そういったうわさが出るというのは、私も残念に思いました。最近の若い職員、ここ10年近く前からの若い職員たちが公私混同してるというようなのは、私は聞いたことありません。まず、勇元議員から、課長会でも議論していただきたいということですが、それは、ある程度確証があって、本当にその職員が、名前も分かり、ちゃんと証拠があったら、私は、本人をまず呼んで、事実を確認します。必ず、注意したら必ずよくなりますので、それが分からないうちに、ただうわさだけでどうだこうだといった場合は、私たちが入った頃の役場の職員と今の職員と比べてみたら、勇元先輩にもそのときは少し議論したんですが、いわゆる勤務態度、

公務員としてのモラルは数段の格差の差があると思います。それで、ある程度確証があった場合には、私がもちろん、個人的に呼んで注意もしますし、課長会でも、もむつもりです。

ですから、確証がないのに、ただのうわさといって、ひょっとしたら、公用車を持って行って、ちょっとした時間にお茶を飲んでいったかも分かりません。自分の家の仕事をするなんていうことはとんでもないことだと思います。それにはあまりにも酷過ぎるなどと思って、私は課長会にはかけておりません。

○6番（勇元勝雄君）

確証を取るということは、その人間を特定しなければいけないんですよ。電話をしてきた人も確定しなければいけない。そういううわさがあるということだけでも、課長会で、気をつけてくださいということをやったらいいと思うんですよ。

次、美農里館について。

美農里館の当初から年度別の赤字と総額、農家の生産物の年度別の仕入れ金額をお伺いいたします。この資料は後でもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

当初からの年度別の総額と赤字について申し上げます。

平成26年度売上額1,316万7,756円、経費4,686万7,191円、差額マイナス3,369万9,435円、平成27年度売上額1,420万6,892円、経費4,978万8,215円、差額マイナス3,558万1,323円、平成28年売上額1,804万2,299円、経費5,961万5,373円、差額マイナス4,157万3,074円、29年度売上額2,439万7,130円、経費6,681万4,024円、差額マイナス4,241万6,894円、平成30年度売上額4,602万5,438円、経費7,779万1,695円、差額マイナス3,158万6,257円、平成31年度、令和元年度です。売上額4,238万1,088円、経費8,364万1,094円、差額4,068万3,106円。

次いで、農家の生産物の年度別仕入額と総額を申し上げます。

平成28年、原材料費625万4,387円、島内産農産物が308万8,506円、平成29年度、原材料費642万8,718円、島内産農産物が374万7,824円、平成30年度、原材料費607万3,165円、島内産農産物が249万3,702円、平成31年度、令和元年度ですが、原材料費が826万4,745円、島内産農産物が500万6,975円となっております。

令和元年度の経費が少し上がっておりますが、これはジェラートの機械が故障をし、それを買い替えたために少し上がりました。

このような会計をするに当たって、実際ならば、複式簿記にしたほうが、この経費についても少しは下げていけるのではないかというふうに考えております。減価償却費としてですね、そういったことも考えられるのかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

4,000万円以上の売上げがあるというのは、恐らく売店の売上げも含んでいると思うんですよ。恐らく2,000万ちょっとの売上げじゃないかと思うんですよ。

美農里館の当初の目的は、どのような目的だったのでしょうか、お伺いします。町長。

○町長（高岡秀規君）

美農里館の当初の目的は、当然ながら、6次産業化へ向けての加工業の確立であります。

その当時は、民主党政権下で公共事業がコンクリートから人へという時代があって、私が平成19年度になりました。そのときには、公共事業が恐らく半減するだろうと、我々徳之島では農業というものを確立しなければいけない。農業を確立するためには、必ず使えない商品が出てくる、それを加工業、6次産業化をすることによってある程度地域で回せるのではないかなということで、スタートいたしております。

今後、需要は恐らく高まるものだというふうに考えておまして、売り先でありますとか、あと、美農里館の工場内の中の動線が非常に悪いというものを感じていますので、今後は、そういう、動線についても効率化を図るべき時代、時期に来ているかなというように考えております。

○6番（勇元勝雄君）

6次産業化、1次産業を助けるために6次産業化ですよ。実際、農家からの仕入れ見たら、そんなに農家に対して、経費の割にはメリットがないと思っているんですよ。

2番目は飛ばして、現在試作している商品はあるのか、お伺いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

私が参りましてからですが、現在、ジャガイモをフリーズドライにして、何か加工品にできないかということで試案中であります。

特にジャガイモはフリーズドライ後に砕いてお湯で戻すとマッシュポテトのようになります。私なりにとてもいい感じがして、味と風味もいい感じがします。また、それをまたスープの具材とか、ジャガイモスープ、コーンスープのような形ですね、そんなふうにできないかとか、裏ごしをしてステーキソースの中に加えてステーキソースに使えないかとかいった感じで、今、いろいろと試行錯誤をしている状態ではありますが、そこにどれだけ島の特産品の島らしさを出すかということも一つの課題となってきました。ですから、今、それにシマアザミの粉末を加えるとか、南国のフルーツの風味を加えるとか、そういったこともできないかなというふうに、今、考えて、試案をしているところであります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

大量生産ができないんですよね。前、喜界に視察に行ったときに、喜界町の加工センターは、お店とかそういうところから原材料を持ち寄って、そこで加工して、そして自分の店に持ち帰っておるような加工でやってました。実際、6次産業化してできるような施設でないと思うんですよね、あの規模じゃあ。前、大手メーカーとの契約関係いろいろ、H A C C Pとかいろいろやりながらやってましたけど、その大手メーカーとの取引状況、また契約はできるのかできないのか、お伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

大手メーカーとの契約は、現在のところ行っておりません。商品についての取引は行っております。

また、相手方と提示定量のちゃんとした契約をするためには、それなりの、こちらもキャパを持っていないと取引ということでは、契約ということにならないと思いますので、向こうが言われるキャパに対応できるようなことになれば、契約も可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

向こうが言うような量ができるわけじゃないですよね、現在の施設では。美農里館ポテト、こんな大きい鍋で揚げて、年商2,000億ぐらいの会社と取引できるわけは、私はないと思うんですよ、まともな契約をしてですね。

前、その大手メーカー行ったとき、懇談会みたいなことがあって、そのとき会長、開口一番言ったのが、スピード感がない、そして売るものがない。その大手メーカーと話をして、もう何年たつんですか。全然スピード感がないんですよね。

そういう点を考えて、伊仙の百菜、民間に委託してます。美農里館は、ただでしてくれ言っても、やる人は恐らくいないと思うんですよ。ある程度のお金を出して、民間委託はできないかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

民間委託につきましては、まだ、時期的にはまだ早いのではないかなということと、今後懸念される、その、H A C C Pへの対応での人材が不足しているのではないかなというふうに思いますし、そしてまた、行政がやるが上での有利な面というのは、その美農里館のその世間的な信用度であります。

そしてまた、トップセールスにおいて、私が話をしたときに、決定権がある人と直接会えるということが非常に、営業面では有利に働きます。

今後、今、地域営業課の課長が話をしましたが、やはり、その勇元議員も認識されている、

その大量生産ということが、今、非常にネックになっているのが事実であります。

そしてまた、品物的には、ジェラートでありますとか、またジュースのラインも、ジェラートも衛生面で今ストップして、今、ようやく再開していますし、ジュースについても今までストップしておりましたので、それも衛生面でも原因であります。それをまた再稼働させるということを、今、取り組んでいこうということですが、民間委託につきましては、それなりの技術ないし設備等ができたときに、民間委託の時期が来るのかなあというように考えております。

○6番（勇元勝雄君）

それを待つ間に赤字はだんだん膨れます。それだけの能力のある業者をですね、業者を募集して、私は民間委託をするべきだと思います。これはまた次の機会に出します。

平成の26年か27年頃ですね、前の前ですね、総務課長に質問したとき、光ケーブルを北部地区とかいろいろ引くときには、公民館へ光ケーブル引いてやるという答弁がありましたけど、その後、その進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（政田正武君）

昨日も少しお話が出ましたけれども、令和3年度、高度無線環境整備推進事業を活用して、全世帯でのインターネット接続を可能とする光ファイバーの整備を進めております。

本月末から工事を始める予定でございまして、令和3年の10月頃には、徳之島町全域に、順次ネットサービスの提供が始まる予定としております。

業者さんに確認したところ、避難場所となっている施設、公民館等までには接続したいと、口頭でございましてけれども、今後はしっかりと確約書みたいなものを取って、しっかりとつないでいただく方向といたしまして、その後は、その使用料とか、Wi-Fiの使用料、そういうものは集落で支払うのか、町で支払うのか、また補助金を出して、集落のほうで払っていただくのか、そういうところは少し煮詰めてから検討してまいりたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

集落に払えというのは酷な話ですよ。行政のために集落に払いなさいというのは。

以上、これは町で持つような方向で検討してもらいたいと思います。

以上で、私の質問を、先ほど事務局のほうから、勇元さん、あと4回あるけど、あと1回質問しないかという話でしたけど、考えてみたら、あと4回あります。あと4回また、同じような質問が来るか分かりませんが、町長、また、よろしくお願ひします。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○3番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

令和3年第1回定例会、久しぶりの登壇でございます。

一般質問2日目、最後となりますが、お時間を頂きたいと思います。

コロナウイルスから1年余り、世界の経済状況が大きく変わりました。地域経済の停滞、毎日、ラジオやテレビから流れてくるコロナ感染者の情報に胸が苦しくなる思いです。感染療養中の皆様にお見舞いと、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。

我が国日本は、アメリカの製薬大手ファイザー社のワクチンを承認しました。その後、スケジュールが示されまして、今後、医療従事者や65歳以上の高齢者の方々に接種が進む予定とされております。

昨日、宮之原議員と竹山議員、そして本日、勇元議員も同様の質問をされましたので、ほぼ、私の質問がなくなってしまいました。同じ質問は飛ばしますが、そのほかについて質問をしたいと思います。

このファイザー社のワクチンですが、16歳以上と示されておりまして、当初予算では6歳から64歳、6歳未満と計上されている現状があります。まだまだ国の方向性が示されない中ではありますが、今後、16歳以下の子供たちについて、今後どのような対応を検討しているのかを、まずお伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

昨日も答弁しましたが、16歳以下については治験のデータがなく、日本でもまだ治験のデータがないので、今のところ、16歳以下について接種する可能性はないものと思っています。

以上です。

○3番（松田太志君）

宮之原議員と竹山議員がほとんど質問のほうを聞きまして、ちょっと不思議に思った面もあるんですが、65歳以上の方は接種される方、人数を先ほどお伺いしたんですが、この、医療従事者ですね、どういった従事者が含まれて、何人ぐらい対象となるのか、課長が把握されてますか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

医療従事者につきましては、徳之島町内800名ぐらいだというデータが出ています。病院関係者、西田歯科、歯科医院ですね、あと消防職員、あとそれに従事する方を含めて800人程度だということでございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

在宅で、独居で過ごされている65歳以上の方もいらっしゃると思うんですね。そういったと

きには、医師が自宅のほうで接種のほうをされるということだったんですが、接種をした後に、何時間か様子を見ないといけないと思うんですよ。そうなったときに、例えば、医師であったり看護師が、その時間帯、その場で待機するのは難しいと思うんですね。

例えば、訪問介護であったり、介護支援専門員のケアマネさんが対応する、そういった体制もつくられているんですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

その、接種後、約15分間置かないといけないというふうになってはいますが、在宅について、医者、看護師等がその家に15分いて、また次のところに行くかどうかについては、まだ詰めてないところがあるので、これからまた医療機関等と話を詰めていきたいと思っています。

以上です。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

様々な反応がテレビでもありますので、また、そこら辺も関係医療機関と詰めていただいて、話し合いをしていただければと思いますが、ちょっと不思議に思ったのが、医療従事者ではないんですが、獣医師、獣医師は医療従事者に含まれるのかどうかというのは把握されてますか。島内の畜産農家を回るときに、獣医が共済組合であったり、民間の獣医師が島内にいるんですね。そういった方は優先してワクチン接種をされるのか、そこら辺は、この関係機関との話し合いの中で出てきてますか。

○健康増進課長（安田 敦君）

医療従事者については、県のほうが取りまとめを行ってしまして、人数は800名ほどいるんですけど、その中には県の職員等も含まれているので、獣医師のほうも含まれているのではないかとと思っています。

以上です。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

また、確認していただいて、教えていただければ助かりますので、お願いいたします。

ここ最近になって、様々な国のほうでコロナウイルスが進化をしまして、変異株と呼ばれるものが広がりつつあるようです。私も調べましたところ、このファイザー社のワクチンは変異株にも対応できるというふうなことなんですが、インフルエンザと同様、コロナも進化してきますので、中には効かない時期が出てくる可能性もあると思います。

そういったときに、この行政と医療従事者との間で、こういった可能性があるというふうなことが出てきてますか。変異株に対して、どういうふうな対応をしていくというのはありますか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

変異株についての対処については、まだ何も情報がないところであります。

以上です。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

1年間、観光であったり、いろんな産業が停滞をしまして、ワクチンができました。さあ、これからとなったときに、5月には闘牛があるのか、オリンピックやパラリンピックが予定されています。人の出入りがどんどん増えてくると思うんですね。そういったところを注視しながら、また行政のほうも医療従事の方と連携を図って、このコロナワクチンに対して進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

少し早いですが、次に進みたいと思います。

保育士の奨学金制度について、お伺いをしたいと思います。

徳之島町の奨学金の現状について、担当課長からお伺いできますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

保育士奨学金制度の現状として、介護福祉課では、今まで町の奨学金は介護士等の奨学金のみを実施しておりました。保育士等に係る奨学金は今まで実施しておりませんでした。しかし、民間を含めて、保育士資格の有資格者の確保が年々困難を極めている現状等を勘案し、町内における保育士不足等の解消を図るため、徳之島町子ども・子育て会議でも議論を重ね、新たに保育士奨学生制度を本議会で議案として提案をさせていただいております。

内容といたしましては、看護師等奨学金と同額の月額3万円を上限として、保育士等養成施設への専門資格の取得を目指して進学する学生を対象として、奨学金の貸与を行うものです。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

この今議会で、条例のほうが上程されているようですが、本町の児童福祉施設等とは、これはこういった施設が含まれると把握されていますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

この条例において、児童福祉施設等といいますのは、次に掲げる施設をいいます。法に規定する児童福祉施設、学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条に規定する認定こども園、そして徳之島町役場となっております。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

本町の児童福祉施設等とは、民間であったり、町の保育園、幼稚園を含む、で、病院内の託児所もこれに含まれると伺っていますが、それでよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

ただいま松田議員の質問の施設なんですけど、後ほど確認して報告したいと思います。

○3番（松田太志君）

では、後ほど調べていただいて、お願いいたします。

この条例の中に、第3条の（2）に、5年以上保育士等として業務に従事する医師を有することとあります。子ども・子育て会議の中で様々な議論があったんですが、この奨学金を借りまして、学校を卒業して島に帰ってきます。5年間、この町内の児童福祉施設に勤めると返さなくていい条例になるわけですね。ここが重要で、3万円という金額になるんですが、財務のほうとも少し話がありました。ほかの離島、ほかの島等ではこの5年間働くというのが、例えば10年間であったり、倍の期間になるんですね。しかしながら、それが徳之島町内の児童福祉施設等に勤めると、5年間でそれが返さないでよくなるというふうなことでした。借りる側としては、大変ありがたい奨学金制度でして、今後、保育士が不足してくる中で重要な条例になってくると思うんです。

何年か前の議会のほうに、私もぶり奨学金というふうな制度ができないかというふうなことでした。まして、ふるさと納税の基金が、積立てができて、形ができつつあるということで、今回、なったということです。

高岡町長、保育士不足で、今後、徳之島の保育現場、子育て環境をどのように見据えているのか、町長の考えを教えてください。

○町長（高岡秀規君）

保育士の不足につきましては、以前より、子ども・子育て会議でも話が出ておりまして、何年か前に研修等を、みなし保育士ですかね、というのを行いました。保育士の免許を持っているにもかかわらず、それが活かされていないということもございます。

今回、それを言っているのは、なかなか解消できないということで、今回の奨学金制度がありますが、我々は5年間、保育士を務めれば返さなくていい制度は、私は帰って、徳之島で住んでいただくという、そしてまた住みやすいまちづくりをすることによって、5年が10年ってなると思うんですね。それを例えば最初から10年、20年ってしてしまいますと、もしかしたら、その制度を利用しない可能性もあるということで、私どもが目指すべきは保育士不足の解消ということと、子育てしやすい、待機児童をゼロにするとか、そういった環境を整えて、さらに

徳之島で一生過ごしたいというまちづくりも兼ねて、一括して、トータルでまちづくりをしなければ、なかなか人材は集まらないのかなというように考えております。

○3番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

熱い思いを受け止めました。この奨学金制度を機に、徳之島町に根づいて、そしてこの島で暮らしていく人づくりが大事なんだと思います。

保久課長、この奨学金制度は、今、在学中の生徒さんも使用ができるんですか。もし、使用ができる場合には、どういった周知をしていくのかというものと、あと、今、3月ですね、進路、そろそろ決まっている学生たちがいると思うんです。そういった高校生たちに、この条例が制定された後にどういうふうに周知していくのか、分かる範囲でお答えできますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在、高校3年生で保育士を希望されている生徒につきましては、去年の6月に徳之島高校へアンケートをお出ししております。その中で、現在3年生がその保育所関係の学校に進学する方が何名いるかとか、アンケートを取っておりますので、その中に、徳之島高校ですので、3町の一応生徒になります。その方が令和2年度、現在3年生なんですけど、6月の段階で5名ほど進学の予定ということで伺っておりますので、この5名の方には、徳之島高校のほうへこちらのほうから説明して、こういう制度があるということは周知しておきたいと考えております。

それと、現在、そういう保育所関係の学校に在学されている方につきましても、後ほど確認して、連絡のほうをしていただきたいと思います。連絡いたします。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

3町で5名の方々が保育関係に進みたいということですので、保育だけではなく、4年大の幼稚園教諭も含まれますよね。含まれると伺っております。また、そういった方々もこの奨学金制度を使えるように、周知のほうをお願いいたします。

それでは、奨学金制度については終わりました、次の質問に行きたいと思います。

農地売買時の特別控除についてお伺いをしたいと思います。

島の産業である農業は、農家の高齢化に伴い、次世代へバトンをつなぐ際、農地を売買すると受けられる控除等、優遇措置の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

○農業委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

農地売買により課税されるものには、譲渡所得税や住民税などがあり、租税特別措置法の規

定によると、農地保有の合理化等のために譲渡した場合などに譲渡所得の金額から一定の金額を控除できることがあります。

課題といたしましては、農地を売買しようとするときにはあらかじめ税務署等、税理士、農業委員会、また地域の農業委員さんはまず大事だと思います。そこに相談することが大切であると思います。

以上です。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

ちなみに、過去3年間、農地売買がどれぐらいの件数があったのか、把握されていますか。

○農業委員会事務局長（藤 康裕君）

平成29年からでよろしいですか。

○3番（松田太志君）

はい、いいです。

○農業委員会事務局長（藤 康裕君）

平成29年に35件、平成30年に44件、平成31年度、令和1年に52件、令和2年36件。で、3年度、今年ですね、今年がこれまでに9件入っております。

○3番（松田太志君）

先ほどありました、この過去5年間で、例えば控除の対象となった、控除で農地売買をした事例などもありますか。

○農業委員会事務局長（藤 康裕君）

今、上げた件数の中には入っておりません。

○3番（松田太志君）

今議会に、新しい農業委員の方の選任がありますが、こういった控除も、農業委員さんたちのほうで検討していただいて、前のほうに若い担い手を発掘していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4項目めに行きたいと思います。

死亡獣畜についてお伺いをしたいと思います。

家畜が死亡した際に、県知事の許可を得て土葬を行っている現状でございます。

今後の対応と農家の反応、いろいろ畜産関係で話が進んでいるというようなことですので、担当課長からお願いをします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

まず、状況についてであります。

令和2年度に徳之島3町で死亡した牛の頭数は729頭、うち96か月以上でBSE検査で家畜保健所等で焼却処理した頭数は115頭、残りの609頭が埋却処分されております。

死亡した家畜は、月例にかかわらず、定められた施設で適正に処理しなければならないというふうになっておりまして、許可なく埋めたり、捨てたり、焼却することは法律で禁止されており、不法な処理や投棄は法令によって罰せられることになっております。

しかし、現在まで徳之島においては、死亡獣畜処理施設等がなく、やむを得ず適正処理ができないということで、農家個々により、県保健所に死亡獣畜の特別処理許可の申請を行い、許可を受け埋却、基準に従い埋却しているところであります。

この死亡獣畜処理、適正処理については、ついでの問題は、かなり以前より課題とされておりましたようでありますけれども、処理施設設置の検討を含め、平成26年頃より継続して話し合いが持たれたものの、方向性が定まらず、現在に至っております。

近年、肉用牛の飼養頭数増加とともに、肉用牛の死亡事故件数、頭数も年々増加していること、自然及び生活環境、衛生面において、問題を考えると緊急課題だと捉えております。

今後としては、現在、新たに民間業者の自主事業で、死亡獣畜適正処理施設が整備されるということなので、県は法令に従い適正な処理を求めていくとのこととあります。

死亡獣畜に関しては、産業廃棄物の対象ですので、事業者である畜産農家に対し、適正処理を求めていくことになるものだと考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

高城課長、ありがとうございます。

先ほど課長の説明で、県は法令に従い、適正処理を求めていくとのこととありますが、今後の方向性とか、そういったものが話された現状があるようですが、それを説明いただけますか。

○農林水産課長（高城博也君）

つい先日でありますけれども、町も交えまして、先般、3月2日に畜産農家代表並びに民間業者、県、関係機関と話し合いがありました。この問題については、方向性が決まらないというのは、急に、こういうふうな形で出てきておりますので、農家の意見としては、かなりいろんな、困惑したことが出ております。

まず、農家の意見としてちょっと紹介したいと思っておりますけれども、まず、頭に、このような農家説明は設置を決める前にやり、農家の同意を求める必要があったのではないかと、はっきりとした農家の意見でありました。

畜産農家は、これまで認められていた処理が、民間業者の施設設置による介入で認められないことに対して不満が、許可権限者、県ですね、と民間業者へ向けられているような感じも、

私としては受けられました。

また、説明と一定の猶予期間を設けないばかりか、処理手数料の提示がないまま、法令の運用転換により規制がかけられ、厳しくなるのは納得いかないというふうな意見もございました。

また、畜産農家を中心とした協議会をして検討するまで、一定期間、施設利用と特別埋設の併用による猶予期間は設けられないか、また、その間、農家が検討する間、施設への許認可の保留はできないかとか、そういうふうないろんな意見が出た中で、こういったものを含めた中で、行政のほうは、町のほうとしては、この処理業務主体の明確化と、あと処理手数料、価格の問題とか、そこら辺をいろいろ農家、JAさん、県等々の関係機関との会議の中で、解決を図っていこうと考えております。

十分に、私のほうも、農林水産課に来てから十分思いのことははっきりと意見をしているつもりであります。今回、農家説明の中では、十分に農家の意見を聞こうと思ひまして、聞いてきて、このような答弁になりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

高岡町長、この家畜の土葬をしている現状、そして、この3町と農協さんとの関係を、今、課長から聞いた上で、どのように捉えていますか。

○町長（高岡秀規君）

まず、産業廃棄物ですので、産業廃棄物につきましては、その事業者が責任を持って処理するのが原則でありますね。我々、その、加工業にしても、産廃については、自らが動いて、自らが処理の方法を探すというのが原則ではあります。しかしながら、今回の問題等につきましては、まず許認可は県のほうがあるんですが、やはり、その、急に今までと規制が変わって手数料が発生するとなると、当然、処理を任せる業者としては困惑するのは当然のことだろうとは思ひます。

今後は、その業者が、民間業者は、常にビジネスというものは困ったところがあるからこそ、それを助けるためのものを供給するというところでビジネスが成り立つわけですね。だから、理念は間違っていないと思ひしております。

そこで、今後は当初、我々がその話を聞いたときは、農協が競りも全て担っているし、あと、共済の保険ですね、死亡牛については共済の保険が利きますから、その共済も農協を通すわけです。その農協は、やはり畜産農家のために何をしたらいいかということで、もし、この死亡牛の処理について問題が発生すれば、やはり農協主体で町を巻き込んで、ほいで、畜産の振興会もあるわけですが、それぞれ巻き込んだ中での協議をするというのが、最初、行ふべきことだったのかなというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

私は、この問題について犯人捜しをするわけではないんですが、業者の方も大変御苦労があり、様々な情報収集をされて、天城町の役場のほうにも伺ったそうです。ただ、農家さんの中には口調が強い方もいらっしやいまして、相当なショックも受けていると、すごい残念で、こういう話も伺ったものですから、ちょっと、こういった場ではありますが、この物事が前に進むために取り上げさせていただきました。

先ほど町長が言われました、産業廃棄物になるんです。畜産振興となりますと、皆さん、前向きになっていろいろと取り組むんですね。ただ、牛が死亡したりすると、なかなか前に動かない。

それで、振興会の中には、共助金制度がありまして、ただ、この死亡したときの共助金制度はないんです。例えば、子牛を競りに搬入するときに事故があった、そういうときは共助金から保険を出そうとか、そういった仕組みがあるんですが、この死亡牛のときには、まだ共助金制度がない状況ですので、そういった共助金制度、まず、自分たちで積立てをしようという話は出ています。

ただ、去年から今年にかけて、コロナのこともありましたので、1年間、なかなか動きづらいこともありました。今後、加速していくと思いますが、町外でも、こういった別の動きもありますので、そこはやはり農家さんが、あまり負担にならないように。で、一番大事なことは、農家さんも業者さんもお互い対話をする必要があると思うんです。高いだとか、安いだとかではなくて、町長が先ほど言われました、産業廃棄物として出てしまったものをどう処理していくか、そういったものに対して前向きに話を進めていければと思いますので、高城課長、今後の方向性としては、どういったことが前に進む、例えば、窓口が決まりました、ほかの振興会として、どういった動きがありますというのを伺ってますか。

○農林水産課長（高城博也君）

まだ、3月2日、議会の前にありましたので、なかなか、そういう話は出てませんが、この議会が終了した時点で動こうと思っております。まだ三ヶ町の課長と町長と恐らく財政を伴いますので、必要があれば、総務課長等も参加していただいて、まず、行政として何ができるかを、ある程度、形をつくって、ちょっと行政としてどういうふうな形でやるかというのを調整したいと思います。

農家の中では、協議会を設置するというふうな形になっておりますので、私はもう非常にいいことだと思います。農家から立ち上げて、農協さんを巻き込んで、そこに対して、やはり町、行政が一番そこで加勢をするというふうな形が一番望ましい形だと思います。

ですから、そこにきっかけをつくってあげるのはやはり行政、県がやはりやっつけていかなきゃいけないなと思っておりますので、そういうふうなきっかけづくりはやって、その話し合いの

場は提供していきたいと考えております。

その前には、まず3町の足並みをそろえてやる必要があると思いますので、議会終了時には、早速動いてみたいと思います。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

今後、世界自然遺産登録も見据えながら、島の一大産業である畜産も、若手も少しずつ増えてきつつあります。こういった、グレーゾーンではないんですが、難しい問題になりますが、少しずつでも前に進んでいければと思いますので、またよろしくお願いします。

それでは、最後の質問に行きたいと思います。

徳和瀬住宅について、お伺いをしたいと思いますが、その前に、昨年末、徳和瀬集落において火事がありました。その際、年末にかかわらず、大変多くの役場職員の方々が、そしてまた消防団、消防の関係者が消火にあたっている姿を見まして、私も本当にありがたい気持ちになりました。この場をおかりしまして、感謝を申し上げたいと思います。

住宅についてなんですが、集落が本当に待ち望んだ住宅であります。この規模とタイムスケジュールについて、担当課長からお伺いできますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

徳和瀬住宅につきましては、社会資本整備交付金の公営住宅等整備事業を活用し、現地建て替えを行います。

規模といたしましては、木造平屋建て、2棟4戸3DK、1戸当たりの床面積は74.7平米を計画しております。

タイムスケジュールについては、令和3年3月実施設計業務委託、令和3年7月、本体工事、附帯工事を発注、令和4年2月の完成を予定しております。

○3番（松田太志君）

平成28年の6月に議会で質問をしました。それから3、4年ですか、経過しまして、建てる場所は同じ場所でいいわけですね。

○建設課長（亀澤 貢君）

現地建て替えということで、同じ場所だと考えてよろしいです。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

徳和瀬集落は、本当に多くの子育て世代の家庭が過ごしておりまして、おとしですね、去年はいろんな行事を自粛しましたので、おとし、十五夜であったり、いろんな行事を子育て世代の方たちが持って、地域の高齢の方々と一緒に盛り上げていくんですね。ただ、しかしな

がら、家を、借家を借りて住んでる方からこういう相談がありました。ようやく借りて徳和瀬に住んで、子供が友達もできて、したんだけど、内地から持ち主が帰ってくると、家をもしかしたら出ないかもいけないというふうな話もありました。そういった中でも、やはり同じ徳和瀬に住みたいんですね。今後、建てられて、建設課のほうで募集をすると思いますが、こういった相談もあるかもしれないというふうなことも検討していただければと思います。

そして、徳和瀬には産業の南西糖業もあります。こういった産業も支える方も、この子育て世代にはいますので、今後とも、この徳和瀬集落の住宅のほうを見守っていただければと思いますので、お願いします。

人口減少が進む中で、島に帰り、子育てをしたい若い世代の安心して住み、子供を育てられる環境づくり、今後も徳之島町へ望みまして、私の質問を終わる前に町長から一言頂けますか。何の子育てのことをしているんだというふうなことではなくて、こういった子育てをしているのが肌で感じてきましたので、町長の口からちょっと一言伺いたいと思いますので、お願いします。

○町長（高岡秀規君）

話、すれば長くなるんですが、実際には、どういったことで、例えば、その、特殊出生比率に響いてくるかっていう研究がございまして、以前にも答弁したんですが、アメリカで幼児教育というもので研究がございまして、その中で、結果的にお金をあげる政策と、そして待機児童をなくす場合と、特殊出生比率はどちらが有効に働くかとなったときに、待機児童を減らすことが結果的に効果を生むということが、もう大分前にあったわけですね。それで、松田議員が最初、当選してすぐに待機児童の話をしましたよね。そして、保育士が不足だという話をしました。そして、亀徳保育所にも増員、そして常山保育所も増員を積極的に町として取り組みました。そしてまた、ゼロ歳児から2歳児でも積極的に取り組んで、今、待機児童はほぼゼロなんです。でも、今後はゼロ歳児から2歳児がさらに増えてくるということが予想されますので、保育環境というものはさらに強化しなければいけない。そして、なおかつ、いみじくも平成29年度までの特殊出生比率が、徳之島は全国で3位になりました。2位が伊仙町です。そして、1位が沖縄だったと思います。そのときに、29年といいますと、我々は、例えば、出産祝い金でありますとか、医療費の無料化でありますとか、保育料無料化とかっていうことはしていません。やってきたのは、待機児童のゼロを目指してやってきました。だから、しっかりと費用対効果を生むためにどうしたらいいか、そして、子供の将来を考えたときにどういう子育て環境を整えればいいのか、親のためではなく、子供のためにどうしたらいいかということ、今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

町長の熱い思いを受け止めまして、私も切磋琢磨してまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月8日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時57分

令和3年第1回徳之島町議会定例会

第3日

令和3年3月8日

令和3年第1回徳之島町議会定例会会議録
令和3年3月8日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

広田 勉 議員

○日程第 2 議案第 6号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 3 議案第 7号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定につ
いて ……………（町長提出）

○日程第 4 議案第 8号 徳之島町保育士等修学基金条例の制定について
……………（町長提出）

○日程第 5 議案第 9号 徳之島町保育士等修学資金貸与条例の制定について
……………（町長提出）

○日程第 6 議案第10号 徳之島町営農研修生育成基金条例の制定について
……………（町長提出）

○日程第 7 議案第11号 徳之島町前処理施設使用料条例の制定について
……………（町長提出）

○日程第 8 議案第12号 徳之島町自動車等放置防止条例の一部を改正する条
例について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第13号 徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第14号 徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について ……………（町長提出）

○日程第11 議案第15号 徳之島町浄化槽に関する条例の一部を改正する条例
について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第16号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正す
る条例について ……………（町長提出）

○日程第13 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新
庁舎新築工事（1工区）） ……………（町長提出）

○日程第14 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新
庁舎新築工事（2工区）） ……………（町長提出）

- 日程第15 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新
庁舎新築工事（3工区））……………（町長提出）
- 日程第16 議案第20号 物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促
進事業（3工区））……………（町長提出）
- 日程第17 議案第21号 工事請負変更契約の締結について（亀津幹線管路築
造工事（7工区））……………（町長提出）
- 日程第18 議案第22号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第19 議案第23号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第20 議案第24号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第21 議案第25号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第22 議案第26号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第23 議案第27号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第24 議案第28号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第25 議案第29号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第26 議案第30号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第27 議案第31号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第28 議案第32号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第29 議案第33号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第30 議案第34号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第31 議案第35号 農業委員の選任について……………（町長提出）
- 日程第32 議案第36号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）について
……………（町長提出）
- 日程第33 議案第37号 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
4号）について……………（町長提出）
- 日程第34 議案第38号 令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について……………（町長提出）
- 日程第35 議案第39号 令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4
号）について……………（町長提出）
- 日程第36 議案第40号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4
号）について……………（町長提出）
- 日程第37 議案第41号 令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）につい
て……………（町長提出）
- 日程第38 議案第42号 令和3年度一般会計歳入歳出予算について……………（町長提出）

- 日程第 3 9 議案第 4 3 号 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
について …………… (町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 4 4 号 令和 3 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算
について …………… (町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 4 5 号 令和 3 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算につ
いて …………… (町長提出)
- 日程第 4 2 議案第 4 6 号 令和 3 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に
ついて …………… (町長提出)
- 日程第 4 3 議案第 4 7 号 令和 3 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に
ついて …………… (町長提出)
- 日程第 4 4 議案第 4 8 号 令和 3 年度水道事業会計歳入歳出予算について
…………… (町長提出)

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	政田正武君
企画課長	村上和代君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	水野毅君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清山勝志君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許可します。

○11番（広田 勉君）

おはようございます。

令和2年度の最後の議会、最終質問者となりましたが、昨年の12月議会での積み残しがありましたので、この分は次回にしますと外しておいたら新しい課長になっておられますので、優秀な人材の適材適所での人事でございますから、今年は衆議院議員選挙もあり、就任早々でございますから大変であるんですけど、しっかり申し送りはなされているというふうに思っておりますので。また、我々議会にとっても、1年後の来年の3月には改選もございます。そういった意味で、詳しく質問をさせていただきます。わかりやすい御答弁を選管事務局長には特にお願いたしまして、11番の広田が6項目について順次お尋ねいたします。

まず、第1項目めの教育についてでございますが、今までは教育委員会には3月議会では私はほとんど質問を出していませんでしたけども、それは教育長の出張があるということもありまして、議会中の不在が必ずあるということもわかっておりましたので質問を控えておりましたが、何年か前から構わんよとおっしゃるので、3月議会でも教育関係のほうの質問をさせていただきます。

今回は、施政方針と予算書が大分後になって遅れてきたものですから、それを見ないといけないと思って待っております、急遽、質問事項と質問順を変えさせてもらって、質問もギリギリに提出となったような次第でございますけども、今年度の予算書を見て、初めてようやく東中の進展が目に見えたということでありました。

東天城中学校の新校舎建替基本設計業務委託が1,100万円の予算措置がされておるのを見ました。何回も言うんですけども、亀津中学校の時の業務委託料は720万円計上いたしまして、紙代だけでいいということで8万円で当時は落札されております。

東天城中学校の規模、そういったものに対してお尋ねしますけども、まず、生徒数は何名を想定されておられるのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

生徒数としましては、幼小中の再編計画に基づいて、北部の中学校が統合になった場合も考えて50名を予定としています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

そうしましたら、教室はいろんな教室がございますんですけども、ただ生徒が入る教室だけじゃなくていろんな教室がございますけども、大体幾つぐらいを予定されていますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

教室の数としましては、今使っている教室と特別教室を全て想定して、また、プラスの、ICTの使える教室とかを想定していますので、数としては大体今の教室と同じ数プラスアルファで想定しています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

幾つぐらい。

○学校教育課長（尚 康典君）

数としましては、今使っている教室なものですから、あとでまた数えてお答えします。すみません。

○11番（広田 勉君）

わかりました。生徒さんが大分減ったりいろいろして、余裕教室が各学校にできたり、いろいろしておりますので、そういったものをいろんな利用で使っておったりしますし、いろんな想定をして教室の数を決めないといけないというふうに思っておりますので、また後でお願いします。

それで、大体建物自体は何平米ぐらいの建物を想定されているか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

面積としましては、一応、2,000平米を考えております。

○11番（広田 勉君）

この中学校は以前からも何回も申し上げているんですけども、創立50周年の間に3回も浸水を引き起こしている場所がございます。そういった意味で、教室の位置関係は非常に慎重に、みんなで検討をせんといかんと思っておりますんですけども、向き、位置をどのようなお考えでありますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

位置としましては、今考えているのは、現在の自転車置き場のほうに新校舎を設置したいと考えております。

向きとしましては、そちらになりますので、北向きを考えております。

○11番（広田 勉君）

亀津中の場合はグラウンドのかさ上げがありましたけれども、東中の場合もそういったことも一応は想定はされておられるのでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

かさ上げにつきましては、今後の状況を見ながら検討をしていきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

1,100万円というこれだけの大きな予算でございますので、私の素人考えでございますけれども、これまでにない斬新なデザインのコンセプトを依頼されたはずですが、今までの校舎との大きな違いは何でしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今までの校舎との大きな違いはそこまではないんですけど、一応、バリアフリー化とか、ICT活用を推進、北部でICT化を進めていきたいとも考えていますし、コミュニティスクールの導入に向けた地域との連携の場としての学校活用も考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

亀津中学校を造るときも、沖永良部を何回か視察、個人的にも何回も行ったりしたんですけども、知名中学校なんかはホールも作ったりしているんです。それと、あと、床下には炭を入れたりして湿気取りを入れたり、いろいろな工夫をされておるんです。そういったものも、いつも言うんだけど、教室というものはただ四角いものを、空間を作って、はいどうぞというわけじゃ、絶対やっちゃいかんというふうに思っております。やっぱり空気の流れ、そして、学びやすい、そして、先生方と生徒の視線の死角のない学校の作り方とか、いろいろ、そういったものを加味していかないと、ただ四角いものを作って、はいどうぞというふうな作り方でしたら50年先まで持たないというふうに思いますので、その辺もしっかり、今後、皆さんでたたき合いをしながらいいものに、せっかく作るんだから、どこにもないような、これだけの予算を決するんだから、斬新な、うわっというふうな校舎をお願いしたいと。

今後のタイムスケジュールとしてはどういうふうにお考えでしょう。

○学校教育課長（尚 康典君）

考えているのは、来年度に基本設計を終わらせて、そのあと実施設計を早い段階でしてい

たいと思います。新庁舎建設が終わって、そのあとに東中の建設だと思っていますので、そのあとまた実施設計にいけるようにやっていきたいと思っています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この予算書の中で山小学校の予算措置はないんだけど、東中よりも山中のほうが校舎的にも非常に古くてもろいというふうに私は思っているんだけど、これはどうお考えでしょう。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

山小学校につきましては、前から申し上げておりますとおり、今年度で完成します学校長寿命化計画に基づいて、今後、検討していきたいと考えています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

東天城中学校で大変時間を取られるとは思いますが、山小学校も同じような状況でありますので、どうされるかをきちっと方針を立てて、どういうふうにするというふうなものを住民にお知らせしていけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、下久志分校が廃止になっておると思うんだけど、大分時間がたちますけども、これは利用方法は決まりましたでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

下久志分校につきましては、令和2年4月に文科省に廃校の届けは出しまして、今現在、下久志の集落でもバザーとか集落行事で活用はされているんですけど、また、井之川中で年寄りとのふれあいとかで活用してありますが、今後また集落のほうと協議をして進めていきたいと考えています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大和村にしても、あちこち空き教室、喜界島でも見ましたけども、喜界島なんかは志戸桶の小学校でしたか、長命草の加工場にしたり、あと、大和村の円小学校なんかは、ある画家が、絵を描く人のアトリエにして使ったり、いろいろされておるんですけど、いろんな使い方があるとお思いますので有効に、せっかくの空きスペースですので、全て有効利用を希望いたしますので、お願いいたします。

先月の南日本新聞の投稿欄に、「遠隔授業が広がれば」という題で、花徳小学校の5年生の投稿がありましたので、親が言えないので私がかいつまんで紹介いたしますが、「私は大勢の前で発表するのが苦手でしたが、遠隔授業をたくさんすることで苦手だと感じなくなって

きました。離れていても同じ時間に同じ授業ができる遠隔授業はすばらしい、遠隔授業という勉強の仕方がもっと広がれば、もっと楽しい授業ができそうでわくわくします」という投書がございましたが、その楽しい遠隔授業はどのように今はなさっておられるのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

徳之島町では、27年度から文科省の実証事業で、北部4校で今現在、遠隔授業を実施しております。2月9日にも4校を結んで、大島地区の指定を受けて研究授業を行ったところであります。

あと、花徳小の生徒が載った記事は、多分、11月5日に行ったソフトバンク社のペッパーを使っての花徳小とつくば市の小学校、和歌山市の小学校を結んで行った防災遠隔授業の感想だと思います。

今現在、徳之島町では、本年度、母間小も滋賀県の草津市の小学校と12月に遠隔授業をしましたし、北海道の占冠小と遠隔授業を実施しました。また、2月の中旬には、東天城中学校も石巻市の大川小学校の語り部、小学校の父兄の人と防災教育の遠隔授業を実施いたしました。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この議会は世界へ発信されておるわけですが、職員とか、技術者何名かがはりついて機材を担当していますが、学校ではどのようになさっているのでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

議員の質問にお答えいたします。

遠隔教育については、今、北部4校でテレビ会議システムというシステムを入れてやっております。ですので、そのシステムに基づいて、そこにはインタラクティブ電子黒板とか、それから、いろんなソフト関係も入っておりますので、それを使ってやっているというのが1つです。

それから、今回の新型コロナウイルスでズームということで、ほかの全国の学校も使っておりますので、今回の遠隔はズームを使ったもの、それから、北海道の占冠小学校とやっているんですけど、そこは同じ機種の遠隔の機材を使っていますので、それを使った授業を実施をしているところです。

そのあとに東京の防災センターとか、そういったような専門機関等を結んだ授業も、今、展開をしているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

前に私が受けていた鹿児島大学の大学院の授業もそうでしたけども、教授、学校におられる

大学院生、そして、島で授業を受けている我々と3次元中継をいたしまして、我々のところには必ずスタッフがずっと調整のために毎日座っておられたわけですが、機材の調整をやり、大学では大体大学院生が自分でずっとカメラの調整とかいろいろやっておられましたが、そのような調整とか、そういったものはいらんものでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

先ほど申し上げましたとおり、平成27年度から文科省の実証事業を行っておりまして、そこから遠隔の機材を入れておりまして、当初は先生方も機材の設定とか、少し苦勞した部分もありますけど、現在はほとんどの先生方で、自分たちで設定して、今、ズームも非常に簡単になっておりますよね。ですので、非常に手軽に遠隔が、オンラインの授業ができるということのございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

我々は授業を受けながら、ずっとそこで担当者が機材を触っておりましたけども、あれを見ると大変だなというふうに思いましたけど、先生方がこれでやっていただけるんでしたら非常に楽でもあるし、いいんじゃないかと思っておりますけども。

昨年の2月の代々木フェスタに行きまして、そこに前の文部大臣の柴山昌彦衆議院議員が来られて、ちょっとお話をしたんですけども、徳之島というものの自体はあまり知らないんですけども、徳之島町が遠隔授業とか、こういったものに取り組んでおるということは知っておられたような感じだったんです。文科省のほうでも大分浸透されておるんじゃないかというふうに思っております。

総合案内所とかいろいろございますんですけども、ペッパーでも借りてきて、そこに置いておけば非常にいいんじゃないかなと。鎌倉病院に行ったときに、鎌倉病院の受付にペッパー君が立っておって、ずっといろいろしておりましたんですけども、そういうふうな、ソフトバンクともっとお付き合いして、ペッパー君を総合案内のところに置いておくとか、そういったこともいいんじゃないかというふうに思っていますので、さらなるこの事業の推進をお願いしたいということでもあります。

それで、次の令和の日本型教育の構築を目指してとの中教審の答申が、令和4年度をめどにあったようだけど、これに対して、今後どのような対応をなされるのかということなんですけども、まず、小学校高学年で、令和4年度をめどに教科担任制を導入するとあるが、今ある専科との違いはどんなもんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

教科担任制につきましてですけど、本町では既に趣向的に実施をしています。少人数の学校

で県のセット加配を利用して、英語と理科の専門の専科の先生を配属して、その先生に2校、母間小、花徳小を行き来して高学年の指導を行っています。それとはまた別に、井之川中学校でも独自に英語と理科の先生を神之嶺小学校へ派遣して、高学年の英語と理科の授業を担当してもらっています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

以前から理科の専科というふうなものはずっと聞いておったんですけども、この間、社会の専科というお話を聞いたことがあります。そして、この間、亀津小学校で音楽の先生もいらっしゃるというふうなことを聞いたんで、だんだん専科の先生が増えていかれるのかどうか。

○教育長（福 宏人君）

文科省のほうで、議員がおっしゃるとおり、中教審の最終答申が1月に出されました。中教審の答申の中で、今後の令和の新しい日本型の学校教育を考えるということで、これから、今後10年を見通した形で、新しい教育を進めようということでもあります。

いろんな目玉がありますが、その1つの大きな柱として、教科担任制というものが導入されると、令和4年度までございます。

離島、へき地において一番問題になるのが、少人数とか、複式の中で、いわゆる専科指導ができるかということが、定数関係も併せて議員が一番心配されているところだと思います。なぜ、今、この教科担任制というのが言われましたかということは、中1ギャップとか、高学年と中学校の教科の違い、それから、教え方の違いということ、非常に中1ギャップというのが言われてきて、そこを滑らかに接続するというところで、国のほうも教科担任制というのを打ち出しております。

その試行というような形でもあるんですけど、本町でも先ほど課長のほうが答弁いたしましたとおり、これまで理科の専科とか、音楽の専科はもちろんありましたが、例えば英語の専科、これにつきましては、少人数では学校だけの先生は実数じゃ置けませんので、今、文科省の部会での考え方は、例えば学校群、東中校区で考えますと、東中、花徳小、母間小を1つの学校群というような形、1つのグループ、そういうふうにして、例えば中学校の先生もおりますので、その中学校の数学の先生を小学校の算数、社会の先生を小学校の社会と、そういうふうにして、高学年を中学校の教員を使った実施をすると、そういったこと、それから、セット加配ということですので、近隣の、例えば母間、花徳、山小を回って1人の先生が教科を教えると、そういうような新たに教員を、定数を配置して、そういったような方向になるということですので、離島の少人数の学校についても、決して不利になるというようなことはないというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

少人数の学校をどうするか。どうするかじゃないんですけども、例えば一番わかりやすいのは、甲子園に出る野球のチーム、いい監督が、いい選手も集まるかもわかりませんが、しょっちゅう常連校となっているということは、指導者によって子供も大分変わるんじゃないかなというふうなことをいつも考えておるものですから、例えば専門じゃない先生方が兼任しなくちゃいけないと、そういう指導者を、なるべく平等に指導していただけるようにするにはどうしたらいいかって私もいろいろ考えたりしたことがあるんですけども、職員室を別に置いておいて、先生方がずっと学校、専門の授業のときにそこへ行って先生方が全学校を回るとか、コロナでオンライン授業が大分流行りましたので、これが有効であれば、へき地だからとか、どうのこうのとかいうふうなあれはなくなるんじゃないかなあというふうにも思います。

それで、今度の答申の中で、小中学校の免許状併有を促進するために、教職課程で共通科目を増やすと。学生の学ぶあれに返ってくるようなこともあるし、あと、特別支援学校の設置基準を設け、教育不足解消のための新築、増築を進めるとあるが、とにかくほかにもいろいろ答申はあるみたいですけども、こういったことで、新築、増築は我々のところはそう必要ないと思うんですけども、先生の配置、これを本当の専門が必要なときは専門の先生が配置できるかどうか、そういったもので不利がないかどうかを一番懸念をしているところで、今、教育長は不利はないとおっしゃるんですけども、もう少し詳しくお願いします。

○教育長（福 宏人君）

議員がおっしゃるとおりの心配もあると思いますが、先ほど申し上げましたとおり、まず、今回の新しい答申の中で、先ほど申し上げましたが、教科担任制、それから、ICT化の推進による教育の格差をなくそうというのが、1つの考えがあります。

その中で、今後、本町といたしましても、先ほどオンラインの授業等もありましたが、文科省の答申の中でも、例えばオンラインの在り方として、これは例なんですけど、山中学校は、例えば専門の音楽の先生はいないと。今は非常勤で賄っていますけど、亀津中の規模の大きい学校は専門の先生がいるわけです。それを、例えば中学校の授業50分、前半の20分は専門の先生からオンライン授業で山中に送ると。今は臨免ということで、免許のない先生が教えているわけです。残りは、いわゆる山中の副免の先生が教えるとか、そういった専門の教科からオンラインで授業を配信すると。もう既にこういったような取り組みは全国でも行われているところですよ。

ただ、少人数のところは、全ての5教科の先生がそろうということは、実質上できませんので、そういったようなオンラインの授業、それから、先ほど申し上げました学校群として、北部で考えますと、手々、山中、東中がございますので、その中で専門の先生方を双方向に行き指導すると、そういった方法も、今回、制度的にいろんな見直しがあると思いますが、そこ

のを含めてできると思います。

それから、もう一つ、義務教育の標準法でそういう定数も決められていますので、そういったような流れも、今後、そういったような少人数とか、そういう離島、へき地の学校に応じた対応の在り方が、今後、進められていくというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

我々の考えられ得るいろんなことはしなくちゃいけないんですけども、やっぱり子供たちの要求、これをしてみたい、あれをしてみたいという要求をいかに満たすか。たとえば花徳小学校のある女の子が、吹奏楽部にいきたいと。そういう要求を持っているけど、これはどうしようもないわけ。うちの孫なんかも、野球をしたいということで、そしたら、どこに住むかと。野球部のない学校ではちょっと、どこに住むかで違ってくるといふうなこととか、いろいろございますので、子供たちの何がしたい、これは絶対に延ばすべきだと思いますので。いろいろなことを我々は考えなくちゃいけないと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、来年4月1日から18歳になると、法律上、成人となります。新聞報道によると、来年は18歳、19歳、20歳の3世代をまとめて成人式を行うところもあるというふうに載っていましたが、本町は今年の5月2日に成人式を延期して行う予定にしていますんですけども、来年度はどなたにどのような御案内をする御予定でしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

本町におきましては、令和2年度、実は1月2日に予定をしておりました。これを新型コロナ防止対策の影響によりまして、本年の5月2日にまず第1回目を行います。これは昨年1月2日の対象者です。そして、来年、令和4年の1月2日予定をしています。この年齢につきましては、従来どおり20歳を迎える方たちを対象に実施ということで考えております。

○11番（広田 勉君）

日付は1月に戻すということですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

今回、5月2日に持っていった理由としましても、連休中がいいのではないかとありましたけども、やはり皆さんの御意見を聞きますと1月2日が一番いいと。これに対しましては、例年1月5日ということでやっていたけども、徳之島というのは島であります。中学校、高校の同級生もいらっしゃいます。その中で意見として出たのは、やはり同じ日にやってほしいということで、日付につきましても、令和4年1月2日は現在のとおりにやっていきたいと考えております。

○11番（広田 勉君）

これは成人の式っていうんですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

一応、成人というものが18歳になりましたので、20歳というのが成人ではないと。これにつきましては、大島地区並びにいろんなところとの協議もあり、また、検討もしますけども、今、私どものほうで名称につきましては考えているのが、1月2日を20歳の集い並びに20歳を祝う会などに変更する必要もあるんじゃないかと考えております。

○11番（広田 勉君）

大体、日付は1月2日。ある議員が松の内に変更できないかと、いろいろ以前言ったことがございますけども、松の内に変更になって非常に皆さん喜ぶんじゃないかなと。例えば、今までの5日でしたら、4日から大体仕事が始まったり、学校が始まったりするというふうなことがあって皆さんも不都合だったけど、当時の答弁は、「いや、みんな5日を願っております」というふうな答弁でしたけど、それが2日に変更になった。

昔は一部青年とか、今は準町民とかいう呼び名があるんですけども、18歳から19歳、これを我々は、成人ですけども成人と呼ばんといかんけども、どうも成人というと酒もぜんぶ飲めるような感じがするんだけど、それはだめでしょうね。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それにつきましては、個々、いろんな考え方があると思います。学生さんもいらっしゃる、社会人になる方もいらっしゃると思います。それにつきましては、よくテレビでもありますけども、やはり今の現状で行くと20歳というのが節目ではないかということから考えますと、18歳、19歳、ただ、それにつきましては、飲酒、喫煙ならびに起きたときに、自己責任の下において、いろんな会社なり、学校等の規則等もございますので、その点については、私のほうからあれやこれやというのは、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

18歳は前々から投票権もあり、来年からは自由に契約ができたり、いろいろすると。しかし、たばこ、酒、競馬とかそういったものはだめだと。風営業的なものは全部だめだということなんですけども、一番心配しているのが、女性が16歳から結婚できたのが18歳に引き上げられると。結婚できなくなったわけよね。籍を入れられないと。男はもともと18歳からでしたけども。そうすると、それまでによくテレビ番組で、子供を産む子がよくありますよね。そういった子は戸籍をどうするのかというふうになるんですけど、戸籍のない子が産まれるんじゃないかと心配するんですけど、いかがなものでしょう。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

すみません。戸籍等については、ちょっとまだ調べておりませんので、住民生活課長のほうにもお伺いいたしまして、また、議員のほうからもちょっと伺っていただければと思います。

○11番（広田 勉君）

ないことはないと思いますので、18歳まで今までも子供を産まれる方も何名かいらっしゃってるみたいですので、その辺の籍の仕方とか、そういったもの、そして、あと、なぜ政府は成人の引き下げちゅうか20歳から18歳に引き上げた、そのメリットとか思惑、そういったものはわかりませんか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

この点についても、いろいろ、テレビを見ていますと、18歳以下に持ってきた理由としては、少年法の問題等いろいろ含めて、世の中の情勢等があるものとは思っております。ただ、これにつきましても、社会教育課のほうの考え方としては、少し私もお答えにくいところもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

日本とどこかが20歳で、韓国が19歳らしい、日本は18歳になりましたけども、世界的にも18歳から成人だというふうな風潮はあるんですけども、する必要があるのかなど。選挙権もあるし、全てできるのに、ただ、契約できるぐらいじゃないかと思うけど、あまりメリットを感じないんです。世界に合わせるという、それぐらいじゃないかと思うんですけど、いろんな問題が出てきたり、いろいろすると思いますけど、またよろしくお願いします。

次の、徳和瀬の運動公園の利用についてですが、先月の雨が多い月の場合で、公園を利用したくても雨が降ったらできないと。そして、さらにそこに定休日があると。それで利用日数が減っているという不満の声が、これは何とかできないのかと、定休日をなくすことができないかと。そして、予約を取ってあるんだけど、雨でできなかつたとかしょっちゅうございますので、年中できるような体制は作れないものかどうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

運動公園の利用についてお答えをさせていただきます。

運動公園の定休日は、条例で定めているとおり原則月曜日を休園とさせていただいております。なお、議員のほうからありました定休日は何とかならないかということですが、定休日の開園につきましては、町主催の行事や学校行事、例えば野球大会など、やむを得ず使用しないといけない場合におきましては、指定管理者と協議を行い、対応をさせていただいております。

ただ、今回、議員から御質問がございましたので、多少の動向等も踏まえ、協議や検討はさせていただきますと考えております。

○11番（広田 勉君）

前はできておったんだけど、いつごろか月曜日が定休日になったとかいうふうなことも言うてましたけど、そういうことはあります。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

その件につきましては、その方がどういう判断であったかと思えますけど、やはり今までどおりいきますと、月曜日はあくまでも休園日ということで、その手を御理解いただきたいと思えます。

○11番（広田 勉君）

南区が主に使っておる近隣公園というか、亀津公園というか、そこも定休日というのはあるんでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

一応、休園日というのを設けてあると思えますけど、すみません、そこまでちょっと調べてなかったものですから、その点につきましては、追ってまた検討をしたいと思えますけどもよろしいでしょうか。

○11番（広田 勉君）

運動公園へ行くと管理人がおって、そこで使用料も払ったりいろいろするんですけども、知名町へ行っていたら、朝6時ぐらいから、もうグラウンドゴルフをやって要るんです。管理人の役場職員が来る前に終わって帰ると。使用料も払わずにずっとタダで使うというふうなことを毎日やっているんです。それは黙認しておるんですけども、そういったことは、島はない。ある。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

その件につきましては、いろいろな方からそういうふうに、例えばここを使っていくときにどこに払えばいいのかとか、使用料につきましては、現在、運動公園は指定管理者を設けております。そこに申し込みをして、使いますよという使用料を払っていただいております。これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、あとは借りる人、町民の利用者の皆様のモラルを考えていただければと思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今、キャンプなんかも来ておるみたいですけど、やっぱり町民の中には、町民を最優先してほしいというふうな声もあるわけです。ですので、スケジュールをきちっと管理していただいて、定休日っていうのは町条例であるというんだけど、それを改定するとかいろいろして、建物とかそういったものの管理はせんといかんけども、運動公園でしたら、ある程度使えるような状況にできないものかと。ただで使うわけじゃないし、金の支払いもするし、サービス業というふうな考えをすると、例えば切符売り場とか、そういうサービス業はほとんどやっているわけよね。公務員的な考えをすると、いつ休みと、きちっと休みを入れるんですけども、勤務のあれとかいろいろして、使える方向に持っていったほうがいいような感じがするんだけど、

いかながなものでしょう。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

自治体としての運動公園の在り方、それから、民間で行う場合の公園、遊園地等の扱い方について、やはり若干違うのではないかと考えております。また、議員がおっしゃったように、勤務問題に関しましては、やはり人件費等、いろんなローテーションも組んでいたり、今、我々社会教育課と結んでいます指定管理者、これにつきましては何年かたちました。いろんな面でいろんな問題点もあると思いますので、その点はいかに町民に使っていただくか、そして、生涯スポーツという観点からも運動公園の利用については上げていかないといけないとは考えております。これについても検討はさせていただきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

ぜひ、使えるものは全部使わせてもらいたいというふうに思います。今日は休みだから使うなど、そういうことじゃなくて、使えるものは全て、なるべく使わせるというふうに有効利用をしていただきたいというふうに思います。御検討のほどをお願いします。

それと、管理委託料が運動公園も体育センターも共に管理料の支払い予算が上っていますけれども、この理由は何でしょう。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

管理委託料の増額について御説明をいたします。

増額についてですが、運動公園は、平成30年度に屋内運動場の新設並びに人件費、光熱費、そして、令和元年度はトレーニング施設の新設、人権費及び消費税増額になります。体育センターにつきましては、消費税増額分となっております。

○11番（広田 勉君）

そのほかのシルバー人材センターとか、水耕栽培の委託料も上がっておるんだけど、出してないんだけど、これは説明できる人はいらっしゃいませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課の植物工場についてお答えいたします。

植物工場については、従来、福祉関係の施設の所管する課が預かっておりまして、農林水産課のほうはあくまで施設運営の関係でやっておりました。その中身の見直し、要するに運営費を組み立てる上で、委託業者に施設の維持管理費は町役場としてやりまして、その売上金額をそのまま民間委託のほうに回していくというふうな形であります。

増額になった部分に関しましては、設置されてから、ここにきてちょうど耐用年数がかかり始めておりますので、ポンプ等、非常に故障が多くて、そこら辺の維持管理も追加で整備しているところがございます。

委託料に関しましては、見直しの中で委託業者とすり合わせをして増額の形になった次第で

あります。

○11番（広田 勉君）

耐用年数が来て機材の入れ替え、そういった増額分は意味はわかるんだけど、委託料がずっと上がるということ自体はどういう意味かというふうに思っているんです。

○農林水産課長（高城博也君）

従来、委託料という観点からこうやっっている、障がい者の時給等で委託を積算されておりました。今回、その中身の組み換え、要するに売り上げは今までは役場のほうに納入していただいて払っていたんですけども、その売り上げは全部委託業者のほうにやった上で、さらにその補填を補う形で、維持管理でかなりかかっているということです。時給に関しては、委託業者さんのほうにお任せしております。売り上げが伸びれば、その時給単価が上がるようになっております。

施設の中は、今まで委託料以上に修理費がかかっていた部分を改めて見直して、維持管理のほうを積算し直した結果が、運営委託料を増額しなきゃいけないというふうな結果としてなった次第であります。

おわかりいただけたでしょうか。

○11番（広田 勉君）

あまりようわからんけど、これは、また後で詳しく計算させていただきます。

シルバー人材センターなんか、私はむしろ下げようかなとずっと思っていたところに上へ上がっているわけよね。だから、何でかなというふうに思ったけど。

○住民生活課長（新田良二君）

シルバー人材センターは住民生活課が所管でございます。

昨年はクーラーの故障等がございまして、クーラーの導入とかで増額だったんですが、今回は微増でございます。職員の昇給等で、昨年よりは微増という形になっております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

結局、職員の給料というふうなあれでよろしいですね。機材とか、そういったものは委託料とは別途と私は考えておりますので、クーラーにしてもしかり、別と思っております。後でまたします。次回にさせていただきます。

次に、河川の堆積物についてでございますが、今までは幸議員がしょっちゅう質問をされておりましたので、時々変わってしないといけないのかなと思いつつ、今回出したわけですけども、5日に植木議員の質問がありましたので、答弁の確認だけをいたしたいと思っております。

令和3年度中に万田川の堆積物の除去作業はあるのですかね。場所は、そして、大体何メートルぐらいなのかということ。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

令和3年度3月末に契約を予定しており、できる限り除去してまいりたいということでした。何メートルという数字はわからなかったです。できる限りということでした。

○11番（広田 勉君）

長さとか、そういったものはわかりません。

○建設課長（亀澤 貢君）

それは聞いていません。

鹿児島県の担当に聞いた話なんですけど、大瀬川の体積をしたときに思った以上の数量だったと。だから、メートル数に関しては、できる限りという表現でやってくれということでした。いざすくってみたら立米数がものすごく多くて、大瀬川のときも大変でしたちゅうことで、できる限り除去するということができた。

○11番（広田 勉君）

昨日の答弁では今年度中に終わるといふふうに勘違いしておりました。できる限りですね。わかりました。

大瀬川は除去が今は終わっておるんですけども、きれいに除去されると、やっぱり名前のおり、大瀬川、大きいです。改めて、こんな大きい川だったのかと、今、見ておりますけども、花徳の万田川の堆積物は、量があれの倍ぐらいあります。その辺を県のほうに言うておってください。

今後、徳洲会病院の横の川、そして、東天城中学校の横の川とか、あれなんかものすごく堆積物があるんですけども、順次作業予定はあるのかどうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

河川によりましては、1級、2級河川が県の管轄になります。約徳之島町で8路線、あと、それ以外は徳之島町の河川になります。

私どもは今年度より担当の者が、いい事業がありました。県においてはちょっとわからないんですけど、県も恐らくこの事業を使っていると思います。県から聞いた事業なんですけど、緊急浚渫推進事業ということで、令和2年度から令和6年度までの5年間ですが、充当率が100%、元利償還金に対する交付税が70%ということで、徳之島町もこれに応じて2級河川の寄り州の除去を始めたいと思います。おそらく鹿児島県のほうもこの事業を使って、寄り州の除去を行っていることと思います。これを使えることによって、私どもも今まで借上費が50万円から70万円だったのが、それ以上に対応できると考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これはいつごろ、今、出てるわけですか。今から計画をされるわけですね。

○建設課長（亀澤 貢君）

予算書を見ていただければわかると思いますが、来年度から初めて実施していく予定です。

○11番（広田 勉君）

ぜひ、順次質問がなくてもやっていく方向で、ひとつお願いいたします。

次に、マリンパーク開田の件ですが、これも5日に木原議員が質問されているので簡単にお聞きしますけども、1,800万円の予算はほぼ清掃費として考えていいですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

おっしゃるとおりです。そのように考えてよろしいです。

○11番（広田 勉君）

今、開田から出てくる汚水はきれいな水であるということは何回も聞かされておるんですけども、搬入を止めて、タンクは大体どれくらいの期間で全てのものを処理されるものでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

建設課のスケジュールでは2か月間を予定しております。その2か月間において、タンク台の清掃、ポンプの清掃、消毒及び害虫の清掃、そういうことを2か月間で考えております。予算書に載っているのは、2か月間の電気代、あとはその委託料、そういった金額のことです。

○11番（広田 勉君）

私の素人考えですけども、水で運ぶか、バキュームカーで運ぶかの違いだけだと私は思っていたんですけども、下水処理場ができて時間がたちますんですけども、前処理施設も工事が大体終わったということですけど、もう少し早めの開田の閉鎖は考えられなかったのか、何か問題があったんでしょうか。閉鎖時期。

○建設課長（亀澤 貢君）

それにつきましては、合併といいますか、広域化を目指して、なるべく安くということで推進会等でそのような結果になったものだと思っております。

○11番（広田 勉君）

何回も言うようやけど、水で運ぶか、バキュームカーで運ぶかの違いですね。違うのかな。

○建設課長（亀澤 貢君）

それを計画するにおいて、どこに配置しようかということがありました。開田からポンプを通じて向こうまで持っていくのか、それとも近くにその処理場を作るのか、それとも、バキュームカーで前処理施設へ持っていくかということで、経済的にもバキュームカーで前処理施設に持っていくほうが一番安価ということでそういう計画になりました。

○11番（広田 勉君）

わかりました。

次、急傾斜地に能周地区がありますですけれども、今までの工事の引き続きと考えて認識していいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

これも広田議員に平成30年の6月議会で答弁いたしました。用地測量等の終了待ち期間ちゅうことだったんですけど、県に確認したところ、今年度までに地籍調査による測量、地籍調査による県への認証、地籍調査による登記、これを元に県の調査、県の地主との用地交渉、県の登記設計委託業務が全部終わったということです。それで、令和3年度より工事を開始するということでした。

○11番（広田 勉君）

引き続きでいいと。わかりました。

依然、この工事は10年以上になっても完工を見ないということで、県の事業掌握か何か知りませんが引っかけたことがあるんです。早く終わるようにするんやったら予算を上乗せせいやというふうに思っていたんですけども、今回はどれくらいまでの年数をかけるとかいうふうな話はお聞きしていないですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

予算に関しては伺っておりませんが、この予算につきましては、急傾斜地、私どもの予算も一緒です。例えば100%予算の要望をしても、まず70%とか、50%とかいう状態です。国の状態がそういう状態です。この予算につきましては、恐らく県のほうも予算、徳之島町も予算要望しておりますが、その予算次第で進めていくものだと思います。その予算次第によっては、5年かかるものが7年かかったりとか、8年かかったりとかという状況と思っております。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

次の農道舗装についてでございますけども、予算書に農道舗装が1か所ありますけども、今、花徳で今ファームポンドの建設をしていますが、そこなのかどうか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

農道舗装の箇所につきましては、花徳集落より要望がありました花徳潤主地区の支線道路、仮称潤主線、幅員4メートル、延長60メートルの農道舗装を予定しております。

場所につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたファームポンド工事の看板が出ている1つ手前の路線になると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

花徳の農道補修箇所はどこでしょう。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

こちらについても花徳集落より要望がありました花徳三差路付近の乗り入れ道路の舗装となります。これは幅員3.5メートル、延長30メートルを予定しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

以前、畑総の農道舗装がなされないのなぜかと聞いたところ、次に水の配管工事が入るので、その後に舗装になるというふうな答弁を私はいただいたと思っているんですけども、それから一応10年以上たっておるのにいまだに舗装がなされていないと。先ほどの舗装のその場所も全部じゃないんですよね。まだまだ上のほうがまだ舗装されていないというふうなことがありますけども、その辺はどうでしょう。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

現在、10年前から今日までなんですが、畑総事業によります農道の整備事業が行われておりません。ですから、10年前とさほど変わってはいないと思うんですが、ただいま行っております畑かん事業の支線道路を農道に埋設するんですが、その管の保護の目的で農村整備課さんが舗装されている箇所が何箇所かございます。しかし、これは県が行っていただいているため、町耕地課としては、メートル数、路線等は把握はできておりません。

ただいまありましたように、10年前に答弁にそういうお答えがあったというのは、多分、今、私が説明しました畑総事業の管のほうの目的で、多分、県の方が舗装をされるんじゃないかというお断わりだったと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

農道が大分、あの時も言ったんですよ。水で大分流されると。流されないために舗装とかが必要じゃないのというふうなことを言うてたんですけども、花徳の畑を見ればよくわかります

んですけども、ソテツを植えたり、芝生を植えたり、流されないようにいろいろして、土づくりにも精を出していて、それを簡単に流すようなことは考えられないんですけども、やっぱり農道のコーラル等が流れて、さっきの川の堆積物でもないんですけど、川のあれもすぐに埋まってしまうと。もう少し島の現状を検証すべきじゃないかと思う。

もう一つ、やっぱり赤土流出のパトロールなんかもやっておられるんですけども、そういったものはどこに原因が、やっぱり畑としか見ていないんでしょうか。道は全然見ていないものでしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

赤土流出につきましては、畑総で面整備、各圃場整備するに当たりまして、各圃場の隅っこのほうに沈砂地を作って、そこで泥を貯めようという工法で各地区地区に大きな沈砂地を貯めて赤土を防ごうというという感じで、最初は作ってはいるんですが、やっぱり長年たちますと、各圃場の沈砂地が埋まって、そこが畑になったり、大きな沈砂地につきましては、多面的機能で定期的に土砂撤去とかはしているんですが、やっぱりなかなか追いつかない場所もあって、河川と海洋、そこに赤土が流れている現状だと考えております。その対策としまして、道路ののり面に植栽をしているんですが、なかなか効果が発揮できていないかなあと考えております。

それから、農道舗装につきましては、私なりにちょっと調べたといえますか、考えを申し上げたいんですが、まず、農道の定義なんですけど、農道というのは、やっぱりその地域にある農作業を行うための農地に設けられたのが農業用道路ということで農道という基本的な考え方があります。ですから、農業をするための道路ということ認識していただきたいと思えます。

この畑総事業によって農道を整備するんですが、この農道を整備するに当たりまして、先ほど申しましたように、農業用の道路であるため、基本は砂利舗装、島でいうところのコーラル舗装です、これが基本となります。

先ほど議員からもありましたけど、坂道で道路が洗掘される、そういうことにつきましては、勾配約12%以上については、コンクリート舗装で舗装してもよいという選択肢、あくまでもコンクリート舗装しますよじゃなくて、コンクリート舗装をしてもいいですよという選択肢があると聞いております。

なぜ、畑総内でコンクリート舗装されているところが少ないか。これはひとえに工事の事業費がかさむからです。畑総事業をしますと、地元が10%負担をしますよね。農家さんの負担が出てきます。要はコンクリート舗装をすることによってその工事費が上がる、イコール、今度分担金をいただくときに農家さんへの負担も大きくなるというのもありまして、基本はコーラル舗装、坂道で危険な箇所についてはコンクリート舗装を多分選択していただいているのかな

と。費用対効果といいますか、なるべく農家さんの費用の負担を抑えるために、こういう感じで当初は計画して舗装計画をしていると思っております。

これからの農道整備の課題もちょっとまとめたんですが、農道整備をするに当たりまして、県営または団体営の事業があると考えております。県営というのは、県が行ってもらっている今の県営畑総なんですけど、町が行う団体営につきましても、徳之島の基幹作物がサトウキビなんです。サトウキビを農道で運搬します。道がでこぼこです。サトウキビに影響がありますかというのが事業を採択する側の考えです。都会、内地なんかで農道がきれいの舗装されているのは、果物、果実、だからイチゴとか、リンゴとか、ナシとか、道路がガタガタだと品質が低下する恐れがあります。そういうところにつきましても、やっぱりそれを守るためにちゃんとした舗装をしましょうというような理由づけで採択される可能性が高いらしいです。徳之島におきます基幹作物がサトウキビなので、どうしてもサトウキビの品質を守るために舗装しますという理由付けはかなり厳しいところがあるらしいです。

ですから、基本、坂道とか、そういうところだったら、先ほど言いましたように洗堀防止のために採択される箇所もあるとは思いますが、平坦な道の舗装というのは、かなり採択が厳しいのが現状だとは思われます。

県営の事業でするに当たりましても、畑かんの今やっているスプリンクラーとか、土層改良、それに合わせた状態でないと、農道整備単独ではできないということをお伺いしております。単独でやる分につきましても、先ほど申しました団体営事業、町が行うんですが、これでやることは可能だそうなんですけど、補助率につきましても、やっぱりちょっと若干率が悪い、50%地元負担というのになるということをお伺いしております。

いずれにせよ、この両方の事業を行うにつきましても、今、畑かん事業で苦慮しております同意徴収、要は農家の皆さん、その地区の皆さんの同意がないと、どの事業についても畑総事業は事業が実施できない、地元のまとまりといいますか、そういうようなのを取りまとめる必要があるというのが、現在の農道整備事業の課題といいますか、現状になると考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

運搬物にもよるといふふうなことですけれども、しかし、それだけじゃないですよ。10年前に質問したとき、花徳地区より母間地区のほうが坂が多いので、舗装率が高いというふうな答弁がございましたんですけども、やっぱり道が流れると大変ですよ。先ほど言った堆積物もできるし、あと、赤土流出の問題を含めて、まず通りやすい道をしとかなないと、オートバイとか、そういったもので畑に行く人もおるし、でこぼこ道でも構わんというのはちょっといかなもんかなと思うけど、10年前と比べて農道舗装は、先ほどの答弁でも何かほとんどなくなっていると言っていましたけど、どうでしょう。

○耕地課長（福 旭君）

先ほども申し上げましたように、農道の整備事業は行われてはいないようです。だから、畑総事業で今メインでしているのは畑地かんがい事業です。それと、第2南亀地区、鶴田農場のあたりなんですけど、あの辺の面整備を含めた整備をしております。その中で区画整理を行って農道を作るんですけど、その中のほとんどの道はコーラル舗装でできているということになると思っております。

それと、道路が洗堀されないように、確かにそうだと思います。今、砂利舗装の箇所につきましても、でこぼこになった際は耕地課、または各地区のみどりサークル、多面的機能の組織ですね、そちらに連絡をしていただけたら、砂利なりで補修を行っておりますし、簡易なコンクリートによる補修等も行っております。

ですから、でこぼこになったからといってそのままほったらかしているわけではございませんので、御了承いただきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

今後も畑総事業が幾つか計画をされていると思うんですけども、やっぱり道も含めて予算化していただけたらなあと思うんですけど。

○耕地課長（福 旭君）

先ほども申し上げましたが、コンクリート舗装することによって農家さんの負担が増えるというのを考えていただきたいなというのもありまして、やっぱり農家さんについても、新しく畑総事業を行う際に、なるべく自分の手出しは少なくしたいという思いはあると思うんです。町が全部負担するわけにはいきませんし、一応、農家さんが受益者になりますから、やっぱり農家さんの負担も幾分かはいただかないと事業としておかしい話になりますので、こちらとしても、本当は全面コンクリートで舗装はさせていただきたいんですが、そうすると、その分やっぱり事業費が増える、農家さんの負担が増えるというのがありますので、その辺のうまい調整といいますか、坂道についてはコンクリートを施しましょうとか、そういう取り決めは、まだ計画の中ではできるのかと考えております。

○11番（広田 勉君）

なかなか難しいあれですけど、やっぱりインフラをきちっとしない限り、いくらいいものを作れといっても難しいところもございますので、インフラもきちっと整備してもらいたいと。

次に、ジャガイモの件ですけども、今年のジャガイモの価格が何年ぶりかの高値を、ずっと取り引きが続いているんですけども、まだ上がると予想する方もおられますが、どのような理由だとお考えでしょう。

○農林水産課長（高城博也君）

それではお答えします。

主産地である北海道、長崎ともに、令和2年度、作柄不良で供給不足となっており、県内産は商系物を含め、種子不足によって作地面積は平年より減少していると考えられております。現在、県内産は出水地区もほぼ終了となり、奄美地区の出荷が中心となっております。11月の干ばつ、12月の日照り不足、突風被害の影響もあり、発芽不良、小玉傾向のため、収穫は例年より大幅に遅れ、供給不足となっております。

また、コロナ禍による買い物控えで、貯蔵物の高いも類の引き合いが強くなっており、全国的にバレイショが品薄状態となっているため、高値取引が続いていると考えられております。以上です。

○11番（広田 勉君）

ジャガイモはずっと4月ぐらいから植えるわけじゃないですので、去年の植付のそのころ、10月ごろ、今の状況はわからなかったものでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

当初は、北海道及び長崎市の作柄不良というふうな情報があったということです。各バレイショ産地の生育状況や、出荷状況に応じて市場相場が決まるので、去年の10月頃ではどうしてもわからない状況になりますので、御理解いただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

ある人がちょっと言ってましたけども、畑を何個か用意して、ジャガイモを植える準備をしておったけど、いろいろジャガイモの種がなくて、もうそのままほったらかしにしていると。植付られなかったという人もいらっしゃるわけですが、その時点である程度予想はつかないのでしょうか。北海道の不作を予想、こういう情報は入らないものですか。

○農林水産課長（高城博也君）

作柄等の情報は市場関係者等から入ってくると思うんですけども、あまりにも規模が、北海道等には全然違いまして、この作柄以外にも加工品用、通称油ものといわれる分が、例えば一製品減ったとか、そういうふうな形であれば、そちらのほうに流れる可能性が、青果もののほうに流れる可能性があるというふうなことでありますので、量的に非常につかめない部分があります。

ですから、公共関係、自治体関係並びにJA関係は、安易にはそういった情報ははっきりとは言えないことは事実です。あくまで個人等で考えて、情報は提供いたしますので、そこら辺は考えて作付けされるのが、バレイショを作り始めてからは当産地の考え方でずっときておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

この情報をいただけるというのであれば、ぜひ、作る、作らんは農家一人一人の勝手です。

やっぱり博打の運用をさせないためにはどうするか。それはやっぱり、北海道がこれだけできていると、長崎はこれぐらいできそうだと、そういったことで、どうのこうのと情報を全部流して、さあ、あなたはどうしますかと、作ります、作りませんか、そういう情報はずっと流していただきたいと、何年も前から言って、こういう博打の運用をさせたらいかんと。キロ10円とか、そういう時代を、そういうときは避けると。今年の場合は、種芋はないというふうなうわさしておるから、上がるんじゃないかという、素人考えですよ。そのときに思ったんですけども。

だから、北海道がどれだけできているといううきちっと把握をして、その次の年の値段は幾らになると、ずっと統計を取ったり、いろいろすべきじゃないかな。

○農林水産課長（高城博也君）

非常にその辺は難しいところがあります。あくまでそればかりではありませんので、例えば今年に関しは小玉傾向であり、どれだけ、通常L、2Lがこうやって出る、産地がですね、そこら辺を中止になって収量は上がらないというふうな品薄状態の中で、収量はなかなか上がってこない。また、品物が、ほかの産地もこうやって切り上がってやってる中、品薄状態が続いているということを含めたら、植物ですんで、生き物なので、なかなかそこら辺は、この時に植えたらこの時にできますというふうなハウス栽培、施設管理等とは違いますので、そこら辺は情報を分析して、流すに至らない状況であります。

○11番（広田 勉君）

情報を流して、ずっとこうですよと統計を取ったりしておいとけば、関心がある人は見に来るんです。大体どのくらい作ろうか、作らまいかと検討する。その検討事案がないもんだからこうなっているんですけども、一応、販売促進に各地に赴いていますから、どのようにそれを生かしておられるのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

鹿児島ブランド春一番として、中京地区、関東地区に出荷しております。消費者にはまだまだ認知されていない状況となっております。JA女性部を中心に、名古屋の量販店での試食販売や、東京・関西でのイベントで販売促進を行うことにより、産地の認知度向上につながるのではないかなと考えて進めております。

また、市場に赴くと、現況のバレイショの品質、出荷量を知ることができますし、消費地で得た情報を生かし、栽培講習会等で生産者を指導するなど、市場との品質基準のプレをなくし、定時定量に出荷することが市場との信頼関係ができ、生産者手取りの向上につながるのではないかと、販売促進等に赴いております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大分前になりますけども、名古屋の市場、中京市場視察に大勢の方が行かれて、そのときの課長の答弁で、島の赤土ジャガイモは非常に品種がいいので、幾らでも売れますので送ってくださいと言われましたという答弁をいただいたことがあるんです。そしたら、その翌年、狂牛病か何かで値段がものすごく落ちたんです。だから、そういったものも、社会的要素はありはするんですけども、やっぱり博打農業、これをさせないためにはどうしたらいいか考えないといけないと思うんですけども、どういうふうに考えていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

バレイショにつきましては、ちょうど今の時期が出荷時期でピークを迎えようとしております。御存じのとおり、2月、3月、これは基幹作物のサトウキビのときも、恐らく議員さんのほうが御存じだと思いますけれども、雨が多く、湿気になっていると。掘りたくても掘れない、天気が二、三日続くと一気に出てしまう。また選果場であふれて、なかなか処理が追いつかないというふうな形になります。

市場のほうでは、こういったものをできる限り解消して、やはり売る側なんで、計画出荷をお願いしますというふうな形です。ずっと厳しい口調で言われるんですけども、なかなか産地では出荷調整ができない状況であります。自然との勝負でありますので、そこら辺は今後、今までもそうでしたけれども、大きな課題として何とかやって、産地のほうで考えていく方法が必要なのではないかと考えております。

○11番（広田 勉君）

とにかくジャガイモは、伊仙のほうは非常に派手にやっておるんですけども、今言ったように、やっぱり天候です。以前、中曽根総理が、あまりにも天気予報が当たらないもんだから激怒して大改革を行って、今のような、結構こまめに予報が出る時代に、衛星もいっぱい打ち上げているからですけども、こまめに天気がわかるようになって、儲かるというか、一生懸命する農家というのは必死で天候を見ておるんです。徳之島でも、毎朝、我々も天気のを、9時、12時、くもり、雨がずっと出てきますので、毎日見るんですけども、どうも徳之島町は当たらないような雰囲気があるんです。観測場所にちょっと難点があるんじゃないかと思ったりもするんですけども。雨量にしてもそう、傘マークがついているんだけど全然降らなかつたりするの多いと思うんですけど、やっぱり観測地点がちょっと違うのかな。

○農林水産課長（高城博也君）

観測地点の問題はあれなんですけど、恐らく天気予報士の関係ではないかなと。今日も恐らく雨だという話で、ここ2日、雨だという話で、奄美大島のほうは天気予報が出ていたと思うんですけども、私も朝6時からこうやって圃場のほうに行ったりして、そこまで雨のあとはあったんですけども、なかなか雨が降る気配もないまま今の状態です。

これに関しては、やはり昔からの、先輩の方々の話を聞きながら、例えば私どもはある程度井之川岳を見たり、そういったふうな感じでやっております。雲の動きを見て、気圧の配置の動きを見て自分で考えないと、先ほど広田議員もおっしゃったとおり、農家にはそういった勉強も求められている時代ではないかと思っております。

○議長（池山富良君）

広田議員、通告外の質問をするときは了解を取ってからにしてください。

○11番（広田 勉君）

まさしくジャガイモを植えるときの情報を、北海道はもう取り終わっているはずなんです。だから、そういった情報をきちっと統計を取ってしておくのと、もう一つは、ジャガイモの時期が終わると値段がぐんと上がってくるんです。ですので、ずっと前から言っているんだけど、大きな保冷庫を3町で作って保管しておいて、年中、ちょこちょこ全部取れるようにしたら値段もそんなに下がらないんじゃないかというふうに思ったりするんですけども。じゃ、その場所はどこかと。伊仙町の農高の体育館に大きな保冷庫を入れるとか、そういった発想なんかはどうでしょうかという以前から話をしたことがあるんですけども。そういったものも考えて、今の時期はものすごく量が多いんだけど、時期を過ぎるとほとんど物がなくなるもんですから、そのときに出せる方法を考えていただきたいと、そういうのも1つのジャガイモの価格の安定につながらんかなと思いますので、御検討のほどをお願いしたいと思います。

次に行きます。

選挙法が改正されて、来年の本町の議会議員選挙は15万円の供託金が必要ですが、その分の案内は昨年10月15日付で県の議長会よりいただいておりますが、それに伴う公費負担が予算化されていないんですけども、公費負担は何と何があるのか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

お答えいたします。

本町におきましては、公営選挙について現段階では考えておりません。ですので、供託金につきましても必要ございません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

来年、供託金は要らないということですか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

そのとおりでございます。

○11番（広田 勉君）

議長会から案内があったんですけど、供託金は要らないと。

○町長（高岡秀規君）

今、課長がすごく端的に答えたんですが、課長の言うとおりで、予算を組んで、公営選挙にすれば供託金が要りますが、それは町は予算を組んでいませんので通常どおりの選挙を行うということで、供託金は要らないということでもあります。

○11番（広田 勉君）

供託金は要らないちゆうこと。前の事務局長、そうですか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

この公営選挙なんですが、地方議会とかで議員のなり手が不足していると。議員になりたくても選挙をするにはお金がかかることから、選挙費用を公費負担することで立候補を喚起し、機会均等を図ることを目的としている選挙法改正だったんですが、これは、各市町村の民意性になっております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

そうすると、要らなければ公的負担もないと。おかしいな。どこかで間違えたのかわからんけど、これやったらどうしようかというふうなことをしておったんですけども。

公費負担がないのであれば、それでいいんですけど、もう1回、私も調べてみます。

議長会から資料をいただいておったんじゃけど、それは持ってきてないんだけど、前の事務局長からいただいたんです。全員。供託金の仕方、供託金の表とか、そういったものを全部いただいておるんですけど、なければないでそれはいいです。

次に行きます。

投票できるのは18歳以上ですが、住んでいなくても住所さえあれば投票できるのか、準町民はどうなのか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

徳之島町の選挙人名簿に登録されていたら、全ての方、18歳以上の方は投票できます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

以前、私も言いましたけど、私が天城町に住所があったころ、住んでいないということで投票を拒否されて入れられなかったことがあるんですけども、全県下、住民票さえあれば投票ができるということですか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

お答えします。

全県下ということではちょっと把握しておりませんが、徳之島3町におきましては、選挙人名簿に登録されていたら投票できるというふうに決めておるみたいです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

全県下ではないということは、恐らく奄美市などは非常に厳しくしておるんじゃないかなど。あと、大和村にしてもしかり、いろんな町村であるんやけど、それぞれの選挙管理委員会で勝手に決めていいものですか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

何年か前の大島地区の選挙管理委員会の研修会において、各市町村に委ねると。それで、その中でも徳之島3町におきましては、統一して選挙人名簿に登録されていたら投票できるというふうなことで統一していると聞いております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

徳之島町も、前の前ぐらいでしたか、住所があってもあれがないからだめだと、生活のあれがないとだめだというふうなことがありましたけども、それはそれで、3町で決めたということですね。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

そのとおりであります。

○11番（広田 勉君）

高知県の北川村というところで、今、係争中の事案ですが、選挙管理委員会は村内に生活実態がないということで、村議の当選無効を主張して、今、裁判しておるみたいですけども、本人は、何日か来て農業をしているというふうなことで、双方争っていますんですけども、このようなケースで当選無効が、東京都とかいろいろなところで幾つか事例があります。つまり、生活実態がないということで無効になっている人もおるんですけども、そういうことを、実態は要らない。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

公職選挙法で、国の法律なんですけど、そういった事例があったというのも存じております。

それで、別の意見で、学生さんとか、長期出張者の方、学生さんとか夏季休暇とか、長期休暇、休みの時に現住所に戻っていると。長期出張者の方も休みのときとかは戻っている。そういうのがあれば投票できると、そういうふうな判例もあるようです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ここからはまた住民票の住基法の問題も出てきますんですけども、住民票さえあれば大丈夫ということ。

次に、さきの報道でも18歳の投票率、本町は他町村に比べて低いと言われておるんです。新聞にも出ておるし、その理由はわかりませんか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

お答えします。

理由といたしましても、全国的にそのような報道がされて見受けられるんですが、これはやはり私の考えになるんですが、選挙、政治への理解が得られなかったことが一番の原因かと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

さきの県議選の記事の中でも、18歳・19歳投票率徳之島町県下唯一10%台というタイトルで、県内の自治体で最も低かったという記事があるんですけども、このままでいいのか、対策を打つのか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

ちなみに、去年7月執行の県知事選挙なんですけど、18歳の投票率が25.64%でした。これからどうするかということなんですけど、これまで以上に普及啓発を図っていこうと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ということは、徳高とか、そういったところに行って、いろいろ選挙の模擬をすとか、そういった啓発か、ただチラシを配るだけか。

○選挙管理委員会事務局長（水野 毅君）

今年の1月に県の総務企画課のほうで学生のための選挙広報誌というのを作りまして、島内ですと徳之島高校の3年生、樟南第二高校の3年生に、奄美群島の学生のための選挙公報誌というのを今年の2月に発行しております。

○11番（広田 勉君）

わかりました。

次に行きます。

次の施政方針についてでありますけども、農業水利施設の施設や周辺機器の更新を行い、安定供給を図るとのことですが、とりあえずどこをどうされるのか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

花徳地区の県営畑かん事業で整備されました畑かん施設、轟木地区にある河内頭首工を水源とします農業水利施設の更新改修を行っております。令和2年度までに頭首工及び中継所の揚水ポンプの製作、据え付け、令和3年度からは轟の河内頭首工にあります電灯ゲートの整備及び各ファームポンドの補修と建屋の補修を計画しており、令和4年度に事業を完了する予定と

しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

次に、世界自然遺産に向けて外来種の駆除とありますけども、歴史的に見ると、サトウキビ、ソテツ、イモ、全てよそから入ってきているものだと私は思っているんですけど、いつごろから入ってきたものを外来種として駆除されるのか。

○企画課長（村上和代君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

外来種は、明治時代以降に意図的であるかどうかにかかわらず、人間の活動に伴い、持ち込まれた生き物のことを指します。身近なものでは、ペットや園芸種などがございます。また、それら全ての外来種に問題があるわけではなく、強い繁殖力による在来種の生育地減少、捕食等による在来種の個体数減少が生じる場合など、生態系に大きな影響を与える外来種が問題となっております。

徳之島町といたしましては、取り組む外来種駆除につきましては、アメリカハマグルマやオウゴンカズラ、また、ボタンウキクサ、ホテイアオイ、ムラサキカッコウアザミ、セイタキカアワダチソウなどが駆除の対象となっております。

○11番（広田 勉君）

繁殖率の高いやつということで、やっぱりそうだと思います。

国宝の姫路城の横に原生林と呼ばれる立ち入り禁止の場所があるらしいんですけども、そこにクロマツとか、いっぱいあったらしいんですけど、今はしゅろとか、そういった外来種が全部覆って、その原生林という名前を変えざるを得なくなっていると、それぐらいほとんど昔のが江戸時代、大きな奴が何もなくなっているということですので、繁殖率の強い外来種というのは、やっぱりいろいろ町民にも知らしめて、撤去する方向でいけたら、いかざるを得ないと思います。ぜひ、その辺をずっと発信していただきたいと思います。

それと、デジタル式防災行政無線の整備に着手し、情報が伝達されるシステムを構築とありますが、宮原議員の質問にも答えられていましたけども、来年から運用とのことですが、もう少し詳しくお願いします。

○総務課長（政田正武君）

運用につきましては、令和4年度から運用となります。令和3年度から工事を始めまして、年度内の、3年度内の工事完成を目指して、運用は令和4年度です。

以上です。

○11番（広田 勉君）

もうちょっと詳しく、各家庭にも入れるかどうかとか。

○総務課長（政田正武君）

世帯数が2月1日現在で4,710世帯でございます。その他、病院や介護施設、学校等に配布する数が500台を予定いたしております、合計5,210台でございます。子機1台当たりの金額は1万8,000円で、聴覚に障害のある方のために、文字タイプの子機を1台3万1,500円、約60台にしております。

また、維持管理につきましても、そういうふうに難しくはない、管理がしやすいやつを購入したいと思っています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

時間がないですが次にいきますけども、滞納処分の強化にも取り組むとありますが、具体的にどうようになさるのか。

○収納対策課長（太 稔君）

お答えいたします。

滞納者は、滞納額が増加するとともに納税が困難になっていくために、令和3年度は滞納者への早めの対応に力を入れていきたいと考えております。早めの対応といたしましては、現年度に対する初動勧告を強化いたしまして、現年度課税分の収入未済額が滞納繰越分へ移行しないように、納付期限を決めまして、納付期限を経過した場合には日の浅いうちに納税を促しまして、早期納付に取り組んでいきたいと思っております。1日でも早い対応が納税者のためでありまして、新たに発生した滞納については、督促状の発送、電話連絡や催告状を送付いたしまして、期限を切って相談に来ていただくように促していく予定です。

また、連絡、納付がない場合には財産調査を行い、財産の差し押さえを実施いたしまして、換価処分を行い、滞納税に充当していく予定です。

以上です。

○11番（広田 勉君）

差し押さえとか、そういったものを前もやっておったんですけども、今でも水道の給水停止とか、そういったことはあるんでしょうか。

○水道課長（清山勝志君）

水道の給水停止は今も行っております。

○11番（広田 勉君）

該当者はやっぱりいらっしゃるわけですか。

○水道課長（清山勝志君）

そうです。

○11番（広田 勉君）

やっぱり、税金の構成からいって、滞納者も大変だとは思いますが、やっぱり公平の意味からも、全部もれなくいただく方向で、家賃にしてもそうですけど、貯めれば貯めるほど、また大変になっていきますので、少しずつだけでも取りながら、なるべく公平の意味で滞納者が出ないような御苦勞をお願いしたいと。

以上で終わります。

○議長（池山富良君）

広田議員、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 議案第6号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第6号、専決処分について承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第6号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度一般会計補正予算（第8号）について議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,648万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億5,992万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金4,986万6,000円、繰入金3,561万7,000円、財産収入100万円の増額であります。

歳出の主な内容は、民生費4,507万5,000円、教育費2,221万円、農林水産業費1,048万3,000円、商工費1,014万4,000円などの増額、総務費545万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業実施のため緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君） 歳出の5ページ、2、1、13の電算管理費、備品購入、ウェブ会議システム機器、どのような利用をするのか。

同じく、広報の12委託料135万2,000円減になった理由です。

同じく、36の18負担金、これは人数の減で金額が減になったのか。

目38の18、650万円補助、中小企業家賃支援事業650万円、申込みが少なかったのか、それとも該当するのが少なかったのか。

39の780万円、これは、恐らく2回目の支援事業だと思いますけど、前の予算規模としてどうなっているか、お伺いします。

3、1の9新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、これは、病院か、それとも医療従事者か。

7ページの3の2、18負担金、これは事業内容、4、1、15の需用費、この間、通知、65歳以上は通知が来たんですけど、インフルエンザの場合は問診票と一緒に入っていましたけど、これは、問診票とか、これからまた入った通知が来るんでしょうか、お伺いします。

8ページ、6、2の2林業振興費3,511万8,000円の国庫支出金が減になっていますけど、これは、前、お願いした議会、議場の机、椅子の分、その分も入っていると思いますけど、その減になった分の内訳。そのお金は、恐らく、予算書を見たら、570万とか1,100万、1,190万、恐らく、それらに使われたと思いますが、その事業の減になった分はどこに使われたか。

6、3の8の18、昨日かな、言ったんですけど、売るほうじゃなくて取るほうにも、漁業者にも天城町が15名やっていますけど、そういうことは考えられないか、お伺いします。

7、1のふるさと応援便事業1,050万、どのような事業内容か。

13の18、540万1,000円、全部で540万1,000円減になっていますけど、事業が減になった理由。

○総務課長（政田正武君）

歳出の5ページ、款2項1目13電算管理費の189万1,000円でございますけれども、今、コロナのために会議が、出張とか行われていけませんので、ウェブ上で会議を行うためのオンライン会議のためのシステムです。第1会議室、第3会議室、第4会議室に設置する予定で、現在、ウェブ会議の頻度が週に約8回ほど行っていますので、そのために導入いたします。

同じく、5ページの款2項1目38の中小企業等の家賃の支援でございますけれども、当初、1,000万円予算計上していましたが、申請件数が53件ありましたので、その残額を落としてございます。

以上です。

○企画課長（村上和代君）

御質問のありました4項目についてお答えいたします。

まず5ページです。款2、1項1、15広報費、12の委託料についてですが、町ホームページ

リニューアル事業委託料135万2,000円の減額でございます。これは、契約額の決定に伴う不用見込額の減額であります。

続きまして、同じく、2、1、36、18の負担金の460万の減額でございます。これにつきましては、補正（第3号）におきまして、給付対象者320人で積算しておりましたが、対象者228名となり、これも実績額に基づき、不用額を減額いたしております。

続きまして、同じく2、1、39の18の負担額ですが、この事業内容を申します。

徳之島町学生支援臨時給付金給付事業実施要綱の一部を改正し、引き続き大学生など及びその保護者を支援するものです。前回に引き続き、2回目の事業の実施でございますが、前回からの変更につきましては、対象者に休学中の学生を追加することと、給付額をお1人様5万円から3万円へ変更すること。また、前回、申請時の添付書類につきましては、申請方法を簡略化いたしております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

8ページの6、2、2の林業振興費、マイナス233万5,000円、これに関しましては、入札執行残等であります。2割減額を必要があったということでもあります。

6、3、8の18、1,026万3,000円、お魚・お肉消費喚起商品券換金助成補助金でありますけれども、これについては、先日説明したところでもありますけれども、現在のところ、漁業者にもできないかなということでもありますけれども、第1回目を去年に行っておりまして、万が一、調査の上、またそういう必要があれば、話し合いの旨、また財源があれば、そこら辺は検討してみたいと思います。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

8ページ、款7項1目10ふるさと応援便事業ですが、目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町内の食品加工業者への支援と自粛要請等で大変な思いをされている関東、関西等の郷土会会員の皆様へ支援策として特産品を発送し、地域内の特産品の消費喚起を促しながら、ふるさと納税等のパンフレットなども同封し、アフターコロナに向け、郷土会員へ特産品のPRを行うために1,050万計上してあります。

次に、その下の13、新型コロナウイルス対策支援事業として、負担金でマイナス541万計上していますが、3つの事業の満額を落としてあります。

1つ目の新型コロナウイルス感染予防必需物品供給事業補助金ですが、これは、いわゆる消毒液等接客を伴う業種に対して、消毒液やマスク等の補助金で最大3万円まで補助を行うということでしたが、件数で220件ほど予定をしていましたが、現在、35件の申請しか来ておらず、

約半数の107件分、321万円を減額してあります。

その下の食品産業等の輸出力強化事業補助金といたしまして120万減額しておりますが、これは、町内の食品加工業者を対象に、ITを活用し、新しい食品輸出に関するセミナーを昨年の8月24日に開催し、商品をサイト上に掲載し、サンプル依頼が来た商品をumami11という会社が海外へ発送の手続を代行するサービスを月最大2万円の補助で6か月間行う予定で10件を計上してありましたが、1件の申請もないということで、120万減額しております。

続きまして、テイクアウト容器廃棄量削減事業ですが、これも当初、30件の150万を計上しておりましたが、現在、2件の申請しかなく、20件ほど、20件の100万円を減額するものであります。

以上です。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

歳出6ページ、款3民生費項1社会福祉費目9新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付金事業節18負担金補助及び交付金、補助金の597万円ですが、新型コロナウイルス感染症の感染疑いの患者を検査受け入れした医療機関の医療従事者に慰労金を支給するために予算計上いたしました。

支給対象額といたしましては、身体に直接接触者または近接者、近接者といいますのは、診療、治療、看護、検査、運搬等に従事した方は2万円、そのほかの方々には1万円ということで予算を計上しております。

続きまして、歳出7ページ、款3民生費項2児童福祉費目7子育て応援商品券事業費節18負担金補助及び交付金、補助金の3,736万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った子育て世帯に対する支援の一環として、子育て応援商品券事業、2万円分になりますが、その分を予算計上いたしました。

支給対象者といたしましては、現在、高校3年生までの年齢のお子さんがある世帯、令和3年1月29日から平成15年4月1日まで生まれた方が対象となります。

以上です。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

ページ、7ページ、4、1、15需用費、印刷製本費のほうですが、印刷物には問診票も入れる予定にしています。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

8ページの6、2の2の国、県支出金が3,551万8,000円減になっていますけど、その使い道は、農林水産の1,100万、7、1の1,190万、3、1の9の進学570万、大体、そのような内容で流用したのか、お伺いします。

○議長（池山富良君）

勇元議員、後でいいですか。

○6番（勇元勝雄君）

はい。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

介護福祉課に聞きます。

先ほど勇元議員も聞きましたけど、6ページ、民生費、款の3目の9慰労費に関してですけど、新型コロナウイルス感染対策従事者慰労金交付事業、これは、医療従事に対する人を中心にやっています。基本的に、在宅介護でもしかかった場合、こないだもありましたけど、施設職員が中心になってやっているんですけど、そういった慰労金なんてどういうふうを考えておられますでしょうか。中心になって施設の福祉職員がやっていますけど。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

今回の事業に関しましては、コロナ感染症の疑いのある患者を検査受け入れした医療機関の医療従事者を対象にしております。

○10番（是枝孝太郎君）

町長に伺いますけど、最終的に、医療従事者に対しては手厚くやっているんですけど、それは最終的に、感染した人たちの1から10までの下の世話から食事の世話。そういった待機して名瀬に運ぶまでの機関の人たちで福祉施設職員、保健所はやっていませんので、福祉施設職員がやっておられるんですけど、その点どういうふうにおられますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今回は、医療従事者等々に絞っての予算でありますけど、介護の施設等のスタッフにつきましては、今は、今回は考えておりません。今後、そういった要望、そしてまた医療従事者等々の意見徴収しながら、検討していけたらいいかなと思っています。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は承認されました。

△ 日程第3 議案第7号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（池山富良君） 日程第3、議案第7号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第7号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について議会の議決を求める件であります。

内容は、町長、副町長及び教育長の月給月額を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第8号 徳之島町保育士等修学基金条例の制定について

○議長（池山富良君） 日程第4、議案第8号、徳之島町保育士等修学基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第8号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町保育士等修学基金条例の制定について議会の議決を求める件であります。

内容は、慢性的に不足している保育人材確保のための基金の創設であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、徳之島町保育士等修学基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第9号 徳之島町保育士等修学資金貸与条例の制定について

○議長（池山富良君） 日程第5、議案第9号、徳之島町保育士等修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第9号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町保育士等修学資金貸与条例の制定について議会の議決を求める件であります。

内容は、慢性的に不足している保育人材確保のための奨学金制度の創設であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、徳之島町保育士等修学資金貸与条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第10号 徳之島町営農研修生育成基金条例の制定について

○議長（池山富良君） 日程第6、議案第10号、徳之島町営農研修生育成基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町営農研修生育成基金条例の制定について議会の議決を求める件であります。

内容は、営農研修施設で研修を受けている研修生が、施設を卒業し就職する際の資金の一部として、町より助成を行うことで就農時の負担を軽減することができ、将来の担い手育成につなげるための基金を創設するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

要望として聞いてもらいたいんですけど、営農研修生は2年間で研修を終えて一般の農家として頑張るわけですけど、せっかくハウス栽培いろいろ勉強して、そのまま自分でハウスをつくってやりなさいとか、そういうことではちょっと無理があると思うんですよね。2年間ということは、町のほうでハウスをつくって、その2年間、そのハウスで試験をしてもらって、どういう作物が換金できるか、どういう作物をつくったら経営的に成り立つか、そういう研修するような施設がなかったら、せっかく生産、園芸を勉強しても自分でハウスをつくりなさい、そういうことでは恐らく資金とかそういうことを考えて、また販売先、いろいろつくっても販売、せっかくこれはいいと思ってつくっても販売できなかつたら、もうその分だけ減収になります。また、農業に対しての魅力も失うと思うわけですから、町のほうでそういう施設を、ハウスを借り上げるか、また、つくって、2年間で、サイクルが2年間ですから、2年間の間にどういうのが作物がいいか、そういう研修の場をつくるようによろしくお願いします。これは要望です。

○議長（池山富良君）

勇元議員、要望でいいですね。はい。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、徳之島町営農研修生育成基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第11号 徳之島町前処理施設使用料条例の制定について

○議長（池山富良君） 日程第7、議案第11号、徳之島町前処理施設使用料条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第11号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町前処理施設使用料条例の制定について議会の議決を求める件であります。

内容は、現在運用しているマリンパーク開田を廃止し、新たに浄化センター内に前処理施設を供用開始するのに伴い、し尿、浄化槽汚泥を処理する際に使用料の徴収を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

この使用者というのは、個人ですか、それとも徳之島町が許可した業者のことでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

徳之島町の2業者でございます。

○6番（勇元勝雄君）

じゃあ、個人が払うということはないわけですね。

○建設課長（亀澤 貢君）

業者のほうが、個人、使用料は、し尿18リットルにつき5円、浄化槽で1立米につき250円を徴収するということです。その徴収料が、また徳之島町に入ってくるということです。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、徳之島町前処理施設使用料条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第12号 徳之島町自動車等放置防止条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君） 日程第8、議案第12号、徳之島町自動車等放置防止条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第12号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町自動車等放置防止条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、本町区域内の公共の場所における良好な生活環境の保全を目的とし、放置を防止しなければならない対象物件に船舶を加えるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

ここに船舶を加えるとなっておりますけど、各港を見たら、何隻か、そういう放置船があります。持ち主のいない船舶も、亡くなっていない船舶もありますけど、そのような場合は、どのような手立てでその船舶を処理するのでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

何年か前、御存じだと思いますけれども、放置自動車等があったように、今回も船舶の所有者をある程度調査し、先に委任状等を取得できるものからまず撤去し、やっ払いこうという方法であります。

それ以外についてはまた調査を続けて、そういうふうな形で持っていければなと思っておりますので、以前、放置自動車のやり方と公告して、そういうふうな形で持っていければなと思っておりますので、自動車等の後ろに船舶も付け加えた次第であります。

○議長（池山富良君）

ほか質疑。

○6番（勇元勝雄君）

持ち主が分からない船舶の場合は、また持ち主が撤去に応じない場合は、その処理費用はどのようにするのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

当然、撤去費用は個人負担となりますので、代理執行の形でやることとなります。応じない場合は撤去できない旨だと思います。応じない場合は、撤去を拒否していることとなりますので、そういった場合には撤去できないこととなりますので、撤去しても、代わりに撤去してあげて、その代金を請求するというふうな形になります。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、徳之島町自動車等放置防止条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第13号 徳之島町指定居宅介護支援等の事業の
人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君） 日程第9、議案第13号、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第13号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○3番（松田太志君）

この条例ですが、この条例を定めるに当たっての理由を担当課長、述べていただけますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在、指定居宅介護支援事業所におきましては、経過措置の期間が限られております。よって、令和9年3月31日まで延長するという国からの指導があり、今回の条例改正に至っております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（松田太志君）

この条例を制定するに当たって、該当する施設等があると思うんですが、大体、どれぐらいの施設が該当されますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

町内におきましては、徳之島町社会福祉協議会が該当の事業所となっております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第14号 徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君） 日程第10、議案第14号、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第14号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第15号 徳之島町浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君） 日程第11、議案第15号、徳之島町浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第15号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、現在運用しているマリンパーク開田を廃止し、新たに浄化センター内に前処理施設として供用開始するのに伴い、条例の一部を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、徳之島町浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第16号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の
一部を改正する条例について

○議長（池山富良君） 日程第12、議案第16号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第16号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、町営住宅の建て替え及び用途廃止に伴う条例第3条第2項に関する別表の改定を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（徳
之島町役場新庁舎新築工事（1工区））

○議長（池山富良君） 日程第13、議案第17号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町

役場新庁舎新築工事（1工区）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第17号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る1月25日、指名競争入札した徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、標準工期として13.25か月を要する構造・規模であるため、工期を366日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区））の採決をします。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は可決されました。

△ 日程第14 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区））

○議長（池山富良君） 日程第14、議案第18号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第18号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る1月25日、指名競争入札した徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、標準工期として13.25か月を要する構造・規模であるため、工期を366日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区））の採決をします。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は可決されました。

△ 日程第15 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））

○議長（池山富良君） 日程第15、議案第19号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第19号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る1月25日、指名競争入札した徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、標準工期として13.25か月を要する構造・規模であるため、工期を366日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））を採決をします。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は可決されました。

△ 日程第16 議案第20号 物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））

○議長（池山富良君） 日程第16、議案第20号、物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第20号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る1月26日、指名競争入札した地元産材活用促進事業（木製議場家具の整備）3工区に係る物品購入変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、物品の納入場所である徳之島町役場新庁舎建設工事の工期延長に伴い、納入期限を366日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

地元産材、地元、鹿児島に、そういう業者がいましたけど、議場内の購入する費目の家具は分かっているのでしょうか、もし分からなければ、また後でその資料をもらいたいと思います。

これは、前の説明では、この旧庁舎の議場に持ってきて、それから新庁舎のほうに移動するという話でしたけど、それをそのまま旧庁舎のほうに設置して、新庁舎ができた場合、また向こうに移動するということよろしいでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

先ほど町長のほうからも説明があったとおり、工期変更に伴い、新庁舎のほうでできるように考えております。

また、前回の議会で勇元議員のほうからもありましたように、財源組替え等を行っておりますので、そこらを踏まえた上で、新庁舎のほうに納入できればなと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

旧庁舎にはつけない、置かないというわけですね。そうした場合、起債の関係もあるんですね。もし、それがそのまま新議場につくんだったら、起債が効きますよね。もう恐らく、これはもう町単独で予算を組んでいると思いますけど、その場合、交付税とか、その借入れの交付税分とか、そのもろもろが町の負担になると思うんですけど、それはどのように考えますか。

○農林水産課長（高城博也君）

私、財政のほうはあれなんですけれども、恐らく備品等については起債ができないというふうに聞いておりますけれども、庁舎整備基金並びに一般財源から組替えというふうなことで報告を受けております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））を採決をします。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は可決されました。

△ 日程第17 議案第21号 工事請負変更契約の締結について（亀津幹線管路築造工事（7工区））

○議長（池山富良君） 日程第17、議案第21号、工事請負変更契約の締結について（亀津幹線管路築造工事（7工区））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第21号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年12月9日に契約を締結した令和2年亀津幹線管路築造工事（7工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、立て杭築及び推進工事について特殊工法を用い施工するため、機材の調達に不測の日数を要しており、工期を160日間延長するものです。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、工事請負変更契約の締結について（亀津幹線管路築造工事（7工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は可決されました。

△ 日程第18 議案第22号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第18、議案第22号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第22号から議案第35号までを一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和3年5月7日で任期満了になる農業委員会委員を農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たに議会の同意を得て任命を行うものであります。

14名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

議案第22号につきましては、徳之島町亀津5241番地1、崎田広光、昭和39年5月17日生まれでございます。

議案第23号につきましては、徳之島町亀津1113番地、白山昭、昭和42年6月14日生まれでございます。

議案第24号につきましては、徳之島町亀津4593番地23、藤田喜文、昭和29年10月28日生まれでございます。

議案第25号につきましては、徳之島町山1667番地2、林慶造、昭和40年5月28日生まれでございます。

議案第26号につきましては、徳之島町母間8932番地、武島光子、昭和30年11月5日生まれでございます。

議案第27号につきましては、徳之島町亀徳2184番地92、内博行、昭和54年1月6日生まれでございます。

議案第28号につきましては、徳之島町母間3477番地、為島良一、昭和29年11月15日生まれでございます。

議案第29号につきましては、徳之島町花徳2168番地1、原田辰法、昭和32年5月19日生まれでございます。

議案第30号につきましては、徳之島町手々3220番地、嶺田正秀、昭和22年7月24日生まれでございます。

議案第31号につきましては、徳之島町轟木952番地、木場友広、昭和31年7月10日生まれでございます。

議案第32号につきましては、徳之島町亀津3167番地、嘉山杏奈、昭和61年7月22日生まれでございます。

議案第33号につきましては、徳之島町諸田769番地、川畑政一、昭和21年10月20日生まれで

ございます。

議案第34号につきましては、徳之島町尾母548番地1、琉和栄、昭和24年10月1日生まれで
ございます。

議案第35号につきましては、徳之島町亀津4908番地、平山正也、昭和30年9月27日生まれの、
以上14の議案の14名でございます。

なお、履歴については、議案書に添付してありますのでお目通しください。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は同意することに決定しました。

△ 日程第19 議案第23号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第19、議案第23号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、先ほど町長から議案第35号まで一括して提案理由の説明がありましたので、
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は同意することに決定しました。

△ 日程第20 議案第24号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第20、議案第24号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は同意することに決定しました。

△ 日程第21 議案第25号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第21、議案第25号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

△ 日程第22 議案第26号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第22、議案第26号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

△ 日程第23 議案第27号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第23、議案第27号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

△ 日程第24 議案第28号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第24、議案第28号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

△ 日程第25 議案第29号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第25、議案第29号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

△ 日程第26 議案第30号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第26、議案第30号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は同意することに決定しました。

[13番 福岡兵八郎君 退場]

△ 日程第27 議案第31号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第27、議案第31号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

△ 日程第28 議案第32号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第28、議案第32号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

△ 日程第29 議案第33号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第29、議案第33号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

[13番 福岡兵八郎君 入場]

△ 日程第30 議案第34号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第30、議案第34号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

△ 日程第31 議案第35号 農業委員の選任について

○議長（池山富良君） 日程第31、議案第35号、農業委員の選任についてを議題とします。
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

△ 日程第32 議案第36号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）について

○議長（池山富良君） 日程第32、議案第36号、令和2年度一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度一般会計補正予算（第9号）について議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,439万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億8,431万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金3億1,680万円、町債2億353万5,000円、地方消費税交付金5,346万7,000円、法人事業税300万円などの増額、繰入金1億2,641万6,000円、寄附金9,991万5,000円、国庫支出金1,605万8,000円、町税745万3,000円、環境性能割交付金200万円の減額などであります。

歳出の主な内容は、消防費5億6,117万5,000円、民生費2,323万7,000円の増額、総務費8,377万円、土木費4,989万4,000円、教育費4,596万8,000円、衛生費3,545万5,000円、農林水産業費3,470万4,000円の減額などであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32、議案第36号、令和2年度一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、令和2年度一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第33 議案第37号 令和2年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君） 日程第33、議案第37号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,829万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,489万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金6,661万7,000円、繰入金950万2,000円の増額、国民健康保険税1,751万9,000円、国庫支出金30万8,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、保険給付費6,020万円の増額、保険事業費172万円、総務費18万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第34 議案第38号 令和2年度介護保険事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（池山富良君） 日程第34、議案第38号、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について議会の議決を求め

る件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,785万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,495万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金20万8,000円の増額、支払基金交付金1,076万3,000円、国庫支出金602万7,000円、繰入金127万2,000円の減額であります。

歳出の内容は、保険給付費1,662万円、総務費83万5,000円、地域支援事業費39万9,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第35 議案第39号 令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君） 日程第35、議案第39号、令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,606万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、町債220万円の増額、繰入金352万6,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費80万8,000円、事業費51万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましても、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第36 議案第40号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君） 日程第36、議案第40号、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について議会の議決を求

める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,826万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入96万3,000円、後期高齢者医療保険料62万2,000円、繰入金29万8,000円の減額であります。

歳出の内容は、保険事業費107万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金80万4,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第37 議案第41号 令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君） 日程第37、議案第41号、令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）について議会の議決を求める件であ

ります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益839万5,000円の減額であります。収益的支出におきましては、営業費用713万8,000円、営業外費用125万7,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第38 議案第42号 令和3年度一般会計歳入歳出予算について

△ 日程第39 議案第43号 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第40 議案第44号 令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第41 議案第45号 令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第42 議案第46号 令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第43 議案第47号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第44 議案第48号 令和3年度水道事業会計歳入歳出予算
について

○議長（池山富良君） 日程第38、議案第42号、令和3年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第44、議案第48号、令和3年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以下7件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

令和3年度の予算書を提出するに当たり、予算編成に当たっての主な方針と予算の概要を説明申し上げ、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年度の予算編成にあつては、財源不足を解消するとともに歳入に見合った歳出とし、継続可能な財政構造の確立を目指す必要があります。そのため歳入面では、国や県の情報を収集し共有化を図るとともに、全職員が新たに活用できる補助制度等の活用を検討することや自主財源の確保につながる施策に取り組む必要があります。

歳出面では、全ての経費を見直し、これまで以上に義務的経費の抑制に努め、物件費、補助費、繰出金の抑制、削減に取り組むほか、公共施設の長寿命化計画等の策定による年次的改修計画など維持補修経費への特定財源の確保に努め、本町が実施している各種施策を実りあるものとするため、限られた財源の中でより質の高い行政サービスを図ることなどを主な方針といたしました。

令和3年度の一般会計の当初予算は82億5,348万2,000円で、前年度当初予算に対し13.4%、金額にして12億7,581万8,000円減額の予算であります。

予算編成では主要な施策を実施するに当たり、財政調整基金等の繰入れを行いました。また公債費につきましては、事業の差し控えにより減少傾向にありましたが、現在着工中の新庁舎建設事業をはじめ、今後多数の大型事業が控えていることから増加することが予想されます。経常収支比率につきましても、昨年度より若干増加し硬直化が進んでおりますので、引き続き税収等一般財源の確保や経常的経費の削減を図り、財政の健全化に努めてまいります。

主な歳入の概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

町税は、576万4,000円の増額、主に個人住民税の増額であります。

分担金及び負担金は、5,215万4,000円の増額、主に畑総事業分担金の増額であります。

国庫支出金は、743万2,000円の減額、主に住宅建設に係る社会資本整備総合交付金の減額などであります。

県支出金は、4,625万円の増額、主に畜産クラスター施設整備事業に係る補助金の増額などあります。

財産収入は、1,204万5,000円の減額、主に美農里館生産物売払収入の減額であります。

繰入金は、3,234万1円の増額、主に徳之島用水基金繰入金の増額であります。

次に、歳出概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

議会費は、589万2,000円の減額、主に議員数の現に伴う人件費の減額であります。

総務費は、12億9,937万4,000円の減額、主に新庁舎建設事業費の減額であります。

民生費は、1億822万4,000円の増額、主に障害福祉費に係る扶助費の増額であります。

衛生費は、3,489万4,000円の減額、主にし尿処理施設マリパーク開田の閉鎖に伴う減額であります。

農林水産業費は、2億6,338万8,000円の増額、主に徳之島ダム償還金の増額などあります。

商工費は、224万円の増額、主に農林水産物輸送コスト支援事業による増額であります。

土木費は、2億898万5,000円の減額、主に社会資本整備道路事業、公営住宅建設事業の減額であります。

消防費は、7,435万8,000円の減額、主に徳之島地区消防組合訓練塔整備事業の減額であります。

教育費は、2,019万5,000円の減額、主にICT・IoT活用教育推進事業費の減額であります。

公債費は、590万7,000円の減額、町債利子償還金の減額であります。

続きまして、特別会計の当初予算規模は、それぞれ次のようになっております。

国民健康保険事業特別会計14億738万6,000円、前年度比0.7%の増額。

農業集落排水事業特別会計1,282万円、前年度比7.7%の増額。

介護保険事業特別会計11億7,346万8,000円、前年度比0.3%の増額。

公共下水道事業特別会計5億2,937万7,000円、前年度比4.8%の増額。

後期高齢者医療特別会計1億2,988万8,000円、前年度比11.6%の増額。

水道事業会計のうち収益的支出は3億7,985万8,000円、前年度比1.9%の減額。資本的支出は3億5,347万円、前年度比33.4%の増額であります。

以上、令和3年度の当初予算案の概要を申し上げます。

何とぞ御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから7件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本予算案7件については、議長を除く14名の委員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、本予算案7件については、議長を除く14名の委員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の行沢弘栄議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の徳田進議員が決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月12日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時06分

令和3年第1回徳之島町議会定例会

第4日

令和3年3月12日

令和3年第1回徳之島町議会定例会会議録
令和3年3月12日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

○日程第 1 議案第42号 令和3年度一般会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第43号 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第44号 令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第45号 令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算につ
いて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第46号 令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第47号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第48号 令和3年度水道事業会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議員派遣の件

○日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 主 幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	政田正武君
企画課長	村上和代君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	水野毅君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清山勝志君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第42号 令和3年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第2 議案第43号 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第3 議案第44号 令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第4 議案第45号 令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第5 議案第46号 令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第6 議案第47号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第7 議案第48号 令和3年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第42号、令和3年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第7、議案第48号、令和3年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以下7件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（行沢弘栄君）

おはようございます。

それでは、審査の結果報告をいたします。

令和3年度一般会計歳入歳出予算並びに6特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会での審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月9日に委員会を招集し、9日、10日に一般会計の審査並びに特別会計の審査を行いました。町長はじめ、副町長、総務課長並びに各担当課長、財政担当及び各課担当職員の出席を求め、説明資料に基づいて審査をいたしました。

審査の過程では、令和3年度の予算に係る事業の報告、課題、方策等について質疑や要望がなされました。

主な要望について御報告いたします。

新型コロナ支援金の法人、個人事業者への納税申告等の周知、相続未登記の登記義務化への周知に努められたい。

農林水産事業費においては、若者が希望をもって漁業に取り組めるような体制、漁業支援の拡充、緊急出荷調整冷蔵施設整備事業導入の早急な施設の整備に努められたい。

総合運動公園について、プール施設改修に伴い児童が喜べる施設設置、また野球場のナイター設備、外周ロードの定期的改修を要望する。

審査の経過については、審査終了後議長へ報告しており、質疑、内容については御承知のことですから省略いたします。

結果について、これから報告をいたします。

議案第42号、令和3年度一般会計歳入歳出予算、議案第43号、令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第44号、令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第45号、令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第47号、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算、議案第48号、令和3年度水道事業会計歳入歳出予算、以上、6件については、全会一致で認定すべきものと決定。

議案第46号、令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定については、採決の結果、起立多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第42号、令和3年度一般会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、令和3年度一般会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号、令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号、令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第44号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号、令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号、令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番（勇元勝雄君）

この公共事業の委託料に対して、私は反対いたします。令和3年度の予算の委託料に対して反対いたします。

令和2年度の委託料の予算が1,435万4,000円。それが、令和3年度4,220万円。2,700万円、約3倍に膨れ上がっていることに対して、私は反対いたします。

この理由については、こういう予算の組み方、町民はどう思っているか。3倍に跳ね上がる。町民目線の政治が私はなされていないと思います。積算の不透明。

町長は、し尿処理場の職員に対して、3名は町の責任で雇用しなければいけないという答弁も予算委員会でありました。

し尿処理場が指定管理者の場合は、管理期間を5年のうち3年を残して、それを町が閉鎖する場合は、それはある程度町が負担しなければならないが、現在、し尿処理場は年度年度の委託料で払っている。

そして、この事業が始まったのが3年前だと思いますけど、3年間の間に委託業者には町のほうから何年後には町がそのし尿処理を廃止するというので、会社のほうには伝えてあると私は思います。会社の責任で、その職員を雇用すべきであって、町が責任を負うべきではないと私は思っています。

町長のような考えは、今現在、指定管理者にしている図書館、文化会館、町の都合で期限を切ってもし業者が変わる場合は、その分まで町は負担しなければならないような状態になると私は思っています。

それは、下水道にし尿処理場を持っていくことに対して、1人ぐらいの職員の増員はそれは考えられます。それは、委託料で賄わなければいけないと思いますけど、3名も新たに入れなければいけないのか。施設自体は、コンピューターで全部管理されているわけです。その3人分の仕事があるか。民間的な発想だったら、最小の投資で最大の効果をあげる、それが常識と

私は思っています。

親方日の丸で自分の腹を痛めない、そういう考えでは町政は成り立たないと思っています。

また、職員の人も、町長に対して意見を言う職員でなければ、恐らく職員ではこういう予算を組めないはずです。そういう点を考えて、徳之島町は町長の株式会社じゃないんです。町民全部が株主なんです。

今までもいろいろ事業で失敗して、5億円以上の金を使ったあそこの土地、失敗でしたので済みました。民間の会社だとそれでは済まないわけです。それから、美農里館、当初の目的はサツマイモを加工して売る。島アザミにしてもそうです。私は全部失敗だと思っています。

町長も議員も職員も、町民の公僕なんです。町民の福祉の向上、生命・財産を守るために、我々議員、町長、職員はそのために仕事をしているわけです。町民の財産を、お金をいかにして有効に使うか。そういうことを考えて町政はするべきであって、現在のような町政ではコロナが収まって国も財政厳しい。親が厳しくなったら子供に辛抱してもらわなければいけない、そのような時代が必ず来ると思っています。

我々議員の仕事は、町政の批判と監視、提言、そのための議員であって、町長のための議員じゃない。町民は全体で議会を持つわけにいかないから、我々議員に町政を監視してくれということで、我々議員の立場があるわけです。いかにして町民の生命・財産、福祉の向上を図るか。それを町政と一緒にあって、我々議員も考えながらやっていくのが議員の務め。

現在のこの予算に対しては、3倍にも跳ね上がる、1,400万が4,200万に跳ね上がる、そういう予算を私は、我々議会は通してはいけないと思います。

2億5,000万の土地のときも町長に聞きました。もし、ほかの病院が土地を提供してくれという要望があったらやってくれるかという質問をしましたけど、それに対して町長の答えは、議会が通してくれたらやる、そのとおりなんです。最終的な責任は議会が持たなければいけないと私は思っています。それが、我々議員の責務なんです。議員は議員たる仕事をしなければ、議員の資格はないと私は思っています。

そういう点を考え、私はこの1,400万の金を4,200万に上げる、3倍近くに委託料を上げる、この予算に対しては反対でございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

勇元議員をお願いします。今は、令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算についての討論を行っています。ほかの事業のことをこの場で言うのはいかななものかと思えます。

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

○12番（木原良治君）

12番、木原が賛成討論をさせていただきます。

この予算案は、し尿処理施設整備のマリンパーク開田を廃止し、公共下水道と一体化する予算も計上されています。

その中であって、ただいまの反対討論者の討論の中で、数字的な誤解があり、また間違いがありましたので、その点を一応指摘して、賛成討論の中身に入らせていただきます。

公共下水道事業の運営に関しては1,400万円、令和2年度分です。ちゃんと計上されて我々議会が承認の下で執行されています。

し尿処理センター、マリンパーク開田は令和2年度は6,500万のほとんど、6,500万でこの21年間、その予算で運営委託されておりました。これが一体化することにより、3,700万近くの経費を削減し、1,400万の公共下水道に2,700万、足して4,200万の数字があがってきたということは、これは3倍に膨れ上がったんじゃないんです。こういう数字をしっかりと議会の場で議員は、予算そして決算に対して誤解を招くような数字を述べてはいけないと思います。

執行部に対しては、それぞれ課長に対しては、数字的なものに対してしっかりとせよと言いつつながら、我々議員がその曖昧な数字を述べて反対討論するとか、賛成討論するとか、これはいかなるものですかということをお願いして、この数字、先ほどの反対討論者の方の数字を訂正して賛成討論します。

この一体化することにより、この今までのマリンパークの予算が軽減するのはもちろんのこと、そこで従来から働いている方々の雇用もしっかりと守り、そして長年勤めている経験とそのノウハウを前処理施設の管理のほうでしっかりと生かしていけるものだと思います。

また、この一体化する事業は、国の地方創生事業、汚水処理施設整備交付金事業が採択され、完成し、一体化される事業であります。

この予算の人件費の基準、そして諸経費の基準は、あくまでも適正な基準の予算の計上の中でこの事業計画の公共下水道の予算が計上されています。

また、今後世界自然遺産登録を目指す徳之島において、また政府からこの徳之島町はSDGs 17項目の持続可能な数字目標の達成に全国から選ばれたこの徳之島町の環境改善に向けても、この公共下水道事業特別会計の予算は必要不可欠と考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号、令和3年度水道事業会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

議案第48号、令和3年度水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議員派遣の件

○議長（池山富良君）

日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 勇元勝雄

徳之島町議会議員 是枝孝太郎

